（別紙３－２）

「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）等」における
意見募集時の案と公布された政令等との差異について

意見募集時の案からの差異は以下の通りです（技術的な修正や表記方法の適正化を含みます）。

（傍線の部分が差異の箇所。該当箇所のみ抜粋）

政令等：外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）	
意見募集時の案	公布された政令等
（銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の確認事務の実施手続） 第六条　銀行等、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）又は電子決済手段等取引業者等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる支払等若しくは法第十七条第二号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる資本取引に係る支払等又は法第十七条第三号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づく令第七条第三項第二号に定める役務取引等（法第二十五条第六項に規定する役務取引に限る。以下この項及び第十三条第三項において同じ。）に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客からこの省令に基づく当該資本取引若しくは役務取引等又は支払等に係る許可証若しくは変更許可証（原許可証が添付されているものに限る。以下この項及び第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、当該許可証等により法第十七条各号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に定めるそれぞれの要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等をいう。以下同じ。）を行うものとする。 ２　銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三項第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（第一号にあつては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）（以下この項及び次項において「届出受理証等」という。）の提示を求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認	（銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の確認事務の実施手続） 第六条　銀行等、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）又は電子決済手段等取引業者等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる支払等若しくは法第十七条第二号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる資本取引に係る支払等又は法第十七条第三号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づく令第七条第三項第二号に定める役務取引等（法第二十五条第六項に規定する役務取引に限る。以下この項及び第十三条第三項において同じ。）に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客からこの省令に基づく当該資本取引若しくは役務取引等又は支払等に係る許可証若しくは変更許可証（原許可証が添付されているものに限る。以下この項及び第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、当該許可証等により法第十七条各号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に定めるそれぞれの要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等をいう。以下同じ。）を行うものとする。 ２　銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三項第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（第一号にあつては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）（以下この項及び次項において「届出受理証等」という。）の提示を求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認

の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等を行うものとする。この場合において、第一号に規定する期間を短縮した旨公示された場合は、当該顧客からの同号に掲げる電磁的記録の提示に代えて、当該銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は当該期間を短縮した旨公示された内容について自ら確認することができる。	の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等を行うものとする。この場合において、第一号に規定する期間を短縮した旨公示された場合は、当該顧客からの同号に掲げる電磁的記録の提示に代えて、当該銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は当該期間を短縮した旨公示された内容について自ら確認することができる。
一　法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第八条の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法により当該期間を短縮した旨が公示された場合　届出受理証（同令第三条第十三項に規定する届出受理証をいい、対内直接投資等に関する命令第三条の三第二項の規定により準用される同令第三条第十三項に規定する届出受理証を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び当該期間を短縮した旨公示されたものを書面に出力したもの又は出力装置の映像面に表示したもの	一　法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第八条の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法により当該期間を短縮した旨が公示された場合　届出受理証（同令第三条第十三項に規定する届出受理証をいい、同令第三条の三第二項の規定により準用される同令第三条第十三項に規定する届出受理証を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び当該期間を短縮した旨公示されたものを書面に出力したもの又は出力装置の映像面に表示したもの
四　法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証及び変更勧告書（対内直接投資等に関する政令第三条第十二項に規定する勧告の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）	四　法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証及び変更勧告書（対内直接投資等に関する政令第三条第十二項に規定する勧告の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）
六　法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正が命じられた場合次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証、期間の延長通知書及び変更命令書（対内直接投資等に関する政令第三条第十二項に規定する命令の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）	六　法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正が命じられた場合（次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証、期間の延長通知書及び変更命令書（対内直接投資等に関する政令第三条第十二項に規定する命令の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

政令等：新命令	
意見募集時の案	公布された政令等
（対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条　［①］対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項第二号に規定する主務省令で定める法人その他の団体は、個人又は法人その他の団体が他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人その他の団体とする。 ２　前項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の法人その他の団体の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。この場合において、他の法人その他の団体が法第二十六条第一項第四号に規定する組合等（以下この項及び次条第四項第二十九号において「組合等」という。）である場合におけるこの項の規定の適用については、第一号中「議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。第三項第二号ロにおいて同じ。）」とあり、及び「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、「総数」とあるのは「全体」と、第二号中「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、「自己所有等議決権数」とあるのは「自己所有等業務執行決定権限」と、「合計数」とあるのは「合計」と、「保有している議決権」とあるのは「保有している業務執行を決定する権限」と、第三号中「議決権」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、「総数」とあるのは「全体」と、「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」組合等の組合員（特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。以下この項並びに次条第四項第二十九号及び第九項において同じ。）の構成員を含む。）が組合等の財産として所有し、又は保有する財産又は権利については、当該組合等が所有し、又は保有するものとみなす。 一　他の法人その他の団体（次に掲げる法人その他の団体であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。以下この項及び第三項第二号ロにおいて同じ。）の総数に対する自己（その被支配会社等（令第二条第一項第三号に規定する被支配会社等をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において保有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合 ３　令第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。	（対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条　［①］対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項第二号に規定する主務省令で定める法人その他の団体は、個人又は法人その他の団体が他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人その他の団体とする。 ２　前項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の法人その他の団体の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。この場合において、他の法人その他の団体が法第二十六条第一項第四号に規定する組合等（以下この項及び次条第三項第三十号において「組合等」という。）である場合におけるこの項の規定の適用については、第一号中「議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。以下この項及び次項第二号ロにおいて同じ。）」とあり、及び「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、「総数」とあるのは「全体」と、第二号中「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、同号イ中「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」と、「合計数」とあるのは「合計」と、「保有している議決権」とあるのは「保有している業務執行を決定する権限」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」と、第三号中「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」とし、組合等の組合員（特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。次条第三項第三十号及び第七項において同じ。）の構成員を含む。）が組合等の財産として所有し、又は保有する財産又は権利については、当該組合等が所有し、又は保有するものとみなす。 一　他の法人その他の団体（次に掲げる法人その他の団体であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。以下この項及び次項第二号ロにおいて同じ。）の総数に対する自己（その被支配会社等（令第二条第一項第二号に規定する被支配会社等をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において保有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合 ３　令第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　［略］

イ　当該外国投資家（法人等（令第二条第二十二項第一号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項第一号に規定する外国法人等をいう。次条第四項第十九号同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（以下この項において「投資委員会等構成員」という。）

ロ　当該外国投資家等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第一号から第五号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員

ハ　当該外国投資家等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員

二　［略］

［イ・ロ　略］

4　［略］

二　子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次条第四項第二号及び第六項並びに第四条第三項を除き、以下同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

11　令第二条第二十五項第八号ニ⑵に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該社債の金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事

一　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　当該外国投資家（法人等（令第二条第二十二項第一号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項第一号に規定する外国法人等をいう。次条第三項第十九号イ及び第二十号において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（ロにおいて「投資委員会等構成員」という。）

ロ　当該外国投資家を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同号から同項第五号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員

ハ　当該外国投資家を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員

二　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　［略］

ロ　次に掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者

4　令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

二　子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次条第三項第二号及び第五項並びに第四条第四項を除き、以下同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

11　令第二条第二十五項第八号ニ⑵に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額（当該社債の発行が当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債

業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額と当該社債の金額とを合算した額とする。

（対内直接投資等の届出等）
第三条　［略］

３　令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める法人は、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人とする。
４　令第三条第一項第二十号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

二　［略］

三　外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等を除く。）が行う法第二十六条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの
イ　次に掲げるものに該当するもの（⑵から⑷までに掲げるものに該当するものにあつてはその被支配会社等を含む。）が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

⑶　第十八号に規定する特別上場会社等
⑷　第十九号に規定する特別非上場会社
ロ　当該行為をする前において、イ⑴から⑷までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。）及びその被支配会社等が保有する当該行為に係る会社の議決権の数の当

の部に計上した額と当該社債の金額とを合算した額）とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額（当該社債の発行が当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の総額と当該社債の金額とを合算した額）とする。

（対内直接投資等の届出等）
第三条　［略］

３　令第三条第一項第二十号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

二　外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得
三　外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）を除く。）が行う法第二十六条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの
イ　次に掲げるものに該当するもの及びその被支配会社等が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

⑶　第十九号に規定する特別上場会社等（特定上場会社等を除く。）
⑷　第二十号に規定する特別非上場会社
ロ　当該行為をする前において、イ⑴から⑷までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。）及びその被支配会社等が直接に保有する当該行為に係る会社の議決権の

該会社の総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）に占める割合が百分の五十以上であること。

四　外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　当該行為の後において、当該外国投資家の議決権を保有するものが、次に掲げるもののみであること。

⑵　当該外国投資家の会社法第二条第四号の二に規定する親会社等

ロ　当該行為の相手方がイ⑵又は⑶に掲げるものでないこと。

五　［略］

イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）の当該外国投資家の総議決権数に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

［ロ～ニ　略］

十　外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げるものを除く。）が、法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意の時点において当該議案に係る会社の取締役又は監査役である者の再任に係る同意であつて、当該同意を行う外国投資家が当該議案に係る会社について法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた直近の同意（当該取締役又は監査役である者に係る同号に掲げる議案に関するものに限る。）の日から次に掲げる事項に変更がないもの

イ　当該外国投資家の所在する国又は地域

ロ　当該外国投資家の国籍

数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上であること。

四　外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　当該行為の前において、当該外国投資家の議決権を保有するものが、次に掲げるもののみであること。

⑵　当該外国投資家の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。第四条第一項第五号イ⑵において同じ。）

ロ　当該行為の相手方がイ⑵に掲げるものでないこと。

五　次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為

イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）の当該外国投資家の総議決権に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

［ロ・ハ　略］

ニ　会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項、第八百六条第五項又は第八百十六条の六第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合

十　外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）を除く。）が、法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意の時点において当該議案に係る会社の取締役又は監査役である者の再任に係る同意であつて、当該同意を行う外国投資家が当該議案に係る会社について法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた直近の同意（当該取締役又は監査役である者に係る同号に掲げる議案に関するものに限る。）の日から次に掲げる事項に変更がないもの

イ　当該外国投資家（法人等にあつてはその本店）の所在する国又は地域

ロ　当該外国投資家の国籍等

ハ　当該議案に係る会社又はその子会社若しくは第六項に規定する他の会社の営む事業の属する業種

ニ　当該議案に係る会社又はその子会社若しくは第六項に規定する他の会社による第七項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報（以下「対象技術等」という。）の保有状況（対象技術等に含まれるいずれかの技術又は情報を新たに保有することとなつた場合以外は変更がないものとする。）

ヘ　当該取締役又は監査役である者の国籍

ト　当該取締役又は監査役である者の当該議案に係る会社以外の法人その他の団体における役員としての経歴（役職名の変更に伴うものを除く。）

十三　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（次条第九項において「対象事業」という。）又は対象技術等に係る事業に係る議案以外の議案に関し行う同意

［十四・十五　略］

十六　会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二条第二十五項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十七　［略］

十八　特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。以下同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げ

ハ　当該議案に係る会社又はその子会社若しくは第五項に規定する他の会社の営む事業の属する業種

ニ　当該議案に係る会社又はその子会社若しくは第五項に規定する他の会社による第六項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報（以下「対象技術等」という。）の保有状況（対象技術等に含まれるいずれかの技術又は情報を新たに保有することとなつた場合以外は変更がないものとする。）

ヘ　当該取締役又は監査役である者の国籍等

ト　当該取締役又は監査役である者の当該議案に係る会社以外の法人その他の団体（当該外国投資家又は当該外国投資家を被支配会社等とするもの若しくはその被支配会社等（令第三条の二第一項第一号から第五号までに掲げる非居住者等に該当するものを除く。）を除く。）における役員としての経歴（役職名の変更に伴うものを除く。）

十三　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第十六号及び次条第八項において「対象事業」という。）又は対象技術等に係る事業に係る議案以外の議案に関し行う同意

十四　法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第三号において同じ。）の事業目的が次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当せず、かつ、対象技術等を保有しない場合における支店等の設置

十五　［略］

十六　法第二十六条第二項第八号に掲げる事業の承継のうち、対象事業又は対象技術等に係る事業以外の事業のみを承継する場合における当該承継

十七　会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二条第二十五項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十八　［略］

十九　特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。以下同じ。）が行う同条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を

る行為を除く。）

イ　各外国株主等（令第二条第四項第一号に規定する外国株主等をいう。以下同じ。）（特定上場会社等及びその子会社を除く。以下この号において同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式（同項第一号に規定する実質所有等株式をいう。以下同じ。）の数及び当該外国株主等を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数（その数を合計する株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による株式の合計の数をいう。以下同じ。）

ロ　各外国株主等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第二十七項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下このロにおいて同じ。）の数及び当該外国投資家を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

十九　特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は令第二条第一項各号に掲げるもの（特定上場会社等及びその子会社を除く。）でないものをいう。以下同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為

二十　法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第九号に掲げる行為又は令第二条第二十五項第九号若しくは第十四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。第四条第一項第三号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

二十一　特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第二十五項第四号に掲げる行為をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同条第二十五項第二号に掲げる行為をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした

除く。）

イ　各外国株主等（令第二条第四項第一号に規定する外国株主等をいう。以下同じ。）（特定上場会社等及びその子会社（外国法人等の被支配会社等を除く。次号において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式（同項第一号に規定する実質所有等株式をいう。以下同じ。）の数及び当該外国株主等を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（法第二十六条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数（その数を合計する株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による株式の合計の数をいう。以下同じ。）

ロ　各外国株主等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第二十七項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下このロにおいて同じ。）の数及び当該外国株主等を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

二十　特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は令第二条第一項各号に掲げるもの（特定上場会社等及びその子会社を除く。）でないものをいう。以下同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為

二十一　法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第九号に掲げる行為又は令第二条第二十五項第九号若しくは第十四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。第四条第一項第三号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権又は外国議決権の行使を行わないものに限る。）

二十二　特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第二十五項第四号に掲げる行為をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第二号に掲げる行為をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併

法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

二十二　［略］

二十三　非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第二十五項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの

二十四　株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得（令第二条第二十五項第六号に掲げる行為をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

［二十五～二十七　略］

二十八　相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得又は令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得又は当該行為

二十九　令第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為であつて、当該行為に係る出資証券所有法人等（令第二条第二十五項第九号に規定する出資証券所有法人等をいう。以下同じ。）が組合等（特定組合類似団体を除く。）の財産としてのみ特別の法律により設立された法人の出資証券を所有するもの

三十　令第二条第二十五項第九号に掲げる行為であつて、当該行為をしたものが、当該行為の後において所有することとなる当該行為に係る出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権（同項第十一号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この号、第三十三号及び第三十四号において同じ。）の数及び当該取得をしたものを同条第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占め

により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

二十三　［略］

二十四　非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第二十五項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの

二十五　株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得（令第二条第二十五項第六号に掲げる行為をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

［二十六～二十八　略］

二十九　相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得又は令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得又は当該行為

三十　令第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為であつて、当該行為に係る出資証券所有法人等（同項第九号に規定する出資証券所有法人等をいう。以下同じ。）が組合等（特定組合類似団体を除く。）の財産としてのみ特別の法律により設立された法人の出資証券を所有する場合における当該行為

三十一　令第二条第二十五項第九号に掲げる行為であつて、当該行為をしたものが、当該行為の後において保有することとなる当該行為に係る出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権（同項第十一号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この号、第三十四号及び第三十五号において同じ。）の数及び当該取得をしたものを同条第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該出資証

る割合が百分の五十未満であるもの

三十一　令第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為（出資証券所有法人等に係る行為に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ　当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）又は当該間接取得者等を被支配会社等とするものが、令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当するもの

ロ　次の要件を満たすもの

⑴　間接取得者等が所有する特別の法律により設立された法人（当該行為に係る出資証券所有法人等が出資証券を所有するものに限る。）の出資証券の口数及び当該行為の前における当該間接取得者等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する当該特別の法律により設立された法人の出資証券の口数を合計した出資証券の口数の当該特別の法律により設立された法人の出資証券の総口数に占める割合が百分の五十未満であること。

⑵　⑴に規定する合計した出資証券の口数と、当該行為に係る出資証券所有法人等及び当該行為の後における当該出資証券所有法人等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する特別の法律により設立された法人の出資証券の口数とを合計した出資証券の口数の当該特別の法律により設立された法人の出資証券の総口数に占める割合が百分の五十以上となること。

三十二　令第二条第二十五項第九号又は第十一号に掲げる行為であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）又は当該間接取得者等を被支配会社等とするものが、令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当しないもの

ロ　次の⑴又は⑵に掲げるものからの外国議決権又は外国議決権行使等権限（令第二条第十六項に規定する外国議決権行使等権限をいう。第七項第一項第六号において同じ。）の取得

⑴　当該間接取得者を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

⑵　⑴に掲げるものの被支配会社等である法人その他の団体

券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十未満であるもの

三十二　令第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為（出資証券所有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ　当該行為をしたもの（特定組合等（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等をいう。次号において同じ。）が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下このイにおいて同じ。）又は当該行為をしたものを被支配会社等とするものが、令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当する場合における当該行為

ロ　次の要件のいずれも満たすもの

⑴　当該行為をしたもの（以下このロにおいて「間接取得者等」という。）が所有する特別の法律により設立された法人（当該行為に係る出資証券所有法人等が出資証券を所有するものに限る。）の出資証券の口数及び当該行為の前における当該間接取得者等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する当該特別の法律により設立された法人の出資証券の口数を合計した出資証券の口数の当該特別の法律により設立された法人の出資証券の総口数に占める割合が百分の五十未満であること。

⑵　⑴に規定する合計した出資証券の口数と、当該行為に係る出資証券所有法人等及び当該行為の後における当該出資証券所有法人等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該間接取得者等又は⑴に規定する非居住者等に該当するものを除く。）が所有する当該特別の法律により設立された法人の出資証券の口数とを合計した出資証券の口数の当該特別の法律により設立された法人の出資証券の総口数に占める割合が百分の五十以上となること。

三十三　令第二条第二十五項第九号に掲げる行為であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　当該行為をしたもの（特定組合等が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下この号において「間接取得者等」という。）又は当該間接取得者等を被支配会社等とするものが、令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当しない場合における当該行為

ロ　次の⑴又は⑵に掲げるものからの外国議決権の取得

⑴　当該間接取得者等を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

⑵　⑴に掲げるものの被支配会社等

三十三　法第二十六条第二項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をするものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第九号又は令第二条第二十五項第十一号に掲げる行為により保有する当該外国議決権に係る外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の実質保有等外国議決権の数の当該法人その他の団体の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における当該行使

三十四　令第二条第二十五項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をするものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた令第二条第二十五項第九号又は第十一号に掲げる行為により保有する当該外国議決権に係る外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の実質保有等外国議決権の数の当該法人その他の団体の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における当該行使

三十五　法第二十六条第二項第十号又は令第二条第二十五項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をしたもの以外のものが自ら又は他のものを通じて当該選任に係る議案の提案を行つた場合以外の場合における当該行使

5　令第三条第二項第一号イに規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

6　令第三条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロ並びに令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）又は法人（会社を除き、その被支配会社等を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

7　令第三条第二項第二号イに規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

8　令第三条第二項第二号イに規定する主務省令で定める法人は、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人とする。

9　令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号若しくは第五号に掲げるものに該当する外国投資家により行われる対内直接投資等又は同項第四号に掲げるもの（特定組合類似団体を除く。）に該当する外国投資家が行う対内直接投資等に相当するものに伴ってその組合員により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

10　令第三条第二項第四号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

11　［略］

三十四　法第二十六条第二項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をするものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第九号又は令第二条第二十五項第十一号に掲げる行為により保有する当該外国議決権に係る外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の実質保有等外国議決権の数の当該法人その他の団体の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における当該行使

三十五　令第二条第二十五項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をするものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた令第二条第二十五項第九号又は第十一号に掲げる行為により保有する当該外国議決権に係る外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の実質保有等外国議決権の数の当該法人その他の団体の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における当該行使

三十六　法第二十六条第二項第十号又は令第二条第二十五項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をしたものが自ら又は他のものを通じて当該選任に係る議案の提案を行つた場合以外の場合における当該行使

4　令第三条第二項第一号イに規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

5　令第三条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロ並びに令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）又は法人（会社を除き、その被支配会社等を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

6　令第三条第二項第二号イに規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

7　令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号若しくは第五号に掲げるものに該当する外国投資家により行われる対内直接投資等又は同項第四号に掲げるもの（特定組合類似団体を除く。）に該当する外国投資家が行う対内直接投資等に相当するものに伴ってその組合員により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

8　令第三条第二項第四号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

9　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及

十四　法第二十六条第二項第九号並びに令第二条第二十五項第九号、第十四号及び第十一号に掲げる行為　別紙様式第十四
十五　令第二条第二十五項第十二号に掲げる行為　別紙様式第十四
十六　令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為　別紙様式第十五
十七　法第二十六条第二項第十号及び令第二条第二十五項第十号に掲げる行為　別紙様式第十六
十八　令第二条第二十五項第十五号に掲げる行為　別紙様式第十七

12　前項第一号、第六号及び第十三号の届出書にあつては、次に掲げる事項を記載した書類を添付して提出しなければならない。

13　財務大臣及び事業所管大臣は、第十一項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。ただし、同項の手続が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された届出書の内容を書面に出力したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者に交付するものとする。

14　令第三条第十八項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知又は令第三条の四第七項の規定に基づき法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

15　令第三条第二十項第一号に規定する他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

一　当該非居住者等又は当該非居住者等と同項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

三　令第三条第二十項第一号に規定する非居住者等又は当該非居住者等と同項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

十四　法第二十六条第二項第九号並びに令第二条第二十五項第九号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為　別紙様式第十四

十五　令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為　別紙様式第十五
十六　法第二十六条第二項第十号及び令第二条第二十五項第十号に掲げる行為　別紙様式第十六
十七　令第二条第二十五項第十五号に掲げる行為　別紙様式第十七

10　前項第一号、第六号及び第十三号の届出書にあつては、次に掲げる事項を記載した書類を添付して提出しなければならない。

11　財務大臣及び事業所管大臣は、第九項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。ただし、同項の手続が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された届出書の内容を書面に出力したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者に交付するものとする。

12　令第三条第十八項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知又は令第三条の四第七項の規定に基づき法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

13　令第三条第二十項第一号（令第三条の二第七項、第四条第十三項、第四条の三第六項、第四条の八第十一項及び第六条の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

一　当該非居住者等又は当該非居住者等と令第三条第二十項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

三　当該非居住者等又は当該非居住者等と令第三条第二十項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

16　令第三条第二十一項第四号（令第三条の二第八項、第四条第十四項、第四条の三第七項、第四条の八第十二項及び第六条の三第六項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める特定技術は、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術とする。

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二　令第三条の二第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数とする。

一　同条第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

三　令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

5　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める法人（以下この条において「特定法人」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人とする。

6　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に掲げるものに該当するものを除く。）とする。

7　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者又は特定法人に該当する者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

8　令第三条の二第三項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

9　令第三条の二第三項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むもの又は前条第八項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人（以下この号において「対象法人」という。）に該当するものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主た

14　令第三条第二十一項第四号（令第三条の二第八項、第四条第十四項、第四条の三第七項、第四条の八第十二項及び第六条の三第六項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める特定技術は、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術とする。

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二　令第三条の二第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数とする。

一　令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

三　第一号に規定する外国政府等又は同号に規定する個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

5　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に掲げる非居住者等に該当するものを除く。）とする。

6　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者又は同号に規定する特定法人に該当する者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

7　令第三条の二第三項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

8　令第三条の二第三項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第四項第一号において同じ。）であつて発

る事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第五項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第六項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて、対象事業を営むもの又は対象法人に該当するもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第五項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業又は対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等

三　対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の対象技術等の取得その他の当該技術情報又は対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

五　第六項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

六　第六項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に係る事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等

七　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

八　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規

行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて、対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第四項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二　令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業又は対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等

三　対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

五　第五項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

六　第五項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に係る事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等

七　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

八　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七

定による届出をして、禁止期間（法第二十九条第八項に規定する禁止期間をいう。第四条の三第五項第五号において同じ。）の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

九　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

十　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更、法第二十七条第五項に規定する国の安全等に係る措置に関する修正又は当該対内直接投資等の中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等（当該外国投資家が当該変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第三項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（国の安全等に係る措置の修正の届出等）

第三条の三　令第三条の三第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

２　第三条第十三項の規定は、前項の届出書について準用する。

（国の安全等に係る措置の変更の届出等）

第三条の四　令第三条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

２　第三条第十三項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第五号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

四　外国投資家（令第四条の三第一項各号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）が行う特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　次に掲げるものに該当するもの（⑵から⑷に掲げるものにあつては、その被支配会社等を含む。）が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

条第一項の規定による届出をして、禁止期間（法第二十九条第八項に規定する禁止期間をいう。第四条の三第四項第五号において同じ。）の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

九　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

十　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更、法第二十七条第五項に規定する国の安全等に係る措置に関する修正又は当該対内直接投資等の中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等（当該外国投資家が当該変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第三項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（国の安全等に係る措置の修正の届出等）

第三条の三　令第三条の三第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

２　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（国の安全等に係る措置の変更の届出等）

第三条の四　令第三条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

２　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第五号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

四　外国投資家（令第四条の三第一項各号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）が行う特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　次に掲げるものに該当するもの及びその被支配会社等が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

⑶　特別上場会社等	⑶　特別上場会社等（特定上場会社等を除く。）
ロ　当該特定取得をする前において、イ⑴から⑷までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。）及びその被支配会社等が保有する当該特定取得に係る会社の議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上であること。	ロ　当該特定取得をする前において、イ⑴から⑷までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。）及びその被支配会社等が直接に保有する当該特定取得に係る会社の議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上であること。
五　外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式に係る特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの	五　外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式に係る特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの
イ　当該行為の後において、当該外国投資家の株主が、次に掲げるもののみであること。	イ　当該行為の前において、当該外国投資家の株主が、次に掲げるもののみであること。
⑵　当該外国投資家の会社法第二条第四号の二に規定する親会社等	⑵　当該外国投資家の親会社等
ロ　当該特定取得の相手方がイ⑵又は⑶に掲げるものでないこと。	ロ　当該特定取得の相手方がイ⑵に掲げるものでないこと。
六　次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る特定取得	六　次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る特定取得
イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合	イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該外国投資家の総議決権に占める割合が百分の百となる場合を除く。）
ニ　会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項又は第八百六条第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合	ニ　会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項、第八百六条第五項又は第八百十六条の六第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合
4　令第四条第二項に規定する主務省令で定める法人は、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人とする。	
5　［略］	4　［略］
6　令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書に、次に掲げる事項を記載した書類を添付し、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。	5　令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書に、次に掲げる事項を記載した書類を添付し、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

7　財務大臣及び事業所管大臣は、第五項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十三項ただし書の規定を準用する。	6　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十一項ただし書の規定を準用する。
8　令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知又は令第四条の五第七項の規定に基づき法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。	7　令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知又は令第四条の五第七項の規定に基づき法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。
（特定取得の届出の特例に関する事項） 第四条の三　［①］令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。 一　同条第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体 三　令第四条の三第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）	（特定取得の届出の特例に関する事項） 第四条の三　［①］令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数とする。 一　令第四条の三第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体 三　第一号に規定する外国政府等又は同号に規定する個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）
4　令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定める法人は、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人とする。	
5　令第四条の三第二項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むもの若しくは同条第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人（以下この項において「特定対象法人」という。）に該当するものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として同条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの若しくは特定対象法人に該当するもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会	4　令第四条の三第二項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むもの又は同条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報（以下この項において「特定対象技術等」という。）を保有するものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として同条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの若しくは特定対象技術等を保有するもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会

社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

二　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案（特定対象事業又は第四条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報（次号において「特定対象技術等」という。）に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三　特定対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の特定対象技術等の取得その他の当該技術情報又は特定対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

六　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更、法第二十八条第五項に規定する国の安全に係る措置に関する修正又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更、国の安全に係る措置に関する修正又は当該中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第三項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（国の安全に係る措置の修正の届出等）

第四条の四　令第四条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

二　令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案（特定対象事業又は特定対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三　特定対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の特定対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該特定対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

六　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更、法第二十七条第五項に規定する国の安全等に係る措置に関する修正又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第三項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（国の安全に係る措置の修正の届出等）

第四条の四　令第四条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

２　第三条第十三項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（国の安全に係る措置の変更の届出等）
第四条の五　令第四条の五第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。
２　第三条第十三項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（報告の徴収等）
第四条の六　令第四条の八第三項に規定する主務省令で定める手続は、報告書を提出する場所、提出する報告書の通数その他財務大臣及び事業所管大臣が定める手続とする。
２　財務大臣及び事業所管大臣は、第一項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（技術導入契約の締結等の届出等）
第五条　［略］
２　令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第二十二による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第十一項後段の規定を準用する。
３　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十三項ただし書の規定を準用する。
４　令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十三による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第十四項後段の規定を準用する。

（令第六条の五の規定に基づく報告）
第七条　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

六　当該届出に係る法第二十六条第二項第九号若しくは令第二条第二十五項第九号若しくは第十四号に掲げる外国議決権の取得若しくは令第二条第二十五項第十一号に掲げる外国議決権行使等権限の取得又は当該外国議決権の取得若しく

２　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（国の安全に係る措置の変更の届出等）
第四条の五　令第四条の五第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。
２　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（報告の徴収等）
第四条の六　令第四条の八第三項に規定する主務省令で定める手続は、報告書を提出する場所、提出する報告書の通数その他財務大臣及び事業所管大臣が定める手続とする。
２　財務大臣及び事業所管大臣は、法第二十九条の二第一項の規定により報告を求めるときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（技術導入契約の締結等の届出等）
第五条　［略］
２　令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第二十二による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第九項後段の規定を準用する。
３　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十一項ただし書の規定を準用する。
４　令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十三による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第十二項後段の規定を準用する。

（令第六条の五の規定に基づく報告）
第七条　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

六　当該届出に係る法第二十六条第二項第九号若しくは令第二条第二十五項第九号若しくは第十四号に掲げる外国議決権の取得若しくは令第二条第二十五項第十一号に掲げる外国議決権行使等権限（同条第十六項に規定する外国議決権行使

は当該外国議決権行使等権限の取得をした後における当該外国議決権若しくは当該外国議決権行使等権限の全部若しくは一部の処分　別紙様式四十三

七　当該届出に係る令第二条第二十五項第十二号に掲げる外国株式等の取得又は当該外国株式等を取得をした後における当該外国株式等の全部若しくは一部の処分　別紙様式第四十三

八　当該届出に係る令第二条第二十五項第十三号に掲げる同意の取得又は当該同意を取得をした後における当該同意の解除　別紙様式第四十三

2　第三条第四項第二十号又は第四条第一項第三号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第二十四による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該引受者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数、当該引受者を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号及び次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数並びに当該引受者及び当該引受者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数

4　第六条の二の規定により別紙様式第二十五による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第四十四による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　別紙様式第二十五による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権又は外国議決権の数と次に掲げるものが直接に保有する議決権又は外国議決権の数とを合計した議決権又は外国議決権の数の当該報告者の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合又はその所有する株式若しくは外国株式等（令第二条第十六項に規定する外国株式等をいう。以下この号において同じ。）の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式若しくは外国株式等の総数

等権限をいう。以下この号において同じ。）の取得又は当該外国議決権の取得若しくは当該外国議決権行使等権限の取得をした後における当該外国議決権若しくは当該外国議決権行使等権限の全部若しくは一部の処分　別紙様式四十三

七　当該届出に係る令第二条第二十五項第十二号に掲げる外国株式等（同条第十六項に規定する外国株式等をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。）の取得又は当該外国株式等の取得をした後における当該外国株式等の全部若しくは一部の処分　別紙様式第四十三

八　当該届出に係る令第二条第二十五項第十三号に掲げる同意の取得又は当該同意の取得をした後における当該同意の解除　別紙様式第四十三

2　第三条第三項第二十一号又は第四条第一項第三号に掲げる行為（法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為に係るものに限る。）を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第二十四による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該引受者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該引受者を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数

4　第六条の二の規定により別紙様式第二十五による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第四十四による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　別紙様式第二十五による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権若しくは外国議決権の数と次に掲げるものが直接に保有する議決権若しくは外国議決権の数とを合計した議決権若しくは外国議決権の数の当該報告者の議決権の総数若しくは外国議決権の総数に占める割合又はその所有する株式若しくは外国株式等の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式若しくは外国株式等の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の

若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合
イ　当該株主又は出資者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体
ロ　イに掲げるものの被支配会社等
ハ　当該株主又は出資者の被支配会社等（イ又はロに掲げるものを除く。）
二　［略］

三　第三条の二第六項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合
［四・五　略］

六　提出された別紙様式第二十五による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。以下同じ。）又は報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

八　報告者が第三条の二第六項各号に掲げる非居住者等のいずれかに新たに該当することとなつた場合
九　報告者が令第三条の二第三項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第八項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合
十　報告者が第三条の二第八項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合
［十一・十二　略］

5　法第二十七条第一項、法第二十七条の四第一項、法第二十八条第一項又は法第二十八条の四第一項の規定による届出をしたものは、最終親会社等に変更がある場合（当該変更後の最終親会社等が外国投資家に該当しない場合を除く。）には、別紙様式第四十五による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合
イ　当該株主又は出資者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体
ロ　イに掲げるものの被支配会社等
ハ　当該株主又は出資者の被支配会社等（イ及びロに掲げるものを除く。）
二　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当するものが報告者の特定株主となる場合
三　第三条の二第五項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合
四　報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となるものの国籍等に変更がある場合
五　［略］
六　提出された別紙様式第二十五による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。次項において同じ。）又は報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

八　報告者が第三条の二第五項各号に掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合
九　報告者が令第三条の二第三項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第七項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合
十　報告者が第三条の二第七項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合
十一　報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、その該当する許認可等の区分に係る監督を行う行政機関又はその国籍等に変更がある場合
十二　［略］

5　法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をして法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる対内直接投資等又は特定取得を行つたもの（当該届出に係る会社又は法人に係る直接保有法人等（法第二十六条第五項に規定する直接保有法人等をいう。）又は出資証券所有法人等である場合に限る。）は、最終親会社等に変更がある場合（当該変更後の最終親会社等が法第二十六条第一項各号に掲

	げるものに該当しない場合を除く。）には、別紙様式第四十五による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。
（期間の短縮に関する公示） 第八条　財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項（法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項ただし書及び第四項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示するものとする。	（期間の短縮に関する公示） 第八条　財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項（これらの規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項ただし書及び第四項（これらの規定を法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示するものとする。
（勧告又は命令の取消しの通知） 第九条　削除	第九条　削除
（事務の委任） 第十条　令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十七条第五項（法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第三項、法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条の二第三項並びに第二十九条の二第二項及び第三項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第七項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）及び第二十九条の二第四項の規定に基づく通知の受理に関する事務、法第二十七条第十項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第四項、法第二十八条の二第四項、法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項並びに法第二十九条の二第六項及び第九項の規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき取り消す命令の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十九条の二第一項の規定に基づく報告の受理に関する事務並びに第七条第六項から第八項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。	（事務の委任） 第十条　令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十七条第五項（法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第三項、法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条の二第三項並びに法第二十九条の二第二項及び第三項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第七項（法第二十七条の四第二項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）及び法第二十九条の二第四項の規定に基づく通知の受理に関する事務、法第二十七条第十項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第四項、法第二十八条の二第四項、法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項並びに法第二十九条の二第六項及び第九項の規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき勧告又は命令を取り消す旨を記載した文書の送付に関する事務、法第二十九条の二第一項の規定に基づく報告の受理に関する事務並びに第七条第六項から第八項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

政令等：直投命令・別表第三（第六条の二関係）

意見募集時の案

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	法第二十六条第二項第一号に規定する会社の株式又は持分の取得	外国投資家	第三条第五項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）又は同条第八項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人（以下この表において「対象法人」という。）	別紙様式第二十四
二			対象業種であつて、第三条の二第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は対象法人であつて、同条第五項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人以外の法人	別紙様式第二十五
三	令第二条第二十五項第一号に規定する出資証	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法	別紙様式第二十四

公布された政令等

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	［略］	［略］	第三条第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）以外の業種又は同条第六項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人（以下この表において「対象法人」という。）以外の法人	別紙様式第二十四
二			対象業種であつて、第三条の二第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は対象法人であつて、同条第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人以外の法人	別紙様式第二十五
三	令第二条第二十五項第一号に規定する出資証	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法	別紙様式第二十四

	券の取得		人以外の法人	
四	法第二十六条第二項第二号に規定する会社の株式又は持分の譲渡	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十六
五	令第二条第十六項第二号に規定する議決権代理行使委任	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十七
六	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（当該取得又は株式への一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式及び当該取得者等がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式（以下この表において「実質所有等株式」という。）の数及び当該取得者等を令第二条第二十八項第一号の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この表において「取得者等の密接関係者」とい	外国投資家で令第三条の二第三項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの及び第三条の二第八項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十五

	券の取得		人以外の法人	
四	法第二十六条第二項第二号に規定する会社の株式又は持分の譲渡	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十六
五	令第二条第二十五項第二号に規定する議決権の行使につき代理する権限の委任	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十七
六	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（当該取得又は株式への一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該取得者等を同条第二十八項第一号の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）が所有する実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等	外国投資家で令第三条の二第三項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの及び第三条の二第七項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十五

	う。）の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等の実質保有等議決権の数及び当該取得者等の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合（以下この表において「取得者等の所有等割合」という。）が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。）	る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの		
七	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。）	外国投資家で許認可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十五
八	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十四

	が保有する実質保有等議決権の数及び当該取得者等の密接関係者が保有する実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合（以下この表において「取得者等の所有等割合」という。）が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。）	る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの		
七	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。）	外国投資家で許認可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十五
八	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十四

	第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得			
九	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得若しくは令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）又は同項第六号に規定する共同議決権行使同意取得（第三条の二第二項各号に掲げる事項に係る議案に係るものを除く。）	外国投資家	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十五
十	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定	特定国有企業等	対象業種又は対象法人	財務大臣が指定する様式

	第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得			
九	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得若しくは令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）又は同項第六号に掲げる共同議決権行使同意取得（第三条の二第二項各号に掲げる事項に係る議案に係るものを除く。）	［略］	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十五
十	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定	特定国有企業等	対象業種又は対象法人	財務大臣が指定する様式

	割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。）			
十一	令第二条第二十五項第四号に規定する議決権代理行使受任	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十八
十二	令第二条第二十五項第六号に規定する共同議決権行使同意取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十九
十三	法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十
十四	令第二条第二十五項第八号に規定する社債の取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十一
十五	法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十二
十六	法第二十六条第二項第九号、令第二条第二十五項第九号若しくは同項第十四号に規定する外国議決権の取得又は同項第十一号に規定する外国議決権行使等権限の取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別表様式第三十三
十七	令第二条第二十五項第十二号に規定する外国株式等の取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別表様式第三十三
十八	令第二条第二十五項第十三号に規定する同意の取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別表様式第三十四

	割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。）			
十一	令第二条第二十五項第四号に規定する議決権代理行使受任	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十八
十二	令第二条第二十五項第六号に掲げる共同議決権行使同意取得	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十九
十三	法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十
十四	令第二条第二十五項第八号に規定する社債の取得	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十一
十五	法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十二
十六	法第二十六条第二項第九号若しくは令第二条第二十五項第九号若しくは同項第十四号に規定する外国議 決権の取得、同項第十一号に規定する外国議決権行使等権限の取得又は同項第十二号に規定する外国株式等の取得	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十三
十七	令第二条第二十五項第十三号に規定する同意の取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十四

十九	法第二十六条第二項第十号又は令第二条第二十五項第十号に規定する役員の選任に係る外国議決権の行使	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別表様式第三十五
二十	令第二条第二十五項第十五号に規定する業務執行組合員への就任	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別表様式第三十六
二十二	法第二十六条第三項に規定する特定取得	外国投資家	第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であって、第四条の三第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は第四条第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人であつて、第四条の三第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める法人	別紙様式第二十五

十八	法第二十六条第二項第十号又は令第二条第二十五項第十号に規定する役員の選任に係る外国議決権の行使	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十五
十九	令第二条第二十五項第十五号に規定する業務執行組合員への就任	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十六
二十	法第二十六条第三項に規定する特定取得	外国投資家	第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であつて、第四条の三第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は第四条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人であつて、第四条の三第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人以外の法人	別紙様式第二十五

政令等：新命令・様式１～46
意見募集時からの主な差異
・　「国籍又は設立国」→「国籍・設立国等」、（記入要領）：国籍又はこれに類する地域… ・　「技術若しくは情報」→「事前届出対象の技術若しくは情報」 ・　「国籍」→「国籍等」、（記入要領）：「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。 ・　記入項目の追加（様式 14、16～17） （様式 14） 「１　取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等」欄中「⑷　直接保有法人等との関係（直接保有法人等の外国議決権等の取得以外の場合）」 「３　直接保有法人等」欄中「⑺　直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員の数」、「⑻　直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員」 （様式 16） 「１　役員の選任に係る外国法人等」欄中「⑷　直接保有法人等との関係（直接保有法人等の議決権の行使以外の場合）」 「４　行使の目的等」欄中「⑴　選任される役職及び権限の内容」、「⑵　役員及び代表権を有する役員の総数」 （様式 17） 「２　就任の目的」欄中「⑴　特定組合類似団体の名称等」～「⑹　特定組合類似団体と直接保有法人等との関係（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合）」 ・　記入要領上にて、「「直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中…」等の文章を変更・追加等（様式 14～17） ・　記入項目の追加（様式 35、36） （様式 35） 「１　役員の選任に係る外国法人等」欄中「⑷　直接保有法人等との関係（直接保有法人等の議決権の行使以外の場合）」 （様式 36） 「２　就任の目的」欄中「⑴　特定組合類似団体の名称」～「⑹　特定組合類似団体と直接保有法人等との関係（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合）」 ・　記入要領上にて、「「直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中…」等の文章を変更・追加等（様式 33～36） ・　その他、全体における平仄や体裁面の統一の観点から変更を行っております。

別紙様式第一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する届出書

年　　月　　日

□　本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項又は第28条第９項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1)	名称	法人番号：
	(2)	本店の所在地	
	(3)	定款上の事業目的	
	(4)	資本金 総議決権	取得前又は一任運用前　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口）） 取得前又は一任運用前　個 取得後又は一任運用後　個
	(5)	外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率　% （取得前又は一任運用前　%）
	(6)	事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(7)	事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 取得又は一任運用をしようとする株式等	(1)	上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他
	(2)	取得又は一任運用の態様（該当分に○）	イ　設立新株等の取得 ロ　増資新株等の取得 ハ　旧株等の譲受による取得 ニ　設立新株等への一任運用 ホ　増資新株等への一任運用 ヘ　旧株等の譲受による一任運用 ト　その他　（　）
	(3)	数量、取得・一任運用価額等	数量 株式　今回の取得・一任運用分　株（口） （取得・一任運用前の保有分　株（口）） 議決権　今回の取得・一任運用分　個 （取得・一任運用前の保有分　個） 取得価額又は一任運用価額　円 （一株・口　当たり　円） 取得後又は一任運用後の出資比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%） 取得後又は一任運用後の議決権比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%）
	(4)	取得又は一任運用の時期	□　：予定時期（　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
	(5)	支払の時期	
	(6)	取得又は一任運用の相手方	氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地 譲渡数量

<table>
<tr><td rowspan="5">3
取得又は一任運用の目的等</td><td>(1) 取得又は一任運用の目的（該当分に〇）</td><td>イ　資産運用
ロ　経営関与
ハ　関係会社の設立又は資金調達の支援
ニ　国内会社との合弁会社の設立
ホ　その他　（　　）
発行会社への投資目的の詳細：
関心を有する発行会社の事業：</td></tr>
<tr><td>(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法</td><td>経営関与の方法（詳細を記載すること。）：</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性（該当分に〇）</td><td>イ　あり
ロ　なし</td></tr>
<tr><td>①　「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の可能性の有無（ある場合には該当分に〇を付し、それぞれ詳細を記載すること。）
イ　発行会社の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小の提案
ロ　取締役又は監査役の選任又は解任の提案
ハ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。）
ニ　非公開情報の第三者に対する開示の提案
ホ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更の提案
ヘ　期限を付して、発行会社の回答又は行動を求める提案
（詳細：　　）</td></tr>
<tr><td>②　発行会社の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する可能性の有無（ある場合には詳細を記載すること。）
（詳細：　　）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性又は同令第４条の３第１項各号への該当性</td><td>□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>対内直接投資等に関する命令第３条の２第５項各号への該当性</td><td>□　第１号　□　第２号　□　第３号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">6</td><td rowspan="8">届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td>国有企業等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
</table>

7	取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		出資比率 議決権比率	% %
8	事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ　あり （　　） ロ　なし	
9	国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置		
10	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により、法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等又は特定取得については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

3　本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合、本届出書の頭書に記載の「本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

4　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令（以下この記入要領において「命令」という。）第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

5　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

6　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

8　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

9　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

10　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

11　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。また「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

12　「１　発行会社」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

13　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

14　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第２項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

15　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

16　「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」、「取得価額又は一任運用価額」、「取得後又は一任運用後の出資比率」及び「取得後又は一任運用後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」の「取得・一任運用前の保有分」について、届出者が法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得（法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得を含む。）により取得した発行会社の株式、持分又は議決権（議決権行使等権限（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する議決権行使等権限をいう。以下この記入要領において同じ。）に係るものを含む。以下この記入要領において「株式等」という。）を保有している場合、当該株式等の数を含んだ数を記載すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得価額又は一任運用価額」について、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得し、又は発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得又は一任運用の後において所有することとなる発行会社の所有等株式（法第26条第２項第３号に規定する所有等株式をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権若しくは議決権行使等権限を取得し、又は発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得又は一任運用の後において保有することとなる発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑷　取得又は一任運用の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得又は一任運用の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑸　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載すること。）。

「⑹　取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

17　「３　取得又は一任運用の目的等」欄中「⑴　取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、取得又は一任運用の目的として「経営関与」と記入すること。また、「発行会社への投資目的の詳細」と「関心を有する発行会社の事業」には、該当する内容の詳細を記載すること。「⑵　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、予定される経営関与の方法を詳細に記載し、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性」欄において、該当するものに〇を付す（該当が複数ある場合はその全て）とともに、「イ　あり」を選択した場合、提案等をする可能性がある事項の詳細について記入すること。提案等の可能性はあるが内容は未定の場合は「詳細」欄に未定である旨を記載すること。なお、⑵から⑶までの欄は、取得又は一任運用の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

18　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

19　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

20　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

21　「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。なお、取得時又は一任運用時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率　議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち届出者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該届出者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

22　「８　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等（以下この記入要領において「事前届出免除対内直接投資等」という。）又は特定取得（以下この記入要領において「事前届出免除特定取得」という。）により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、本届出において届け出る対内直接投資等又は特定取得が、対内直接投資等の場合は令第３条の２第３項第４号又は命令第３条の２第８項第１号から第６号まで（第４号については、令第３条の２第３項第３号ロに掲げる行為を行う場合に、第５号及び第６号については、命令第３条の２第５項各号に掲げるものが令第３条の２第３項第３号ロに掲げる行為を行う場合に限る。）に掲げる対内直接投資等（以下この記入要領において「基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等」という。）に該当する場合、特定取得の場合は令第４条の３第２項第２号又は命令第４条の３第４項第１号から第３号までに掲げる特定取得（以下この記入要領において「基準を遵守しないことを目的とする特定取得」という。）に該当する場合は、当該事前届出免除対内直接投資等又は事前届出免除特定取得から本届出書を受理した日までの間に、基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等又は基準を遵守しないことを目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。なお、過去にこの様式により同一の発行会社について行った届出において、基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等又は基準を遵守しないことを目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載した場合であって、当該事由の内容に変更がないときは、当該届出の受理年月日、受理番号及び当該届出から事由の内容に変更がないため記載を省略する旨を記載すること。

23　「９　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」又は法第28条第１項第４号に規定する「国の安全に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

24　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第４号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「10　その他の事項」欄に記入すること。

25　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式
持分 の譲渡に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
- □　内閣総理大臣（警察庁）
- □　内閣総理大臣（金融庁）
- □　総　務　大臣
- □　厚生労働大臣
- □　農林水産大臣
- □　経済産業大臣
- □　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

届出者	氏名			
	住所		国籍等	
	職業			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	円（　　株（口）））
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	

	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 譲渡しようとする株式（持分）	(1) 譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等	数量　株（口） 譲渡価額　円（一株（口）当たり　円） 譲渡後の出資比率　% 譲渡後の議決権比率　%
	(2) 譲渡の時期	□：予定時期（　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） □：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
	(3) 支払の受領の時期	
3 相手方	(1) 氏名又は名称及び代表者の氏名	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	(3) 国籍・設立国等
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容	
	(5) 譲受後の出資比率及び議決権比率	譲受後の出資比率　% 譲受後の議決権比率　%
4 譲渡目的等	(1) 譲渡しようとする理由	
	(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法	
5 国の安全等に係る措置		
6 その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

3　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

4　「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「届出者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

10　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

11　「２　譲渡しようとする株式（持分）」欄中「⑴　譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等」欄中「譲渡後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑵　譲渡の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している譲渡の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑶　支払の受領の時期」欄について、本届出書受理日において予定している支払の受領の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合はその旨を記載すること。

12　「３　相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

13　「３　相手方」欄中「⑶　国籍・設立国等」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

14　「４　譲渡目的等」欄中「⑵　譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。

15　「５　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

16　「6　その他の事項」欄には、届出者が居住者であった期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となった時期を記入すること。

17　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第３条第２項第４号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「6　その他の事項」欄に記入すること。

18　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使委任に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

届出者	氏名			
	住所		国籍等	
	職業			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	⑴　名称	法人番号：
	⑵　本店の所在地	
	⑶　定款上の事業目的	
	⑷　総議決権	個
	⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	

	⑹ 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 委任しようとする議決権	⑴ 数量等	数量　個 当該議決権の議決権比率　％
	⑵ 委任の目的及び内容	
	⑶ 委任の時期	□：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） □：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
	⑷ 株主総会の時期及び種別	
3 委任の相手方	⑴ 氏名又は名称	
	⑵ 住所又は主たる事務所の所在地	⑶ 国籍・設立国等
	⑷ 職業又は営んでいる事業の内容	
4 国の安全等に係る措置		
5 その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。

5　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「当該議決権の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

7　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

8　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「当該議決権の議決権比率」については、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使委任の後における届出者が保有等をすることとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

11　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑶　委任の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している委任しようとする議決権の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

13　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

14　「３　委任の相手方」欄中「⑶　国籍・設立国等」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を設立国として記載すること。

15　「４　国の安全等に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

16　「５　その他の事項」欄には、届出者が居住者であった期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となった時期を記入すること。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使受任に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="13">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1)	名称	法人番号：
	(2)	本店の所在地	
	(3)	定款上の事業目的	
	(4)	総議決権	個
	(5)	外資比率	%
	(6)	事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(7)	事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	(8)	上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他
2 受任しようとする議決権	(1)	数量等	数量　個 受任後の議決権比率　%（最も多く受任する場合） （受任前の比率　%）
	(2)	受任の目的及び内容	
	(3)	受任の時期	□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
	(4)	株主総会の時期及び種別	
	(5)	受任の相手方	氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 委任数量：
3 受任後の事業計画等	(1)	受任後の事業計画	
	(2)	事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

4	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
5	受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	個
		議決権比率	%
6	国の安全等に係る措置		
7	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。また「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　受任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

10　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

11　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

12　「２　受任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有することとなる議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　受任の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」等の受任の目的を記入すること。また、受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑶　受任の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している受任の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

13　「３　受任後の事業計画等」欄中「⑴　受任後の事業計画」欄には、受任後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑵　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に係る事業の取扱い」欄には、受任後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報の取扱いに関する事項を記入すること。

14　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。なお、受任時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（すなわち、「２　受任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

18　「６　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

共同議決権行使同意取得に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

- □　内閣総理大臣（警察庁）
- □　内閣総理大臣（金融庁）
- □　総　務　大臣
- □　厚生労働大臣
- □　農林水産大臣
- □　経済産業大臣
- □　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="7">1
発行会社</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 総議決権</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td colspan="2">%</td></tr>
<tr><td>(6) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">2
同意取得しようとする議決権</td><td>(1) 数量等</td><td colspan="2">数量　個
同意取得後の議決権比率　%（最も多く同意取得する場合）
（同意取得前の比率　%）</td></tr>
<tr><td>(2) 同意取得の目的及び内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 同意取得の時期</td><td colspan="2">□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内）
□　：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(4) 株主総会の時期及び種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5) 同意取得の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>同意数量</td><td>個</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">3
同意取得後の事業計画等</td><td>(1) 同意取得後の事業計画</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性（該当分に〇）</td><td colspan="2">イ　あり
ロ　なし
①　「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の可能性の有無（ある場合には該当分に〇を付し、それぞれ詳細を記載すること。）
イ　発行会社の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡・廃止又は縮小の提案
ロ　取締役又は監査役の選任又は解任の提案
ハ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。）
ニ　非公開情報の第三者に対する開示の提案
ホ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更の提案
ヘ　期限を付して、発行会社の回答又は行動を求める提案
（詳細：　　）
②　発行会社の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する可能性の有無（ある場合には詳細を記載すること。）
（詳細：　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">4</td><td rowspan="7">届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td>国有企業等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">5</td><td rowspan="8">同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
</table>

6 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
	同意取得の相手方との関係	
	数量	個
	議決権比率	%
7 国の安全等に係る措置		
8 その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄、「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄、「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　同意取得の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」、「その他経営の関与を目的とした議決権行使」等の同意取得の目的を記入すること。また、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑶　同意取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

「⑸　同意取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により同意取得をしようとする場合において記入すること。

14　「３　同意取得後の事業計画等」欄中「⑴　同意取得後の事業計画」欄には、同意取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑵　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、同意取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。

15　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

17　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄、「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄及び「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「同意取得の相手方との関係」において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

18　「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意取得時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

19　「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第17号まで、第20号及び第21号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び届出者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

20　「７　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

21　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

会社の事業目的の変更の同意に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 資本金	円（議決権の総数　　個）
	(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	(6) 届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号	
2 行使する発行会社の議決権の数量等		数量　　個 （届出時　　個） 議決権の総数に占める割合　　% （届出時　　%） （届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　　）
3 同意の内容		変更前： 変更後：
4 同意の時期		□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
5 同意目的等	(1) 同意目的	
	(2) 同意に伴う経営関与の方法	
	(3) 同意後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

	⑸ 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業に関する提案等の可能性（該当分に〇）	イ　あり ロ　なし 「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の可能性の有無（ある場合には該当分に〇を付し、それぞれ詳細を記載すること。） イ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。） ロ　非公開情報の第三者に対する開示の提案 ハ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更の提案 （詳細：　　）

6	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名
		住所又は主たる事務所の所在地
		国籍・設立国等
		職業又は営んでいる事業の内容
		ウェブページのリンク　☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		国有企業等との関係
		資本金
		届出者との関係
7	同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名
		住所又は主たる事務所の所在地
		国籍・設立国等
		職業又は営んでいる事業の内容
		ウェブページのリンク　☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		届出者との関係
		数量　議決権　　個
		議決権比率　　％
8	国の安全等に係る措置	
9	その他の事項	☐ 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。「１　発行会社」欄中「⑹　届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号」欄について、届出書の受理年月日及び受理番号が不明な場合には、理由とともに不明である旨を記載すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

12　「４　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の時期がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

13　「５　同意目的等」欄中「⑴　同意目的」欄には、「経営関与」等の同意の目的を記入すること。「⑵　同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　「９　その他の事項」欄中、届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。」欄に印を付けること。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="13">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する命令第３条の２第５項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 本店の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
	⑷ 資本金	円（議決権の総数　　個）
	⑸ 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	⑹ 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	⑺ 届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号	
2 行使する発行会社の議決権の数量等		数量　　個 （届出時　　個） 議決権の総数に占める割合　　% （届出時　　%） （届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　　）
3 同意の時期		☐ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） ☐ ：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
4 同意目的等	⑴ 取締役又は監査役の別	イ　取締役 ロ　監査役
	⑵ 自己提案又は他者提案の別	イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意 ロ　イ以外の議案に係る同意
	⑶ 候補者の氏名、住所及び国籍等	
	⑷ 候補者の任期	
	⑸ 候補者の経歴及び現職	
	⑹ 届出者と候補者の関係	
	⑺ 候補者の選任に係る議案に同意する目的	
	⑻ 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無	イ　あり　（　選任に対する発行会社の賛否　イ　賛成　ロ　反対　） （　　） ロ　なし
	⑼ 事前届出業種に属する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針 ※複数該当する場合はすべてにチェック	☐ 事業方針その他事業の運営への関与 ☐ 非公開の技術情報の取得 ☐ 事業の一部又は全部の譲渡又は廃止への関与 ☐ 合併、廃業又は会社の解散への関与 ☐ 取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会への出席 ☐ 期限を付して、発行会社の回答若しくは行動を要求すること ☐ 関与なし ☐ その他（　　） 上記についての具体的内容 （　　）

5	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
6	同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		届出者との関係	
		数量	議決権　　個
		議決権比率	%
7	事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に〇）	イ　あり （　　） ロ　なし	
8	国の安全等に係る措置		
9	その他の事項	☐ 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社が営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　「４　同意目的等」欄中「⑶　候補者の氏名、住所及び国籍等」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。候補者の「住所」には国又は地域名も記入し、「国籍等」には国籍又はこれに類する地域を記載すること。

「⑸　候補者の経歴及び現職」欄において、候補者に兼職先がある場合にはそれらも含めて明記すること。また、候補者が令第３条の２第１項第３号から第５号までに規定するものの役員又は使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合には、政府関係者であった期間及び当時の役職も併せて明記すること。

「⑺　候補者の選任に係る議案に同意する目的」欄において、「４　同意目的等」欄中「⑵　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合は、候補者として自ら又は自らの関係者（対内直接投資等に関する命令第２条第３項第２号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。

「⑻　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄は、「４　同意目的等」欄中「⑵　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合に記載すること。本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、選任に対する発行会社の賛否、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。

「⑼　事前届出業種に属する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針」欄は、「４　同意目的等」欄中「⑴　取締役又は監査役の別」欄において「イ　取締役」を選択した場合に記載すること。届出者が候補者を通じて発行会社の営む事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報に属する事業について、該当する事項を選択するとともに、どのような関与を行う予定か記載すること。

13　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

14　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

17　「７　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第１号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第１号に掲げる基準を遵守しない行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄に印を付けること。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第八

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

事業の全部の譲渡等の議案に関して行う同意に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

- □　内閣総理大臣（警察庁）
- □　内閣総理大臣（金融庁）
- □　総　務　大臣
- □　厚生労働大臣
- □　農林水産大臣
- □　経済産業大臣
- □　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 本店の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
	⑷ 資本金	円（議決権の総数　　個）
	⑸ 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	⑹ 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	⑺ 届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号	
2 行使する発行会社の議決権の数量等		数量　　個 （届出時　　個） 議決権の総数に占める割合　　％ （届出時　　％） （届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　　）
3 同意の時期		□ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □ ：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
4 同意目的等	⑴ 同意の対象となる議案	イ　事業の全部の譲渡 ロ　事業の一部の譲渡 ハ　子会社株式の譲渡 ニ　吸収合併 ホ　新設合併 ヘ　吸収分割 ト　新設分割 チ　現物配当 リ　事業の廃止 ヌ　会社の解散
	⑵ 譲渡等の対象の事業内容	
	⑶ 譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報	
	⑷ 譲渡等の議案に同意する理由	
	⑸ 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無	イ　あり （　　） ロ　なし
	⑹ 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

5	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
6	同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		届出者との関係	
		数量	議決権　　個
		議決権比率	％
7	事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ　あり （　　） ロ　なし	
8	国の安全等に係る措置		
9	その他の事項	☐ 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　「４　同意目的等」欄中「⑶　譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報」欄は、「⑴　同意の対象となる議案」において「イ　事業の全部の譲渡」を選択した場合省略することができる。

「⑷　譲渡等の議案に同意する理由」欄において、自ら又は他の株主を通じて株主総会に事業の全部の譲渡等の議案を提案した理由についても記載すること。

「⑸　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄において、本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。

「⑹　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄は、届出者が本届出で届け出る同意の対象となる事業の譲渡等の譲受者となる場合に記載すること。

13　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

14　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

17　「７　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第２号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第２号に掲げる基準を遵守しない行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄に印を付けること。

20　本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、法以外の法令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を除く。）に基づく許認可等が必要になる場合であって、本届出書受理日において当該許認可等の申請をしている時又は当該許認可等を取得しているときはその旨「９　その他の事項」欄に記載すること。

21　本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、一定期間において特定の商品又はサービスの提供を継続することを条件にしている等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「９　その他の事項」欄に記載することができる。

22　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第九

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

支店等の設置に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注:「ハ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 支店等	⑴ 名称		
	⑵ 所在地		
	⑶ 種類		
	⑷ 事業目的		
	⑸ 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
	⑹ 設置予定時期	☐ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）	
	⑺ 設置しようとする理由		
	⑻ 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容		
	⑼ その他の事項		
2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの		氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
3 国の安全等に係る措置			
4 その他の事項			

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に関連する支店等が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　支店等」欄中「⑶　種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。

「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、支店等が営む事前届出業種又は支店等が営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。支店等の営む事前届出業種又は支店等の営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種又はその事業に関連する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「⑹　設置予定時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している設置予定時期がある場合は当該設置予定時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑻　設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならって記入すること。

（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）

8　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

9　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

11　「３　国の安全等に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の 種類 / 事業目的 の変更に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
- ☐ 内閣総理大臣（警察庁）
- ☐ 内閣総理大臣（金融庁）
- ☐ 総　務　大臣
- ☐ 厚生労働大臣
- ☐ 農林水産大臣
- ☐ 経済産業大臣
- ☐ 国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="10">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐ あり（リンク：　　）
☐ なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注:「ハ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="12">1
支店等</td><td>(1)</td><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>設置の届出受理年月日及び受理番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>設置年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5)</td><td rowspan="2">種類</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(6)</td><td rowspan="2">事業目的</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(7)</td><td>事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(8)</td><td>変更予定時期</td><td colspan="2">☐　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内）
☐　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(9)</td><td>変更しようとする理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(10)</td><td>変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(11)</td><td>その他の事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7">2　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td>国有企業等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　国の安全等に係る措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　その他の事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、支店等の種類又は事業目的の変更の別に記入すること（種類及び事業目的の変更を同時に行おうとするときは、この限りでない。）。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

2　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に関連する支店等が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　支店等」欄中「⑶　設置の届出受理年月日及び受理番号」欄は、本届出の対象となる支店等に関して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。

「⑸　種類」は、次の例にならって記入すること。

（例：変更前　支店　／　変更後　支店兼工場）

「⑹　事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、支店等が営む事前届出業種又は支店等が営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。支店等の営む事前届出業種又は支店等の営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又はその事業に関連する技術若しくは情報の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種又はその事業に関連する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「⑻　変更予定時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している変更の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑽　変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならって記入すること。

（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）

9　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

11　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

12　「３　国の安全等に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

金銭の貸付け又は貸付債権の取得に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 債務者	(1) 名称	法人番号：
	(2) 主たる事務所の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 譲渡人	(1) 氏名又は名称	注：本欄は貸付債権の取得の場合のみ記入すること。
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	注：本欄は貸付債権の取得の場合のみ記入すること。
3 金額		債権金額： （貸付債権の取得の場合は取得価額：　　）
4 契約時期		
5 貸付時期又は取得時期		□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
6 条件	(1) 金利	
	(2) 期間	
	(3) 元本の回収方法（該当分に○）	イ　期日一括 ロ　分割（具体的に記入すること。）
7 貸付金の使途		
8 貸付目的等	(1) 貸付目的又は取得目的	
	(2) 貸付け又は取得に伴う経営関与の方法	
	(3) 貸付け後又は取得後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

9	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
10	貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		届出者との関係	
11	国の安全等に係る措置		
12	その他の事項	☐ 届出者が貸付の相手方又は取得する貸付債権の債務者の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、金銭の貸付けの相手方又は取得する貸付債権の債務者（以下この記入要領において「債務者等」という。）及びその被支配会社等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第１項第２号に規定する被支配会社等をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は債務者等若しくはその連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　債務者」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。

「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、債務者等の営む事前届出業種又は債務者等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。債務者等の営む事前届出業種又は債務者等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報の詳細を記入しても差し支えない。なお、債務者等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「１　債務者」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を債務者等とした場合に「１　債務者」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び債務者等による出資比率を記入すること。

また、「２　譲渡人」欄には、貸付債権の譲渡人の氏名又は名称（及び代表者の氏名）、住所又は主たる事務所の所在地を記載すること。

9　「４　契約時期」欄について、本届出書受理日において、契約時期が確定していない場合「届出受理日から６カ月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における契約の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること。）。

10　「５　貸付時期又は取得時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している貸付予定日又は取得予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

11　「６　条件」欄中「⑶　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。

（例：○年○月を第１回とし、以降１年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）

12　「８　貸付目的等」欄中「⑴　貸付目的又は取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付又は取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。「⑵　貸付け又は取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　貸付け後又は取得後の事業計画」欄には、貸付け後又は取得後に債務者等の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、貸付け後又は取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

13　「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

14　「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該債務者等に金銭の貸付け（法第26条第２項第７号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行っているとき、当該債務者等を債務者とする貸付債権（令第２条第25項第７号に規定する貸付債権をいう。）を所有しているとき、又は当該債務者等が発行する社債（令第２条第25項第８号に規定する社債をいう。）を所有しているときに記入すること。なお、貸付時又は取得時の「特別の関係にあるもの」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「特別の関係にあるもの」を記入すること。

17　「11　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

18　届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「12　その他の事項」欄に印を付けること。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十二

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

社債の取得に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 主たる事務所の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	

2 取得しようとする社債	銘柄（発行日、記号等）	額面総額	取得価額	利率	償還日及び元利の支払方法	同一銘柄の発行総額

3 取得の時期	☐ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
4 支払の時期	
5 取得目的等 (1) 取得目的	
(2) 取得に伴う経営関与の方法	
(3) 取得後の事業計画	
(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	

7	取得時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		届出者との関係	
8	国の安全等に係る措置		
9	その他の事項	☐ 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「２　取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。

（例：償還日は〇年〇月〇日、元利金は本邦において円価で支払う。）

11　「３　取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　「４　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載すること。）。

13　「５　取得目的等」欄中「⑴　取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。「⑵　取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「７　取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債（令第２条第25項第８号に規定する社債をいう。）を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該社債を所有しているとき、当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け（法第26条第２項第７号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行っているとき、又は当該社債の発行会社を債務者とする貸付債権（令第２条第25項第７号に規定する貸付債権をいう。）を所有しているときに記入すること。なお、取得時における社債の所有状況、金銭の貸付状況、又は貸付債権の所有状況の把握が困難な場合は、届出時において判明している状況に基づいて記入すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄に印を付けること。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の承継に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 対象会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	円
2 承継の時期		□ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） □ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
3 支払の時期		
4 承継の対価		
5 承継目的等	(1) 承継の方法	□ 事業の全部の譲受け □ 事業の一部の譲受け □ 吸収分割 □ 合併
	(2) 承継対象の事業内容	
	(3) 承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報	
	(4) 承継の目的	
	(5) 届出者と対象会社の関係	
	(6) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	

7　承継時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
	届出者との関係	
8　国の安全等に係る措置		
9　その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、承継対象の事業に含まれる事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は承継対象の事業に含まれる事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に係る事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　対象会社」欄中「⑴　名称」欄には、「対象会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

9　「２　承継の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している承継の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

10　「３　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨記載すること。）。

11　「５　承継目的等」欄について、「⑶　承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報」欄には、承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、承継対象の事業の該当業種又は承継対象に含まれる技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

13　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

15　「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄には、届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）のうち、「１　対象会社」欄に記入した会社の株式、持分若しくは議決権を有するものを記入すること。なお、承継時における特別の関係にあるものの有する株式、持分若しくは議決権の把握が困難な場合は、届出時において判明している保有等の状況に基づいて記入すること。

16　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十四

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権等の取得（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）又は外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="4">1
取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 直接保有法人等との関係（直接保有法人等の外国議決権等の取得以外の場合）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">2
取得しようとする外国議決権等</td><td>(1) 取得の態様（該当分に○）</td><td colspan="2">イ 新株発行等による議決権の取得
ロ 旧株等の譲受による議決権の取得
ハ その他 （ ）</td></tr>
<tr><td>(2) 数量、取得価額等</td><td colspan="2">数量
株式等 株（口）
議決権 個
取得価額 円
取得後の議決権比率 %
（取得前の比率 %）</td></tr>
<tr><td>(3) 取得の時期</td><td colspan="2">□ ：予定時期（ ）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内）
□ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(4) 支払の時期</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5) 取得の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>譲渡数量</td><td></td></tr>
</table>

3 直接保有法人等	(1) 名称	□ ：特定組合類似団体に該当する。	
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 取得後に届出者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	数量	議決権　　個
		議決権比率	%
	(6) 取得後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	議決権　　個
		議決権比率	%
	(7) 直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員の数	業務執行組合員の総数	
		届出者の関係者の数	
	(8) 直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	

4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名称	法人番号：		
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資本金 総議決権	円（　　株（口）） 個		
	(5) 外資比率	%		
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他		
	(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由			
	(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
	(9) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等	株式　　株 議決権　　個	
		取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍・設立国等	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法	（不明な場合は「不明」と記載）	
	(10) 届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量	株式　　株 議決権　　個	
		出資比率 議決権比率	% %	
	(11) 取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍・設立国等		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし	
		届出者との関係		
		数量	株式　　株 議決権　　個	
		出資比率 議決権比率	% %	

<table>
<tr><td rowspan="5">5
取得の目的等</td><td>(1) 取得目的（該当分に○）</td><td colspan="2">イ　資産運用
ロ　直接保有法人等への経営関与
ハ　国内の会社等への経営関与
ニ　資金調達の支援
ホ　その他　　（　　）
取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等への投資目的の詳細：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 直接保有法人等の経営への関与の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3) 国内の会社等の経営への関与の方法</td><td>経営関与の方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性</td><td>イ　あり
ロ　なし</td></tr>
<tr><td>①　「あり」の場合、国内の会社等に対する下記事項の提案の予定の有無（ある場合には該当分に〇を付し、それぞれ詳細を記載すること。）
イ　国内の会社等の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小の提案
ロ　取締役又は監査役の選任又は解任の提案
ハ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。）
ニ　非公開情報の第三者に対する開示の提案
ホ　非公開情報の管理に関する国内の会社等等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるもの変更の提案
ヘ　期限を付して、国内の会社等の回答又は行動を求める提案
②　国内の会社等の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する可能性の有無（ある場合には詳細を記載すること。）
（詳細：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>国有企業等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">7 令第２条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同号の取得に該当する場合のみ記入）</td><td colspan="2">□ 役員の選解任　□ 事業目的の変更　□ 解散　□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 国の安全等に係る措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">9 その他の事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第５項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」及び「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等」欄中「⑴　名称」欄について、外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）が設立準備中の場合には、外国法人等の名称にその旨併記すること。

9　「２　取得しようとする外国議決権等」欄中「⑵　数量、取得価額等」欄中「数量」、「取得価額」及び「取得後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。

「⑵　数量、取得価額等」欄中「取得価額」について、外国法人等が証券取引所に上場している場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「⑵　数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」については、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる外国法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得の時期がある場合は当該取得の時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑷　支払の時期」欄について、本届出書受理日において予定している支払の時期がある場合は当該支払の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑸　取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得をしようとする場合において記入すること。

10　「３　直接保有法人等」欄中「⑴　名称」欄において、直接保有法人等が、特定組合類似団体（法第26条第１項第４号に規定する特定組合類似団体をいう。以下この記入要領において同じ。）に該当する場合は、「特定組合類似団体に該当する。」欄に印を付すこと。

11　「３　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出者との関係」欄、「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

12　「３　直接保有法人等」欄中「⑹　取得後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。取得後又は一任運用後の「数量」及び「議決権比率」については、これらのものが保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を記載すること。その把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

13　直接保有法人等が特定組合類似団体である場合は、「３　直接保有法人等」欄中「⑸　取得後に届出者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」及び「⑹　取得後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄に代えて、「⑺　直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員の数」欄中「業務執行組合員の総数」欄に当該直接保有法人等の業務執行組合員（法第26条第２項第４号に規定する業務執行組合員をいう。以下この記入要領において同じ。）を、「届出者の関係者の数」欄に、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体又はこれらの役員若しくは使用人その他の従業者で、当該直接保有法人等の業務執行組合員であるものの数を記載すること。また、「⑻　直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員」欄に、これらの業務執行組合員であるものに関する情報を記載すること。

14　「３　直接保有法人等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

15　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内の会社等が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「２　取得をしようとする外国議決権等」欄、及び「３　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

16　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

17　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を国内の会社等とした場合に「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。

18　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑾　取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑾　取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、取得後の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

19　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

20　「５　取得の目的等」欄中「⑴　取得目的」欄には、「資産運用」、「直接保有法人等への経営関与」、「国内の会社等への経営関与」、「資金調達の支援」等の取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、直接保有法人等又は国内の会社等へ経営関与する可能性がある場合は、取得の目的として「直接保有法人等への経営関与」又は「国内の会社等への経営関与」と記入すること。また、「取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等への投資目的の詳細」欄には、該当する内容の詳細を記載すること。「⑵　直接保有法人等の経営への関与の方法」欄には、予定される経営関与の方法を詳細に記載し、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　国内の会社等の経営への関与の方法」欄内「事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性」欄において、該当する者に〇を付す（該当が複数ある場合はその全て）とともに、「イ　あり」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。なお、⑵及び⑶の欄は、取得の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

21　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

22　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

23　令第２条第25項第12号に規定する行為（外国法人等の株式又はこれに類するものであって、当該外国法人等の株主総会等において決議すべき事項の決定についてその所有者の同意を要するものの取得）をしようとするときは、「７　令第２条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同号の取得に該当する場合のみ記入）」欄においてその同意を要することとされている対象事項について記入すること。

24　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

25　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十五

根拠法規：　対内直接投資等
に関する命令

直接保有法人等の外国議決権の共同行使同意取得に関する届出書（令第２条第25項第13号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
　うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="14">1
直接保有法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 代表者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 届出者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>数量</td><td>議決権　　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="8">(6) 同意取得時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>議決権　　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="7">2
同意取得しようとする外国議決権</td><td>(1) 同意数量</td><td colspan="2">議決権　　個</td></tr>
<tr><td>(2) 同意取得の内容（該当分に○）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 同意取得の時期</td><td colspan="2">□ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内）
□ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(4) 共同行使の時期</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 同意取得の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(6) 同意取得後の事業計画</td><td>直接保有法人等に係る事業計画</td><td></td></tr>
<tr><td>国内の会社等に係る事業計画</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="12">3
直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="3">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(4) 資本金
総議決権</td><td colspan="3">円（　　株（口））
個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td>(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　上場銘柄
ロ　店頭売買銘柄
ハ　その他</td></tr>
<tr><td>(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">(9) 直接保有法人等との関係</td><td colspan="2">直接保有法人等が保有する数量等</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td rowspan="9">同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td>直接保有法人等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td>出資比率
議決権比率</td><td>%
%</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法</td><td>（不明な場合は「不明」と記載）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(10) 届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等</td><td colspan="2">数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td colspan="2">出資比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">議決権比率</td><td>%</td></tr>
</table>

	⑾ 同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		出資比率	%
		議決権比率	%
4	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
5	国の安全等に係る措置		
6	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第５項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「１　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「１　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　直接保有法人等」欄中「⑴　名称」欄について、直接保有法人等が設立準備中の場合には、直接保有法人等の名称にその旨併記すること。

「１　直接保有法人等」欄中「⑹　同意取得時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、届出者を令第2条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。同意取得時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

9　「１　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑾　同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄の「届出者との関係」欄及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

10　「２　同意取得しようとする外国議決権」欄中「⑴　同意数量」欄においては、同意取得の相手方が保有する直接保有法人等の議決権に加えて、当該相手方を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する直接保有法人等の議決権を加えた議決権の数を記載すること。「⑵　同意取得の内容」欄には、共同して議決権を行使することの同意を得た対象事項等の同意の内容について記載すること。「⑶　同意取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

11　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

12　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。「１　直接保有法人等」欄、及び「２　同意取得しようとする外国議決権」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

13　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を国内の会社等とした場合に「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。

15　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑾　同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑾　同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、同意取得時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「５　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に関する届出書（法第26条第２項第10号又は令第２条第25項第10号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 役員の選任に係る外国法人等	⑴ 名称	
	⑵ 本店の所在地	
	⑶ 事業の内容	
	⑷ 直接保有法人等との関係（直接保有法人等の議決権の行使以外の場合）	
2 行使する外国法人等の議決権の数量等		数量　個 （届出時　個） 議決権の総数に占める割合　% （届出時　%） （届出時と行使時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　）
3 行使の時期		□ ：予定時期（　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） □ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
4 行使の目的等	⑴ 選任される役職及び権限の内容	
	⑵ 役員及び代表権を有する役員の総数	役員の総数：
		代表権を有する役員の総数：
	⑶ 候補者の氏名、住所及び国籍等	
	⑷ 候補者の任期	
	⑸ 候補者の経歴及び現職	
	⑹ 届出者と候補者の関係	
	⑺ 候補者の選任に係る議決権行使をする目的（直接保有法人等の経営関与に関する方針を含む。）	
	⑻ 国内の会社等の事前届出業種に属する事業及び事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針 ※複数該当する場合はすべてにチェック	□ 事業方針その他事業の運営への関与 □ 非公開の技術情報の取得 □ 事業の一部又は全部の譲渡又は廃止への関与 □ 合併、廃業又は会社の解散への関与 □ 取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会への出席 □ 期限を付して、発行会社の回答若しくは行動を要求すること □ 関与なし □ その他（　） 上記についての具体的内容 （　）

<table>
<tr><td rowspan="12">5
直接保有法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 代表者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 届出者が所有等する直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>数量</td><td>議決権　　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率等</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="7">(6) 行使後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>議決権　　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="15">6
直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 総議決権</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td colspan="2">%</td></tr>
<tr><td>(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）</td><td colspan="2">イ 上場
ロ 非上場
ハ その他</td></tr>
<tr><td>(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">(9) 直接保有法人等との関係</td><td>直接保有法人等が保有する株式等の数</td><td>株</td></tr>
<tr><td rowspan="9">行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td>直接保有法人等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td>出資比率
議決権比率</td><td>%
%</td></tr>
<tr><td>届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法</td><td>（不明な場合は「不明」と記載）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(10) 届出者が保有する株式及び議決権の数量等</td><td>数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td>出資比率
議決権比率</td><td>%
%</td></tr>
</table>

	(11) 行使後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		出資比率 議決権比率	% %
7	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
8	国の安全等に係る措置		
9	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第５項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。なお、宛先の「事前届出業種等を所管する大臣」には、事前届出の対象となる業種又は技術若しくは情報を保有する法人を所管する大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「５　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「５　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　役員の選任に係る外国法人等」欄中、外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）が設立準備中の場合には、「⑴　名称」欄にその旨併記すること。

9　「２　行使する外国法人等の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる行使において行使する外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する外国法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等外国議決権の数の当該外国法人等の議決権の総数に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する当該外国法人等の実質保有等外国議決権の数及び当該実質保有等外国議決権の数の当該外国法人等の議決権の総数に占める割合と本届出の対象となる行使時点において行使する当該外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

10　「３　行使の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している行使の時期がある場合は当該行使の時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

11　「４　行使の目的等」欄中「⑶　候補者の氏名、住所及び国籍等」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。

「⑸　候補者の経歴及び現職」欄において、候補者が令第３条の２第１項第３号から第５号までに規定するものの役員又は使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合、政府関係者であった期間及び当時の役職を明記すること。

「⑺　候補者の選任に係る議決権行使をする目的（直接保有法人等の経営関与に関する方針を含む。）」欄において、候補者として自ら又は自らの関係者（令第２条第22項各号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。

「⑻　国内の会社等の事前届出業種に属する事業及び事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針」欄は、届出者が候補者を通じて国内の会社等の営む事前届出業種に属する事業及び事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業について、該当する事項を選択するとともに、どのような関与を行う予定か記載すること。

12　「５　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「５　直接保有法人等」欄中「⑹　行使後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。行使後の「数量」及び「議決権比率」については、これらのものが保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を記載すること。その把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

13　「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14　「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を国内の会社等とした場合に「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。

15　「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑾　行使後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑾　行使後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。行使後の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

16　「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十七

根拠法規： 対内直接投資等
に関する命令

特定組合類似団体である直接保有法人等の業務執行役員への就任に関する届出書（令第２条第25項第15号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">経歴、職業及び営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□ あり（リンク　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□ 第１号　□ 第２号　□ 第３号　□ 第４号　□第５号　□ 第６号
□ 上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td colspan="2">1　就任の時期</td><td colspan="2">□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内）
□　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）</td></tr>
<tr><td rowspan="10">2
就任の目的</td><td>(1)</td><td>特定組合類似団体の名称等</td><td colspan="2">名称：
主たる事務所の所在地：</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>直接保有法人等への経営への関与方針</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>国内の会社等の事前届出業種に関する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>業務執行組合員の総数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">(5)</td><td rowspan="6">届出者の関係者である他の業務執行組合員</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>特定組合類似団体と直接保有法人等との関係（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="12">3
直接保有法人等</td><td>(1)</td><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>代表者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5)</td><td rowspan="2">届出者が保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）</td><td>数量</td><td>議決権　　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="7">(6)</td><td rowspan="7">就任後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>議決権　　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="15">4
直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="3">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(4) 資本金
総議決権</td><td colspan="3">円（　　株（口））
個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td colspan="3">外資比率　　%</td></tr>
<tr><td>(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　上場銘柄
ロ　店頭売買銘柄
ハ　その他</td></tr>
<tr><td>(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">(9) 直接保有法人等との関係</td><td colspan="2">直接保有法人等が保有する数量等</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td rowspan="8">就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td>直接保有法人等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td>出資比率
議決権比率</td><td>%
%</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法</td><td>（不明な場合は「不明」と記載）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(10) 届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等</td><td colspan="2">数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td colspan="2">出資比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">議決権比率</td><td>%</td></tr>
</table>

	⑾ 就任後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		出資比率	%
		議決権比率	%
5	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
6	国の安全等に係る措置		
7	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第５項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「２　就任の目的」欄中「国籍・設立国等」欄、「３　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　就任の目的」欄中「ウェブページのリンク」欄、「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　就任の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している就任の時期がある場合は当該就任の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択することができる。

9　「２　就任の目的」欄中「⑸　届出者の関係者である他の業務執行組合員」欄に、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体又はこれらの役員若しくは使用人その他の従業者で、特定組合類似団体（法第26条第２項第４号に規定する特定組合類似団体をいう。）の業務執行組合員であるものに関する情報を記載すること。

10　「３　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄の「届出者との関係」欄及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「３　直接保有法人等」欄中「⑹　就任後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）」欄において、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体に関する情報を記載すること。就任後の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

11　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

12　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内の会社等が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお「３　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

13　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を国内の会社等とした場合に「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。

15　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑾　就任後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑾　就任後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、就任後の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

16　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「６　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十八

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

勧告の応諾に関する通知書

年　　月　　日

殿
（日本銀行経由）

氏名又は名称及び
代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種　　担当者の
連絡先

代理人の氏名又は
名称及び代表者の
氏名

代理人の住所又は
所在地

代理人の連絡先

外国為替及び外国貿易法第27条第７項の規定（同法第27条の４第２項において準用する場合を含む。）により、

年　　月　　日付　第　　号 をもって送付された対内直接投資等の

☐ 内容の変更
☐ 中　　止
☐ 国の安全等に係る措置の修正
☐ 国の安全等に係る措置の変更の中止

の勧告について、下記の通り通知します。

記

1 諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2 対内直接投資等の内容			
3 届出受理年月日		4　届出受理番号	

（記入要領）

1　本通知書は、内容の変更、中止、国の安全等に係る措置の修正又は国の安全等に係る措置の変更の中止の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。

2　代理人が通知する場合には、「担当者の連絡先」欄の記載を省略することができる。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十九

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

国の安全等に係る措置・国の安全に係る措置の修正・変更に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

- □　内閣総理大臣（警察庁）
- □　内閣総理大臣（金融庁）
- □　総　務　大臣
- □　厚生労働大臣
- □　農林水産大臣
- □　経済産業大臣
- □　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項又は第28条第９項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td colspan="2">1　修正届出と変更届出の別</td><td>□　修正届出</td><td>□　変更届出</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　本届出書の前提となる修正前又は変更前の届出書の受理年月日及び受理番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3
発行会社</td><td>(1)　名称</td><td colspan="2">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2)　本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">4　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置</td><td>修正前・変更前</td><td>修正後・変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">5　変更の時期（変更の場合のみ記載）</td><td colspan="2">□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内）
□　：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td colspan="2">6　その他の事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の修正又は変更を行う場合に、修正前又は変更前と修正後又は変更後の当該措置の内容を記載すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

2　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

5　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

9　「３　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。また「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。

10　「４　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」又は同法第28条第１項第４号に規定する「国の安全に係る措置」の修正又は変更を行う場合に、当該修正又は変更の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

11　「５　変更の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している変更の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

勧告の応諾に関する通知書

年　　月　　日

殿
（日本銀行経由）

氏名又は名称及び
代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種　　担当者の
連絡先

代理人の氏名又は
名称及び代理人の
氏名

代理人の住所又は
所在地

代理人の連絡先

外国為替及び外国貿易法第28条第７項（同法第28条の４第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第27条第７項の規定により、

年　　月　　日付第　　号をもって送付された特定取得の

☐ 内容の変更
☐ 中　　止
☐ 国の安全に係る措置の修正
☐ 国の安全に係る措置の変更の中止

の勧告について、下記の通り通知します。

記

1 諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2 特定取得の内容			
3 届出受理年月日		4　届出受理番号	

（記入要領）

1　本通知書は、内容の変更、中止、国の安全に係る措置の修正又は国の安全に係る措置の変更の中止の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。

2　代理人が通知する場合には、「担当者の連絡先」欄の記載を省略することができる。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

勧告の応諾に関する通知書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び
代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種　　担当者
の連絡先

代理人の氏名又は名称
及び代表者の氏名

代理人の住所又は
所在地

代理人の連絡先

外国為替及び外国貿易法第29条の２第３項の規定により、　　年　　月　　日付第　　号をもって送付された

□　対内直接投資等
□　特　定　取　得　　の　　□　株式又は持分の全部の処分
□　株式又は持分の一部の処分
□　その他必要な措置　　の勧告について、下記の通り通知します。

記

1　諾否の別（該当分に〇）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2　対内直接投資等又は特定取得の内容			
3　届出受理年月日		4　届出受理番号	

（記入要領）

1　本通知書は、対内直接投資等又は特定取得の別に、また勧告の内容の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。

2　代理人が通知する場合には、「担当者の連絡先」欄の記載を省略することができる。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

技術導入契約の締結／変更に関する届出書

年　　月　　日

殿

（日本銀行経由）

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		担当者の連絡先	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
	契約の相手方との資本関係（該当分に○）	イ　届出者は契約の相手方が直接に議決権の50％以上を保有している会社 ロ　届出者は上記イに該当しない		

下記のとおり届出します。

1 相契手約方の	氏名又は名称			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
2	技術の種類			
3	契約期間（始期及び終期）			
4	技術導入の対価			
5 契約条項の概要			（該当分に〇）	
	イ　現在届出者が既に所有する技術を契約の相手方に提供		有	無
	ロ　特許権、実用新案権、意匠権の譲渡		有	無
	ハ　特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定		有	無
	ニ　商標権の譲渡又は使用権の設定		有	無
	ホ　技術情報の提供又は使用権の設定		有	無
	ヘ　日本国内における独占的製造権又は販売権		有	無
	ト　届出者の再実施権		有	無
6	技術の内容			
7	変更の種類（該当分に〇）	イ　契約期間の変更 ロ　技術の追加 ハ　対価の変更 ニ　その他		
8 変更内容	項目番号・項目名	変更前	変更後	
9	技術導入契約の締結等の時期			
10	技術導入契約の締結等をしようとする理由			
11	その他の事項			

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあっては様式中「変更」の字句を、変更にあっては様式中「締結」の字句を消すこと。

2　届出に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあっては、原届出受理証（写）を添付し、「１　契約の相手方」、「７　変更の種類」、「８　変更内容」、「９　技術導入契約の締結等の時期」、「10　技術導入契約の締結等をしようとする理由」及び「11　その他の事項」欄のみ記入し、「８　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

3　報告に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあっては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「８　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

4　「１　契約の相手方」欄中「国籍・設立国等」欄には、契約の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、契約の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「２　技術の種類」欄には、導入しようとする技術の種類を簡潔に記入すること（例：飛行機の速度計の製造技術）。

6　「４　技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ（ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。）及びその他の費用（図面代等）を、それぞれ別書すること。

7　「５　契約条項の概要」の別紙として「対価に関する条項」、「再実施権に関する許諾条項」及び「秘密保持に関する条項」を添付すること。

8　「６　技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの範囲等を記入すること。また、登録済商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。

9　地位の承継の場合には、「９　技術導入契約の締結等の時期」欄に承継日を記入するとともに、「10　技術導入契約の締結等をしようとする理由」欄に、「報告済又は〇年〇月〇日〇〇第〇〇号にて届出済の〇〇社との契約について、〇年〇月〇日に吸収合併（又は契約の譲渡）があり、交渉の結果、新たに指定技術の追加を含む契約を締結することで合意しましたので届出します。」等と記入すること。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

勧告の応諾に関する通知書

年　　月　　日

殿
（日本銀行経由）

氏名又は名称及び
代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種　　担当者の連絡先

外国為替及び外国貿易法第30条第７項において準用する同法第27条第７項の規定により、　　年　　月　　日付

第　　号をもって送付された技術導入契約の締結等の　内容変更／中止　の勧告について、下記のとおり通知します。

記

1 諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2　技術導入契約の締結等の内容			
3 届出受理年月日		4　届出受理番号	

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十四

根拠法規： 対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 発行会社	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 本店の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
	⑷ 資本金 総議決権	取得前又は一任運用前　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口）） 取得前又は一任運用前　個 取得後又は一任運用後　個
	⑸ 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率　% （取得前又は一任運用前　%）
2 取得又は一任運用をした株式等	⑴ 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他
	⑵ 取得又は一任運用の態様（該当分に○）	イ　設立新株等の取得 ロ　増資新株等の取得 ハ　旧株等の譲受による取得 ニ　設立新株等への一任運用 ホ　増資新株等への一任運用 ヘ　旧株等の譲受による一任運用 ト　その他（　）
	⑶ 数量、取得・一任運用価額等	数量　株（口） 取得価額又は一任運用価額　円 （一株（口）当たり　円） 取得後又は一任運用後の出資比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%） 取得後又は一任運用後の議決権比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%）
3	取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	数量　株式　株 議決権　個 出資比率　% 議決権比率　%
4 取得又は一任運用の相手方	⑴ 氏名又は名称	
	⑵ 住所又は主たる事務所の所在地	
	⑶ 譲渡数量	
5	取得年月日	
6	支払年月日	
7	その他の事項	□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又情報を保有していない。

（記入要領）

1　報告者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等については、本報告書で報告することはできない。

2　本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

3　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

5　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

6　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

7　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

8　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。また「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において所有する発行会社の所有等株式（法第26条第２項第３号に規定する所有等株式をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

12　「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

13　「４　取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

14　対内直接投資等に関する命令第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（１）「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑵　取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（２）「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」には対内直接投資等に関する命令第３条第３項第21号又は第４条第１項第３号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行った日の翌日において所有している株式の数及び実質保有等議決権の数を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行った日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行った日の翌日における議決権比率（当該実質保有等議決権の数の総議決権に占める割合）を記入すること。

（３）当該報告の対象となった上場会社等の株式の取得が令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「７　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）並びに発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等（発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）及び対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社をいう。以下この記入要領において同じ。）がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種。令第３条第２項第２号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が保有する事前届出対象である技術又は情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。）並びに発行会社に事前届出対象である技術又は情報を保有する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び保有している事前届出対象である技術又は情報。）を記入すること。

15　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十五

根拠法規： 対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年　　月　　日

□　本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1)	名称、証券コード及び法人番号	法人番号：
	(2)	本店の所在地	
	(3)	定款上の事業目的	
	(4)	資本金	取得前又は一任運用前　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口））
	(5)	事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	□　前回報告時点（　年　月　日）と同一のため記載を省略します。
	(6)	事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	□　前回報告時点（　年　月　日）と同一のため記載を省略します。
	(7)	基準遵守状況の確認に係る事項	□　財務大臣又は事業所管大臣が、外国為替及び外国貿易法第27条の２第１項又は第28条の２第１項に規定する基準（以下この様式において「基準」という。）の遵守状況を適切に把握するために必要と認めた場合に、発行会社に対して、届出に係る対内直接投資等又は特定取得に関する調査、情報提供の依頼その他必要な確認をすることに同意します。
2 取得又は一任運用をした株式（持分）	(1)	取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等	取得後又は一任運用後の出資比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%） 取得後又は一任運用後の議決権比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%）
	(2)	取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等	出資比率　% 議決権比率　%
	(3)	取得年月日	

3 基準の遵守等に関する誓約	報告者は、基準告示に定める以下の基準のうち印を付けたものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第１号　□　同第２条第２号　□　同第２条第３号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第４号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定する外国投資家である場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第５号　□　同第２条第６号
4 報告者の属性に関する事項	□　報告者の属性及び許認可等金融機関等の属性については、別紙のとおりです。 □　「６　報告者の属性」及び「７　許認可等金融機関等の属性」に記載の事項については、前回報告時点 （　　年　　月　　日　　付）から変更がないため、別紙を省略します。
5 その他の事項	

別紙

6 報告者の属性	⑴ 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地				
		国籍・設立国等				
		職業又は営んでいる事業の内容				
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし			
		国有企業等との関係				
		報告者との関係				
	⑵ 特定株主等（複数ある場合は別紙を添付して差し支えない）	議決権比率	%			
		氏名又は名称				
		代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地				
		国籍・設立国等				
		職業又は営んでいる事業の内容				
		ウェブページのリンク				
		国有企業等との関係				
		その他				
	⑶ 役員構成	氏名	職業	住所	国籍等	代表権限
	⑷ 要件該当性	☐ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号又は第４条の３第１項各号に規定するものに該当しません。 ☐ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号、第４号又は第５号イから二までに掲げるものが報告者の議決権の行使について指図を行う権限を有していません。 ☐ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定するものに該当しません。				

7 許認可等金融機関等の属性	(1) 許認可等金融機関等の種類等	□ 対内直接投資等に関する政令第３条の２第３項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第７項第１号（第一種金融商品取引業者） □ 同項第２号（運用会社） □ 同項第３号（投資法人） □ 同項第４号（銀行） □ 同項第５号（保険会社） □ 同項第６号（運用型信託会社） □ 同項第７号（高速取引行為者） □ 投資銀行業務等を行っています。
	(2) 監督を受けている監督官庁の所在国及び監督官庁の名称（英語表記）	所在国： 監督官庁：
	(3) 許認可等の根拠となる法令の名称（英語表記）	

（記入要領）

1　本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

3　発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10％未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。

発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10％以上となるとき又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものを、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

6　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「６　報告者の属性」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

7　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

8　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

9　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

10　「１　発行会社」欄中「⑴　名称、証券コード及び法人番号」欄について、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。なお、発行会社が上場会社等である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10％未満となるときは、証券コードを記載することで、「１　発行会社」欄中「⑵　本店の所在地」から「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。

11　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称、証券コード及び法人番号」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において所有する発行会社の所有等株式（法第26条第２項第３号に規定する所有等株式をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち保有者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

15　「３　基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には法第27条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には法第28条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第２条第１号から第３号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第３条の２第３項第３号イ及び対内直接投資等に関する命令第３条の２第７項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第２条第４号についても印を付けて誓約すること。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が対内直接投資等に関する命令第３条の２第５項各号に規定する外国投資家である場合は、基準告示第２条第５号及び第６号についても印を付けて誓約すること。

16　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、報告者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、報告者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

19　「６　報告者の属性」欄中「⑵　特定株主等」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10％以上となるもの又は会社法第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有しているものに限る。）又は報告者による議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄に記載するものを除く。）（以下この記入要領において「特定株主等」という。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍・設立国等、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は当該場所、会社法第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有している場合はその旨、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有している場合はその旨も併記すること。

20　「６　報告者の属性」欄中「⑶　役員構成」欄では、報告者の役員（法第26条第１項第５号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍等を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。

21　「７　許認可等金融機関等の属性」欄中「⑴　許認可等金融機関等の種類等」欄では、報告者が令第３条の２第３項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第７項各号に掲げるものに該当する場合に該当する箇所に印を付けるほか、同項第１号又は第４号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第１項第３号若しくは第35条第１項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。

22　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式
持分 の譲渡に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名			
	住所		国籍等	
	職業			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：		
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資本金	円（　　株（口））		
2 譲渡した株式（持分）の数量、譲渡価額等		数量　株（口） 譲渡価額　円（一株（口）当たり　円） 譲渡後の出資比率　％		
3 相手方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		(3) 国籍・設立国等	
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容			
	(5) 譲受数量		(6) 譲受後の出資比率	
4 譲渡年月日				
5 支払の受領年月日				
6 その他の事項		□ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

（記入要領）

1　本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

7　「３　相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

8　「３　相手方」欄中「⑶　国籍・設立国等」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

議決権代理行使委任に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名			
	住所		国籍等	
	職業			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	⑴ 名称	法人番号：		
	⑵ 本店の所在地			
	⑶ 定款上の事業目的			
	⑷ 総議決権	個		
2 委任した議決権の数量等		数量　個 委任後の議決権比率　％		
3 委任の相手方	⑴ 氏名又は名称			
	⑵ 住所又は主たる事務所の所在地		⑶ 国籍・設立国等	
	⑷ 職業又は営んでいる事業の内容			
4 委任年月日				
5 その他の事項		□ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「報告者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

5　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

6　「２　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

7　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

8　「３　委任の相手方」欄中「⑶　国籍・設立国等」欄には、委任の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、委任の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十八

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使受任に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 外資比率	%
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他
2 議決権受任した	(1) 数量等	数量 個 受任後の議決権比率 % （受任前の比率 %）
	(2) 受任の内容	
3	受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数量 個 議決権比率 %
4 受任の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 委任数量	個
5	受任年月日	
6	その他の事項	□ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。また「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

8　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

9　「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　受任の内容」欄には、受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行った議案について、可能な限り記入すること。

10　「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十九

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

共同議決権行使同意取得に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 外資比率	%
2 同意取得した議決権	(1) 数量等	数量 個 同意取得後の議決権比率 % （同意取得前の比率 %）
	(2) 同意取得の内容	
3	同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数量 個 議決権比率 %
4	同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数量 個 議決権比率 %
5 同意取得の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 同意数量	
6	同意取得年月日	
7	その他の事項	□ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。また「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「４　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

8　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

9　「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。「⑵　同意取得の内容」欄には、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案について、可能な限り記入すること。

10　「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　「４　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第８号まで、第11号及び第12号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び報告者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

12　「５　同意取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により同意取得した場合において記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

金銭の貸付け又は貸付債権の取得に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 債務者	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 主たる事務所の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
2 金額		債権金額： （貸付債権の取得の場合は取得価額：　　）
3 契約年月日		
4 貸付又は取得年月日		
5 条件	⑴ 金利	
	⑵ 期間	
	⑶ 元本の回収方法（該当分に〇）	イ　期日一括 ロ　分割（具体的に記入すること。）
6 その他の事項		□ 債務者は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7 「1　債務者」欄中「⑴　名称」欄には「債務者」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

8　「5　条件」欄中「⑶　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
（例：〇年〇月を第１回とし、以降１年ごとに〇年〇月まで〇回〇〇円ずつ回収。）

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

社債の取得に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	ウェブページのリンク	☐　あり（リンク：　　） ☐　なし		
	報告者となる法的根拠（該当分に〇）	イ　非居住者個人 ロ　外国法人等 ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ　特定組合等 ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの		
		注１:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）		
		注２:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（　　）		
	代理人　氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人　住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	⑴　名称	法人番号：				
	⑵　主たる事務所の所在地					
	⑶　定款上の事業目的					
2 取得した社債	銘柄（発行日、記号等）	額面総額	取得価額	利率	償還日及び元利の支払方法	同一銘柄の発行総額
3	取得年月日					
4	支払年月日					
5	その他の事項	☐　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。				

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

8　取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「２　取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。
（例：償還日は〇年〇月〇日、元利金は本邦において円価で支払う。）

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十二

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の承継に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 対象会社	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 本店の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
	⑷ 資本金	
2 承継年月日		
3 承継の対価		
4 承継方法等	⑴ 承継の方法	□ 事業の一部の譲受け □ 事業の全部の譲受け □ 吸収分割 □ 合併
	⑵ 承継対象の事業内容	
	⑶ 報告者と対象会社の関係	
5 その他の事項		□ 承継対象の事業に事前届出業種に属する事業又は事前届出対象の技術又は情報に係る事業は含まれていない。

（記入要領）

1 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3 「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7 「１　対象会社」欄中「⑴　名称」欄には「対象会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

8 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権等の取得（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）又は外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□ あり（リンク　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

<table>
<tr><td rowspan="3">1
取得した外国議決権等に係る外国法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">2
取得した外国議決権等</td><td>(1) 取得の態様
（該当分に○）</td><td colspan="2">イ 新株発行等による議決権の取得
ロ 旧株等の譲受による議決権の取得
ハ その他 （ ）</td></tr>
<tr><td>(2) 数量、取得価額等</td><td colspan="2">数量
株式等 株（口）
議決権 個
取得価額 円
取得後の議決権比率 %
（取得前の比率 %）</td></tr>
<tr><td>(3) 取得年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr>
<tr><td>(4) 支払年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5) 取得の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>譲渡数量</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="14">3
直接保有法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2">□ 特定組合類似団体に該当する。</td></tr>
<tr><td>(2) 代表者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 取得後に報告者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>数量</td><td>議決権 個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="8">(6) 取得後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク： ）
□ なし</td></tr>
<tr><td>報告者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>議決権 個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="24">4
直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="3">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(4) 資本金
総議決権</td><td colspan="3">円（　　株（口））
個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td>(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　上場銘柄
ロ　店頭売買銘柄
ハ　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="11">(7) 直接保有法人等との関係</td><td colspan="2">直接保有法人等が保有する数量等</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td rowspan="9">取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td>直接保有法人等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td>出資比率
議決権比率</td><td>%
%</td></tr>
<tr><td colspan="2">取得時までの直接保有法人等による経営関与の方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等</td><td colspan="2">数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td colspan="2">出資比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="9">(9) 取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td colspan="2">出資比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td>5</td><td>令第２条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同号の取得に該当する場合のみ記入）</td><td colspan="3">□　役員の選解任　　□　事業目的の変更　　□　解散　　□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>その他の事項</td><td colspan="3">□　国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。</td></tr>
</table>

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「２　取得した外国議決権等」欄の「⑵　数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）の実質保有等外国議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。

8　「２　取得した外国議決権等」欄の「⑸　取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得した場合において記入すること。

9　「３　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

10　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

11　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「２　取得した外国議決権等」欄、及び「３　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

12　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑼　取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑼　取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十四

根拠法規： 対内直接投資等
に関する命令

直接保有法人等の外国議決権の共同行使同意取得に関する報告書（令第２条第25項第13号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 直接保有法人等	(1) 名称		
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 報告者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	数量	議決権　　個
		議決権比率	%
	(6) 同意取得時に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		報告者との関係	
		数量	議決権　　個
		議決権比率	%
2 同意取得した外国議決権	(1) 同意数量等	議決権　　個	
	(2) 同意取得の内容（該当分に○）		
	(3) 同意取得年月日	年　月　日	
	(4) 共同行使の時期	年　月　日	
	(5) 同意取得の相手方	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		同意数量	
	(6) 同意取得後の事業計画	直接保有法人等に係る事業計画	
		国内の会社等に係る事業計画	

3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名称	法人番号：		
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 総議決権	個		
	(5) 外資比率	%		
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他		
	(7) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等	株式 株 議決権 個	
		同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍・設立国等	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□ あり（リンク： ） □ なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株式 株 議決権 個
			出資比率 議決権比率	% %
		同意取得時までの直接保有法人等による経営関与の方法		
	(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量	株式 株 議決権 個	
		出資比率	%	
		議決権比率	%	
	(9) 同意取得時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍・設立国等		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク： ） □ なし	
		報告者との関係		
		数量	株式 株 議決権 個	
		出資比率	%	
		議決権比率	%	
4 その他の事項		□ 国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「１　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「１　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　直接保有法人等」欄中「⑹　同意取得時に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、報告者を対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。

8　「１　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄の「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

9　「２　同意取得した外国議決権」欄中「⑴　同意数量」欄においては、同意取得の相手方が保有する直接保有法人等の議決権に加えて、当該相手方を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する直接保有法人等の議決権を加えた議決権の数を記載すること。

10　「２　同意取得した外国議決権」欄中「⑵　同意取得の内容」欄には、共同して議決権を行使することの同意を得た対象事項等の同意の内容について記載すること。

11　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

12　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。「１　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

13　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑼　同意取得時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑼　同意取得時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。

「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

14　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に関する報告書（法第26条第２項第10号又は令第２条第25項第10号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="10">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

<table>
<tr><td rowspan="4">1
役員の選任に係る外国法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 直接保有法人等との関係（直接保有法人等の議決権の行使以外の場合）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>行使した外国法人等の議決権の数量等</td><td colspan="2">数量　個
議決権の総数に占める割合　%</td></tr>
<tr><td>3</td><td>行使年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="13">4
直接保有法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 代表者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 報告者が所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>数量</td><td>議決権　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率等</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="7">(6) 行使後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　）
□ なし</td></tr>
<tr><td>報告者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>議決権　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="22">5
直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="3">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(4) 総議決権</td><td colspan="3">個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td>(6) 上場、非上場等の区分
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ 上場
ロ 非上場
ハ その他</td></tr>
<tr><td rowspan="10">(7) 直接保有法人等との関係</td><td colspan="2">直接保有法人等が保有する株式等の数</td><td>株</td></tr>
<tr><td rowspan="8">行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり （リンク： ）
□ なし</td></tr>
<tr><td>直接保有法人等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>株式 株
議決権 個</td></tr>
<tr><td>出資比率
議決権比率</td><td>%
%</td></tr>
<tr><td colspan="2">行使時までの直接保有法人等による経営関与の方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(8) 報告者が保有する株式及び議決権の数量等</td><td colspan="2">数量</td><td>株式 株
議決権 個</td></tr>
<tr><td colspan="2">出資比率
議決権比率</td><td>%
%</td></tr>
<tr><td rowspan="10">(9) 行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク： ）
□ なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">数量</td><td>株式 株
議決権 個</td></tr>
<tr><td colspan="2">出資比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">6 その他の事項</td><td colspan="3">□ 国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。</td></tr>
</table>

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「４　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「４　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　役員の選任に係る外国法人等」欄中、「外国法人等」（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）が設立準備中の場合には、外国法人等の名称にその旨併記すること。

8　「２　行使した外国法人等の議決権の数量等」欄において、本報告の対象となる行使において行使した外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。

9　「４　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「４　直接保有法人等」欄中「⑹　行使後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、報告者を対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。「議決権比率」については、これらのものが保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。）の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。

10　「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

11　「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「出資比率　議決権比率」欄、「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　報告者が保有する株式及び議決権の数量等」欄中「出資比率　議決権比率」欄、及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「出資比率　議決権比率」欄の算定に当たって、会社又は上場会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「４　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

12　「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑼　行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑼　行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十六

根拠法規： 対内直接投資等
に関する命令

特定組合類似団体である直接保有法人等の業務執行役員への就任に関する報告書（令第２条第25項第15号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">経歴、職業及び営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1	就任年月日		
2 就任の目的	(1) 特定組合類似団体の名称	名称： 主たる事務所の所在地：	
	(2) 直接保有法人等への経営への関与方針		
	(3) 国内の会社等の事前届出業種に関する事業及び事前届出技術等に係る事業への関与方針		
	(4) 業務執行組合員の総数		
	(5) 報告者の関係者である他の業務執行組合員	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		報告者との関係	
	(6) 特定組合類似団体と直接保有法人等との関係（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合）		
3 直接保有法人等	(1) 名称		
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 報告者が保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）	数量	議決権　　個
		議決権比率	%
	(6) 就任後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		報告者との関係	
		数量	議決権　　個
		議決権比率	%

<table>
<tr><td rowspan="22">4
直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="3">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(4) 資本金
総議決権</td><td colspan="3">円（　　株（口））
個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td>(6) 上場、非上場等の区分
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　上場銘柄
ロ　店頭売買銘柄
ハ　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="10">(7) 直接保有法人等との関係</td><td colspan="2">直接保有法人等が保有する数量等</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td rowspan="9">就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td>直接保有法人等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td>出資比率
議決権比率</td><td>%
%</td></tr>
<tr><td colspan="2">就任時までの直接保有法人等による経営関与の方法</td><td>（不明な場合は「不明」と記載）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等</td><td colspan="2">数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td colspan="2">出資比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="9">(9) 就任後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">数量</td><td>株式　　株
議決権　　個</td></tr>
<tr><td colspan="2">出資比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　その他の事項</td><td colspan="3">□ 国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。</td></tr>
</table>

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「２　就任の目的」欄中「国籍・設立国等」欄、「３　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　就任の目的」欄中「ウェブページのリンク」欄、「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「２　就任の目的」欄中「⑸　報告者の関係者である他の業務執行組合員」欄に、報告者を対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体又はこれらの役員若しくは使用人その他の従業者で、特定組合類似団体（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第４号に規定する特定組合類似団体をいう。）の業務執行組合員であるものの数を記載すること。

8　「３　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄の「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「３　直接保有法人等」欄中「⑹　就任後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）」欄において、報告者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体に関する情報を記載すること。

9　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

10　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内の会社等が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「３　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

11　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑼　就任後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑼　就任後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

技術導入契約の締結／変更に関する報告書

年　　月　　日

殿

（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		担当者の連絡先	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
	契約の相手方との資本関係（該当分に〇）	イ　報告者は契約の相手方が直接に議決権の５０％以上を保有している会社 ロ　報告者は上記イに該当しない		

下記のとおり報告します。

1	氏名又は名称			
契約の相手方	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
2	契約締結年月日又は変更契約締結年月日			
3	技術の種類			
4	契約期間（始期及び終期）			
5	技術導入の対価			

		（該当分に〇）	
6 契約条項の概要	イ　現在報告者が既に所有する技術を契約の相手方に提供	有	無
	ロ　特許権、実用新案権、意匠権の譲渡	有	無
	ハ　特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定	有	無
	ニ　商標権の譲渡又は使用権の設定	有	無
	ホ　技術情報の提供又は使用権の設定	有	無
	ヘ　日本国内における独占的製造権又は販売権	有	無
	ト　報告者の再実施権	有	無

<table>
<tr><td colspan="2">7　技術の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">8　変更の種類
（該当分に○）</td><td colspan="2">イ　契約期間の変更
ロ　技術の追加
ハ　対価の変更
ニ　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9
変更内容</td><td>項目番号・項目名</td><td>変　更　前</td><td>変　更　後</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">10　その他の事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（記入要領）

1　本報告書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあっては様式中「変更」の字句を、変更にあっては様式中「締結」の字句を消すこと。

2　届出に係る技術導入契約の変更に関する報告書にあっては、原届出受理証（写）を添付し、「1　契約の相手方」、「2　契約締結年月日又は変更契約締結年月日」、「8　変更の種類」、「9　変更内容」及び「10　その他の事項」欄のみ記入し、「9　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

3　報告に係る技術導入契約の変更に関する報告書にあっては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「9　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

4　「1　契約の相手方」欄中「国籍・設立国等」欄には、契約の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、契約の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「2　契約締結年月日又は変更契約締結年月日」欄は、地位の承継の場合には、承継日を記入すること。

6　「3　技術の種類」欄には、導入する技術の種類を簡潔に記入すること（例：自動梱包機の搬送装置の製造技術及び商標権の使用許諾）。

7　「5　技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ（ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。）及びその他の費用（図面代等）を、それぞれ別書すること。

8　「7　技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの範囲等を記入すること。また、登録済商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。

9　地位の承継の場合には、「10　その他の事項」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○○号にて届出済の○○社が○○社に吸収合併（又は契約譲渡）されたことによる。」等と記入すること。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十八

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号						
2	発行会社の名称	法人番号：					
3	上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他					
4	取得、一任運用又は処分の内容	実行年月日	取得対象の別	数量	単価	取得、一任運用又は処分の別	取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
5	出資比率	取得前、一任運用前又は処分前			%		
		取得後、一任運用後又は処分後			%		
6	議決権比率	取得前、一任運用前又は処分前			%		
		取得後、一任運用後又は処分後			%		
7	その他の事項						

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得及び取得した株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「2　発行会社の名称」欄には発行会社の名称とともに発行会社の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。

7　「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。）の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株（旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。）の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併登記の日、吸収合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「７　その他の事項」欄に記入すること。

8　「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

9　「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

10　「５　出資比率」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

11　「６　議決権比率」欄については、発行会社が上場会社等である場合においては、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有する発行会社の議決権数の総議決権に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

「６　議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

12　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「出資証券」と記入すること。議決権又は議決権行使等権限の取得又は処分の場合は、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「議決権」又は「議決権行使等権限」と記入すること。

13　対内直接投資等に関する命令第７条第３項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。

（１）「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄、「５　出資比率」欄及び「６　議決権比率」欄に、報告の対象となった事実の内容（その事実の直接の要因となった株式の処分の内容）について記入すること。

（２）報告の対象となった事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「７　その他の事項」欄にその内容について記入すること。

14　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十九

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

金銭の貸付け、貸付債権の取得又は社債の取得等に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号			
2	金銭の貸付けの相手方、貸付債権の債務者又は発行会社の名称			
3	金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債権の取得、貸付債権の返済、社債の取得又は償還の内容	実行年月日	金額	金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債権の取得、貸付債権の返済、社債の取得又は償還の別
4	その他の事項			

（記入要領）

1　本報告書は、金銭の貸付けの相手方、貸付債権の債務者又は社債の発行会社の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　金銭の貸付けの返済及び貸付債権の返済には期限前返済、社債の償還には期限前償還がそれぞれ含まれる。

7　「３　金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債権の取得、貸付債権の返済、社債の取得又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金銭の貸付けの場合は貸付金額、貸付けの返済の受入れの場合は返済金額、貸付債権の取得の場合は債権金額、貸付債権の返済の受入れの場合は返済金額、社債の取得の場合は額面総額及び取得価額、社債の償還の受入れの場合は償還価額をそれぞれ記入すること。

8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の設置の中止／廃止実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号	
2 支店等	(1) 名称	
	(2) 所在地	
	(3) 種類	
	(4) 設置年月日	
	(5) 設置の中止又は廃止年月日	
3	その他の事項	

（記入要領）

1　本報告書は、支店等の設置の中止又は廃止の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「２　支店等」欄中「⑶　種類」欄には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。

7　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

共同議決権行使同意取得等に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号				
2	発行会社の名称	法人番号：			
3	同意取得又はその解除の内容	実行年月日	議決権の数量	同意取得又はその解除の別	同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
4	議決権比率	同意取得前又はその解除前	%	同意取得後又はその解除後	%
5	その他の事項				

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権行使同意取得又は共同議決権行使同意取得の解除の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「2　発行会社の名称」欄には発行会社の名称とともに発行会社の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。

7　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。

8　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。

9　「４　議決権比率」欄については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「３　同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を加減した議決権比率を記入すること。

「４　議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

事業の承継に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="6">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

<table>
<tr><td>1</td><td colspan="2">本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">承継又は処分の別</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">承継又は処分年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">承継又は処分の対価</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">5
承継又は処分方法等</td><td>(1)</td><td>承継又は処分の方法</td><td>事業の全部の譲受け
事業の一部の譲受け
吸収分割
合併
その他（　　）</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>承継又は処分対象の事業内容</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">その他の事項</td><td></td></tr>
</table>

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

5　「５　承継又は処分方法等」欄中「⑵　承継又は処分対象の事業内容」欄は、「１　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した事前届出において承継対象の事業内容とされたものと同一である場合は、その旨記載することで詳細の記載を省略することができる。

6　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

直接保有法人等の外国議決権の取得等（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）、外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）又は外国議決権の共同行使同意取得（令第２条第25項第13号）に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号						
2	直接保有法人等の名称						
3	取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の内容	実行年月日	取得対象の別	数量	単価	取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の別	取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
4	議決権比率	取得前又は処分前			%		
		取得後又は処分後			%		
5	国内の会社等の名称						
6	その他の事項						

（記入要領）

1　本報告書は、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第９号、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）、外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）及び処分又は直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得（令第２条第25項第13号）及びその解除の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「３　取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

7　「３　取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の内容」欄中「取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が共同行使同意取得若しくはその解除をした場合、又は相対による方法により取得又は処分をした場合において記入すること。

8　「４　議決権比率」欄については、報告者が保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数（報告者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号各号に掲げるものが保有する数を含む。）の議決権の総数に占める割合を記入すること。

「４　議決権比率」の算定に当たって、直接保有法人等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に相当する外国の法令に基づく書類に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、直接保有法人等の総株主の議決権が分からず、また、直接保有法人等が当該書類を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する変更報告書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	変更報告の対象となる報告書の提出年月日		
2 変更の内容等	(1) 変更の内容（該当分に○）	イ　特定株主の変更（対内直接投資等に関する命令第７条第４項第１号） ロ　国有企業等の特定株主への追加（同項第２号） ハ　同命令第３条の２第５項各号に該当するものの特定株主への追加（第７条第４項第３号） ニ　役員又は代表取締役の３分の１の国籍等変更（同項第４号） ホ　外国政府等関係者等の役員への追加（同項第５号） ヘ　最終親会社等の変更（同項第６号） ト　国有企業等の変更（同項第７号） チ　同命令第３条の２第５項各号への該当（第７条第４項第８号） リ　許認可等金融機関等への該当性の変更（同項第９号） ヌ　投資銀行業務等の開始・停止（同項第10号） ル　許認可等金融機関等の監督機関の変更（同項第11号） ヲ　許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更（同項第12号）	
	(2) 変更内容の詳細	変更前	変更後
3	変更が生じた理由		
4	変更が生じた年月日		
5	その他の事項		

（記入要領）

1　本報告書は、「１　変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「２　変更の内容等」欄中「⑵　変更内容の詳細」欄では、「１　変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の記載が「２　変更の内容等」欄中「⑴　変更の内容」欄に記載の事由が発生したことにより変更が生ずる場合において、かかる変更について記載すること。

7　「３　変更が生じた理由」欄は、「２　変更の内容等」欄中「⑴　変更の内容」欄に記載の事由が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

8　「４　変更が生じた年月日」欄は、「２　変更の内容等」欄中「⑴　変更の内容」欄に記載の事由が発生した日を記載すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

直接保有法人等の最終親会社等の変更に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし		
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1	発行会社に対する対内直接投資等又は特定取得に係る届出書の受理番号及び提出年月日	

2 変更の内容等	⑴　変更前の最終親会社等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
		国有企業等との関係	
		報告者との関係	
		保有していた報告者の議決権等	株式　　個 議決権　　個 出資比率　　% 議決権比率　　%
	⑵　変更後の最終親会社等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
		国有企業等との関係	
		報告者との関係	
		取得した報告者の議決権等	株式　　個 議決権　　個 出資比率　　% 議決権比率　　%
3	変更が生じた理由・背景		
4	変更が生じた年月日		
5	その他の事項		

（記入要領）

1　本報告書は、「1　発行会社に対する対内直接投資等又は特定取得に係る届出書の受理番号及び提出年月日」欄において特定した届出書の宛先と同じ宛先を記載すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「2　変更の内容等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「2　変更の内容等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

「報告者」欄中、「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「2　変更の内容等」欄中の「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「3　変更が生じた理由・背景」欄は、最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）の変更の事由が発生した理由と背景を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

7　「4　変更が生じた年月日」欄は、最終親会社等の変更が生じた日を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十六

表　面

第　　号

身分証明書

官　　職
氏　　名
生 年 月 日

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日

主務大臣　　印

裏　面

写　　真

印
又は
刻印

1　本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携行すること。

2　本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

3　本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。

4　官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。

5　検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考）用紙は、日本産業規格Ｂ８、64×91㎜とする。

＜意見募集時の案＞

別紙様式第一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する届出書

年　　月　　日

□　本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項又は第28条第９項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金 総議決権	取得前又は一任運用前　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口）） 取得前又は一任運用前　個 取得後又は一任運用後　個
	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率　% （取得前又は一任運用前　%）
	(6) 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 取得又は一任運用をしようとする株式等	(1) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他
	(2) 取得又は一任運用の態様（該当分に○）	イ　設立新株等の取得 ロ　増資新株等の取得 ハ　旧株等の譲受による取得 ニ　設立新株等への一任運用 ホ　増資新株等への一任運用 ヘ　旧株等の譲受による一任運用 ト　その他　（　）
	(3) 数量、取得・一任運用価額等	数量 株式　今回の取得・一任運用分　株（口） （取得前の保有分　株（口）） 議決権　今回の取得・一任運用分　個 （取得前の保有分　個） 取得価額又は一任運用価額　円 （一株・口　当たり　円） 取得後又は一任運用後の出資比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%） 取得後又は一任運用後の議決権比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%）
	(4) 取得又は一任運用の時期	□　：予定時期（　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
	(5) 支払の時期	
	(6) 取得又は一任運用の相手方	氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 譲渡数量：

<table>
<tr><td rowspan="4">3
取得又は一任運用の目的等</td><td>(1)　取得又は一任運用の目的（該当分に〇）</td><td>イ　資産運用
ロ　経営関与
ハ　関係会社の設立又は資金調達の支援
ニ　国内会社との合弁会社の設立
ホ　その他　（　　）
発行会社への投資目的の詳細：
関心を有する発行会社の事業：</td></tr>
<tr><td>(2)　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法</td><td>経営関与の方法（詳細を記載すること。）：</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3)　事前届出の対象業種又は技術若しくは情報を保有する法人に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性（該当分に〇）</td><td>イ　あり
ロ　なし</td></tr>
<tr><td>①　「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の可能性の有無（ある場合には該当分に〇を付し、それぞれ詳細を記載すること。）
イ　発行会社の事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小
ロ　取締役若しくは監査役の選任又は解任の提案
ハ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。）
ニ　非公開情報の第三者に対する開示の提案
ホ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるもの変更の提案
ヘ　期限を付して、発行会社の回答又は行動を求める提案
（詳細：　　）</td></tr>
<tr><td>②　発行会社の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する予定の有無（ある場合には詳細を記載すること。）
（詳細：　　）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性又は政令第４条の３第１項各号への該当性</td><td>□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>対内直接投資等に関する命令第３条の２第６項各号への該当性</td><td>□　第１号　□　第２号　□　第３号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">6</td><td rowspan="7">届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍又は設立国</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td>国有企業等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
</table>

7	取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		出資比率 議決権比率	% %
8	事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ　あり （　　） ロ　なし	
9	国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置		
10	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により、法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等又は特定取得については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容を記入すること。

3　本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合、本届出書の頭書に記載の「本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

4　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

5　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

6　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

8　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

9　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

10　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

11　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。また「発行会社」の法人番号を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

12　「１　発行会社」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

13　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

14　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報を記入すること。事前届出の対象となる業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種又は技術若しくは情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出の対象となる業種に属する事業又は技術若しくは情報の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は該当技術若しくは該当情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

15　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

16　「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」、「取得価額又は一任運用価額」、「取得後又は一任運用後の出資比率」及び「取得後又は一任運用後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」の「取得前の保有分」欄について、届出者が法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得（法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得を含む。）により取得した発行会社の株式、持分又は議決権（議決権行使等権限（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する議決権行使等権限をいう。以下この記入要領において同じ。）に係るものを含む。以下この記入要領において「株式等」という。）を保有している場合、当該株式等の数を記載すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得価額又は一任運用価額」について、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式の数及び届出者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、令第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び届出者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における届出者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑷　取得又は一任運用の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している取得又は一任運用の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑸　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「⑹　取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

17　「３　取得又は一任運用の目的等」欄中「⑴　取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、取得又は一任運用の目的として「経営関与」と記入すること。また、「発行会社への投資目的の詳細」と「関心を有する発行会社の事業」欄には、該当する内容の詳細を記載すること。「⑵　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、予定される経営関与の方法を詳細に記載し、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性」欄において、該当するものに〇を付す（該当が複数ある場合はその全て）とともに、「イ　あり」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。提案の可能性はあるが内容は未定の場合は「詳細」欄に未定である旨を記載すること。なお、⑵から⑶までの欄は、取得又は一任運用の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

18　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

19　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

20　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

21　「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。なお、取得時又は一任運用時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率・議決権比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち届出者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該届出者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用（同条第25項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式の数及び当該届出者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

22　「８　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等（以下この記入要領において「事前届出免除対内直接投資等」という。）又は特定取得（以下この記入要領において「事前届出免除特定取得」という。）により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、本届出において届け出る対内直接投資等又は特定取得が、対内直接投資等の場合は令第３条の２第３項第４号又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第９項第１号から第６号まで（第４号については、令第３条の２第３項第３号ロに掲げる行為を行う場合に、第５号及び第６号については、命令第３条の２第６項各号に掲げるものが令第３条の２第３項第３号ロに掲げる行為を行う場合に限る。）に掲げる対内直接投資等（以下この記入要領において「基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等」という。）に該当する場合、特定取得の場合は令第４条の３第２項第２号又は対内直接投資等に関する命令第４条の３第５項第１号から第３号までに掲げる特定取得（以下この記入要領において「基準を遵守しないことを目的とする特定取得」という。）に該当する場合は、当該事前届出免除対内直接投資等又は事前届出免除特定取得から本届出書を受理した日までの間に、基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等又は基準を遵守しないことを目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。なお、過去にこの様式により同一の発行会社について行つた届出において、基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等又は基準を遵守しないことを目的とする特定取得を行うこととなつた経済状況の変化その他相当の事由を記載した場合であつて、当該事由の内容に変更がないときは、当該届出の受理年月日、受理番号及び当該届出から事由の内容に変更がないため記載を省略する旨を記載すること。

23　「９　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」又は法第28条第１項第４号に規定する「国の安全に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

24　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第４号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「10　その他の事項」欄に記入すること。

25　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式
持分 の譲渡に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
- □　内閣総理大臣（警察庁）
- □　内閣総理大臣（金融庁）
- □　総務大臣
- □　厚生労働大臣
- □　農林水産大臣
- □　経済産業大臣
- □　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

届出者	氏名			
	住所		国籍	
	職業			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	円（　　株（口）））
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	

<table>
<tr><td rowspan="3">2
譲渡しようとする株式（持分）</td><td>(1) 譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等</td><td colspan="4">数　　量　　株（口）
譲 渡 価 額　　円（一株（口）当たり　　円）
譲渡後の出資比率　　%
譲渡後の議決権比率　　%</td></tr>
<tr><td>(2) 譲 渡 の 時 期</td><td colspan="4">□：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内）
□：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(3) 支払の受領の時期</td><td colspan="4">□：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内）
□：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3
相手方</td><td>(1) 氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>(2) 住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">(3) 国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 職業又は営んでいる事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(5) 譲受後の出資比率及び議決権比率</td><td colspan="4">譲受後の出資比率　　%
譲受後の議決権比率　　%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4
譲渡目的等</td><td>(1) 譲渡しようとする理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">5　国の安全等に係る措置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">6　その他の事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容を記入すること。

3　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

4　「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。また「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

9　「２　譲渡しようとする株式（持分）」欄中「⑴　譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等」欄中「譲渡後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑵　譲渡の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している譲渡の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑶　支払の受領の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している支払の受領の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

10　「３　相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

11　「３　相手方」欄中「⑶　国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

12　「４　譲渡目的等」欄中「⑵　譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。

13　「５　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

14　「６　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

15　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第３条第２項第４号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「６　その他の事項」欄に記入すること。

16　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使委任に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

届出者	氏名			
	住所		国籍	
	職業			
	資本金（該当がある場合に記載）			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	

	⑹ 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
2 委任しようとする議決権	⑴ 数量等	数量　　個 委任後の議決権比率　　％		
	⑵ 委任の目的及び内容			
	⑶ 委任の時期	□：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） □：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）		
	⑷ 株主総会の時期及び種別			
3 委任の相手方	⑴ 氏名又は名称			
	⑵ 住所又は主たる事務所の所在地		⑶ 国籍又は設立国	
	⑷ 職業又は営んでいる事業の内容			
4 国の安全等に係る措置				
5 その他の事項				

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

5　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

6　「１　発行会社」欄中「（1）名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。また「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

8　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使委任の後における届出者が保有等をすることとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

9　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑶　委任の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している委任しようとする議決権の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

10　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

11　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

12　「３　委任の相手方」欄中「⑶　国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

13　「５　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

14　「４　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

15　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使受任に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="13">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1)	名称	法人番号：
	(2)	本店の所在地	
	(3)	定款上の事業目的	
	(4)	総議決権	個
	(5)	外資比率	%
	(6)	事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(7)	事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	(8)	上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他
2 受任しようとする議決権	(1)	数量等	数量　個 受任後の議決権比率　%（最も多く受任する場合） （受任前の比率　%）
	(2)	受任の目的及び内容	
	(3)	受任の時期	□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
	(4)	株主総会の時期及び種別	
	(5)	受任の相手方	氏名又は名称
			住所又は主たる事務所の所在地
			委任数量
3 受任後の事業計画等	(1)	受任後の事業計画	
	(2)	事前届出業種に該当する事業又は技術若しくは情報を保有する法人に係る事業の取扱い	

4	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
5	受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		届出者との関係	
		数量	個
		議決権比率	%
6	国の安全等に係る措置		
7	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。また「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　受任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

10　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報を記入すること。事前届出の対象となる業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種又は技術若しくは情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出の対象となる業種に属する事業又は技術若しくは情報の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は該当技術若しくは該当情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

11　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

12　「２　受任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有することとなる議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　受任の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」等の受任の目的を記入すること。また、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑶　受任の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している受任の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

13　「３　受任後の事業計画等」欄中「⑴　受任後の事業計画」欄には、受任後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑵　事前届出業種に該当する事業又は技術若しくは情報を保有する法人に係る事業の取扱い」欄には、受任後の事前届出業種に該当する事業の又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報の取扱いに関する事項を記入すること。

14　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。なお、受任時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（すなわち、「２　受任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計

18　「６　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

共同議決権行使同意取得に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="7">1
発行会社</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 総議決権</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td colspan="2">%</td></tr>
<tr><td>(6) 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">2
同意取得しようとする議決権</td><td>(1) 数量等</td><td colspan="2">数量　個
同意取得後の議決権比率　%（最も多く同意取得する場合）
（同意取得前の比率　%）</td></tr>
<tr><td>(2) 同意取得の目的及び内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 同意取得の時期</td><td colspan="2">□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内）
□　：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(4) 株主総会の時期及び種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5) 同意取得の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>同意数量</td><td>個</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">3
同意取得後の事業計画等</td><td>⑴　同意取得後の事業計画</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑵　事前届出業種に該当する事業の取扱い</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑶　事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性（該当分に〇）</td><td colspan="2">イ　あり
ロ　なし
①　「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の予定の有無（ある場合には該当分に〇を付し、それぞれ詳細を記載すること。）
イ　発行会社の事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小
ロ　取締役若しくは監査役の選任又は解任の提案
ハ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。）
ニ　非公開情報の第三者に対する開示の提案
ホ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるもの変更の提案
ヘ　期限を付して、発行会社の回答又は行動を求める提案
②　発行会社の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する予定の有無（ある場合には詳細を記載すること。）
（詳細：　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">4</td><td rowspan="7">届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td>国有企業等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">5</td><td rowspan="7">同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>％</td></tr>
</table>

6　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	☐　あり（リンク：　　） ☐　なし
	同意取得の相手方との関係	
	数量	個
	議決権比率	%
7　国の安全等に係る措置		
8　その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等又は特定取得については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「（1）名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。また「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　同意取得の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」、「その他経営の関与を目的とした議決権行使」等の同意取得の目的を記入すること。また、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑶　同意取得の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している同意取得の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

「⑸　同意取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により同意取得をしようとする場合において記入すること。

14　「３　同意取得後の事業計画等」欄中「⑴　同意取得後の事業計画」欄には、同意取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑵　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。

15　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

17　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「同意取得の相手方との関係」において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

18　「５　同意取得に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意取得時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

19　「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第17号まで、第20号及び第21号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び届出者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

20　「７　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

21　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

会社の事業目的の変更の同意に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="13">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ト」に該当する場合、非居住者の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="6">1
発行会社</td><td>(1) 名称</td><td>法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>(3) 資本金</td><td>円（議決権の総数　　個）</td></tr>
<tr><td>(4) 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td></td></tr>
<tr><td>(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td>(6) 届出者が行つた発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>行使する発行会社の議決権の数量等</td><td>数量　　個
（届出時　　個）
議決権の総数に占める割合　　%
（届出時　　%）
（届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">3 同意の内容</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">4 同意の時期</td><td>□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内）
□　：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">5
同意目的等</td><td>(1) 同意目的</td><td></td></tr>
<tr><td>(2) 同意に伴う経営関与の方法</td><td></td></tr>
<tr><td>(3) 同意後の事業計画</td><td></td></tr>
<tr><td>(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い</td><td></td></tr>
<tr><td>(5) 事前届出業種に該当する事業に関する提案等の可能性（該当分に〇）</td><td>イ　あり
ロ　なし
「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の予定の有無（ある場合には該当分に〇を付し、それぞれ詳細を記載すること。）
イ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。）
ロ　非公開情報の第三者に対する開示の提案
ハ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるもの変更の提案
（詳細：　　）</td></tr>
</table>

6　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	☐　あり（リンク：　　） ☐　なし
	国有企業等との関係	
	資本金	
	届出者との関係	
7　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	☐　あり（リンク：　　） ☐　なし
	届出者との関係	
	数量	議決権　　個
	議決権比率	%
8　国の安全等に係る措置		
9　その他の事項	☐　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。また「⑷　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人が保有する技術又は情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

12　「４　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

13　「５　同意目的等」欄中「⑴　同意目的」欄には、「経営関与」等の同意の目的を記入すること。「⑵　同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
- □　内閣総理大臣（警察庁）
- □　内閣総理大臣（金融庁）
- □　総　務　大臣
- □　厚生労働大臣
- □　農林水産大臣
- □　経済産業大臣
- □　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	資本金（該当がある場合に記載）			
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし		
	届出者となる法的根拠（該当分に○）	イ　非居住者個人 ロ　外国法人等 ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ　特定組合等 ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの		
		注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）		
		注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（　　）		
	対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性	□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号 □　上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細（　　）		
	対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号への該当性	□　第１号　□　第２号　□　第３号 □　上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細（　　）		
	代理人　氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人　住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 本店の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
	⑷ 資本金	円（議決権の総数　　個）
	⑸ 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	⑹ 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	⑺ 届出者が行つた発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号	
2	行使する発行会社の議決権の数量等	数量　　個 （届出時　　個） 議決権の総数に占める割合　　% （届出時　　%） （届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　　）
3	同意の時期	□ ：予定時期（　　）予定（但し、届出受理日から６カ月以内） □ ：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
4 同意目的等	⑴ 取締役又は監査役の別	イ 取締役 ロ 監査役
	⑵ 自己提案又は他者提案の別	イ 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意 ロ イ以外の議案に係る同意
	⑶ 候補者の氏名、住所及び国籍	
	⑷ 候補者の任期	
	⑸ 候補者の経歴及び現職	
	⑹ 届出者と候補者の関係	
	⑺ 候補者の選任に係る議案に同意する目的	
	⑻ 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無	イ あり　（ 選任に対する発行会社の賛否　イ 賛成　ロ 反対 ） （　　） ロ なし
	⑼ 事前届出の対象となる業種に属する事業又は技術若しくは情報に係る事業への関与方針 ※複数該当する場合はすべてにチェック	□ 事業方針その他事業の運営への関与 □ 非公開の技術情報の取得 □ 事業の一部又は全部の譲渡又は廃止への関与 □ 合併、廃業又は会社の解散への関与 □ 取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会への出席 □ 期限を付して、発行会社の回答若しくは行動を要求すること □ 関与なし □ その他（　　） 上記についての具体的内容 （　　）

5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
6 同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
	届出者との関係	
	数量	議決権　　個
	議決権比率	%
7 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ　あり （　　） ロ　なし	
8 国の安全等に係る措置		
9 その他の事項	□ 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。また、届出者が法人である場合は、「代表者の国籍」欄にも代表者の国籍を記入すること。国籍及び設立国は、外国為替の取引等の報告に関する省令別表第二に掲げる国又は地域名を使用すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。また「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人の保有する技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

12　「４　同意目的等」欄中「⑶　候補者の氏名、住所及び国籍」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。

「⑸　候補者の経歴及び現職」欄において、候補者に兼職先がある場合にはそれらも含めて明記すること。また、候補者が令第３条の２第１項第３号から第５号までに規定するものの役員若しくは使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合には、政府関係者であった期間及び当時の役職も併せて明記すること。

「⑺　候補者の選任に係る議案に同意する目的」欄において、「４　同意目的等」欄中「⑵　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合は、候補者として自ら又は自らの関係者（対内直接投資等に関する命令第２条第３項第２号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。

「⑻　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄は、「４　同意目的等」欄中「⑵　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合に記載すること。本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、選任に対する発行会社の賛否、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。

「⑼　事前届出の対象となる業種に属する事業又は技術若しくは情報に係る事業への関与方針」欄は、「４　同意目的等」欄中「⑴　取締役又は監査役の別」欄において「イ　取締役」を選択した場合に記載すること。届出者が候補者を通じて発行会社の営む事前届出の対象となる業種又は技術若しくは情報に属する事業（対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属するもの又は同条第７項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報に係るものに限る。）について、該当する事項を選択するとともに、どのような関与を行う予定か記載すること。

13　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

14　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

17　「７　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第１号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第１号に掲げる基準に反する行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　候補者が発行会社の取締役又は監査役に就任した後、発行会社が営む事前届出業種に属する事業に対して影響を行使しないよう適切な措置を講じている場合におけるその内容等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「９　その他の事項」欄に記載することができる。

20　「８　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

21　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第八

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

事業の全部の譲渡等の議案に関して行う同意に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 本店の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
	⑷ 資本金	円（議決権の総数　　個）
	⑸ 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	⑹ 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	⑺ 届出者が行つた発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号	
2 行使する発行会社の議決権の数量等		数量　　個 （届出時　　個） 議決権の総数に占める割合　　% （届出時　　%） （届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　　）
3 同意の時期		☐ ：予定時期（　　）予定（但し、届出受理日から6カ月以内） ☐ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
4 同意目的等	⑴ 同意の対象となる議案	イ　事業の全部の譲渡 ロ　事業の一部の譲渡 ハ　子会社株式の譲渡 ニ　吸収合併 ホ　新設合併 ヘ　吸収分割 ト　新設分割 チ　現物配当 リ　事業の廃止 ヌ　会社の解散
	⑵ 譲渡等の対象の事業内容	
	⑶ 譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種	
	⑷ 譲渡等の議案に同意する理由	
	⑸ 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無	イ　あり （　　） ロ　なし
	⑹ 事前届出業種に該当する事業の取扱い	

5	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
6	同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		届出者との関係	
		数量	議決権　　個
		議決権比率	%
7	事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ　あり （　　） ロ　なし	
8	国の安全等に係る措置		
9	その他の事項	☐ 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」の法人番号を記入すること（設立準備中等であつて法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。また「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人に係る事業を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

12　「４　同意目的等」欄中「⑶　譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種」欄は、「⑴　同意の対象となる議案」において「イ　事業の全部の譲渡」を選択した場合省略することができる。

「⑷　譲渡等の議案に同意する理由」欄において、自ら又は他の株主を通じて株主総会に事業の全部の譲渡等の議案を提案した理由についても記載すること。

「⑸　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄において、本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。

「⑹　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄は、届出者が本届出で届け出る同意の対象となる事業の譲渡等の譲受者となる場合に記載すること。

13　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

14　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

17　「７　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第２号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第２号に掲げる基準に反する行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、外国為替及び外国貿易法以外の法令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を除く。）に基づく許認可等が必要になる場合であつて、本届出書受理日において当該許認可等の申請をしている時又は当該許認可等を取得しているときはその旨「９　その他の事項」欄に記載すること。

20　本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、一定期間において特定の商品又はサービスの提供を継続することを条件にしている等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「９　その他の事項」欄に記載することができる。

21　「８　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

22　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第九

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

支店等の設置に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="10">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの
注:「ハ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 支店等	⑴ 名称		
	⑵ 所在地		
	⑶ 種類		
	⑷ 事業目的		
	⑸ 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
	⑹ 設置予定時期	☐ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）	
	⑺ 設置しようとする理由		
	⑻ 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容		
	⑼ その他の事項		
2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの		氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
3 国の安全等に係る措置			
4 その他の事項			

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　支店等」欄中「⑶　種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。

「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「⑹　設置予定時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している設置予定時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑻　設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならつて記入すること。

（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）

8　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

9　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

11　「３　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の 種類 / 事業目的 の変更に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
- □ 内閣総理大臣（警察庁）
- □ 内閣総理大臣（金融庁）
- □ 総　務　大臣
- □ 厚生労働大臣
- □ 農林水産大臣
- □ 経済産業大臣
- □ 国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	資本金（該当がある場合に記載）			
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし		
	届出者となる法的根拠（該当分に○）	イ　非居住者個人 ロ　外国法人等 ハ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの		
		注:「ハ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （　　）		
	代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人 住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり届出します。

1 支店等	⑴ 名称		
	⑵ 所在地		
	⑶ 設置の届出受理年月日及び受理番号		
	⑷ 設置年月日		
	⑸ 種類	変更前	変更後
	⑹ 事業目的	変更前	変更後
	⑺ 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
	⑻ 変更予定時期	☐ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） ☐ ：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）	
	⑼ 変更しようとする理由		
	⑽ 変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容		
	⑾ その他の事項		
2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの		氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
3 国の安全等に係る措置			
4 その他の事項			

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、支店等の種類又は事業目的の変更の別に記入すること（種類及び事業目的の変更を同時に行おうとするときは、この限りでない。）。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

2　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　支店等」欄中「⑶　設置の届出受理年月日及び受理番号」欄は、本届出の対象となる支店等に関して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。

「⑸　種類」は、次の例にならって記入すること。

（例：変更前　支店　／　変更後　支店兼工場）

「⑹　事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

「⑺　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「⑻　変更予定時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している変更の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑽　変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならつて記入すること。

（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）

9　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

11　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

12　「３　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

金銭の貸付け又は貸付債権の取得に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 債務者	⑴ 名称	法人番号：	
	⑵ 主たる事務所の所在地		
	⑶ 定款上の事業目的		
	⑷ 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
2 譲渡人	⑴ 名称	注：本欄は貸付債権の取得の場合のみ記入すること。	
	⑵ 主たる事務所の所在地	注：本欄は貸付債権の取得の場合のみ記入すること。	
3	金額	債権金額： （貸付債権の取得の場合は取得価額：　　）	
4	契約時期		
5	貸付時期又は取得時期	☐　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） ☐　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）	
6 条件	⑴ 金利		
	⑵ 期間		
	⑶ 元本の回収方法（該当分に〇）	イ　期日一括 ロ　分割（具体的に記入すること。）	
7	貸付金の使途		
8 貸付目的等	⑴ 貸付目的又は取得目的		
	⑵ 貸付け又は取得に伴う経営関与の方法		
	⑶ 貸付け後又は取得後の事業計画		
	⑷ 事前届出の対象業種に該当する事業又は事前届出対象の技術もしくは情報の取扱い		
9	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐　あり（リンク：　　） ☐　なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	

10	貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		届出者との関係	
11	国の安全等に係る措置		
12	その他の事項	☐ 届出者が貸付の相手方の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、金銭の貸付けの相手方又は債務者が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「８　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「９　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　債務者」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに法人番号を記入すること。また「⑷　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報を記入すること。事前届出の対象となる業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種又は技術若しくは情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出の対象となる業種に属する事業又は技術若しくは情報の詳細を記入しても差し支えない。なお、金銭の貸付けの相手方の該当業種又は該当技術若しくは該当情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

また、「２　譲渡人」欄には、貸付債権の譲渡人の名称、主たる事務所の所在地及び定款上の事業目的を記載すること。

9　「４　契約時期」欄について、本届出書受理日において、契約時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における契約の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

10　「５　貸付時期又は取得時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している貸付予定日又は取得予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

11　「６　条件」欄中「⑶　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならつて記入すること。

（例：○年○月を第１回とし、以降１年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）

12　「８　貸付目的等」欄中「⑴　貸付目的又は取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付又は取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。「⑵　貸付け又は取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　貸付け又は取得後の事業計画」欄には、貸付け後又は取得後に債務者の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、貸付け後又は取得後の事前届出業種に該当する事業又は技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

13　「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

14　「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「９　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により金銭の貸付け（法第26条第２項第７号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行おうとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該貸付けの相手方に当該金銭の貸付けを行つているとき又は当該貸付けの相手方が発行する社債（令第２条第25項第８号に規定する社債をいう。）を所有しているときに記入すること。なお、貸付時又は取得時の「特別の関係にあるもの」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「特別の関係にあるもの」を記入すること。

17　届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「12　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

18　「11　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3又は第17条の４第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十二

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

社債の取得に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
- □　内閣総理大臣（警察庁）
- □　内閣総理大臣（金融庁）
- □　総　務　大臣
- □　厚生労働大臣
- □　農林水産大臣
- □　経済産業大臣
- □　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	資本金（該当がある場合に記載）			
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし		
	届出者となる法的根拠（該当分に○）	イ　非居住者個人 ロ　外国法人等 ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ　特定組合等 ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの		
		注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）		
		注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（　　）		
	代理人　氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人　住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1)　名称	法人番号：
	(2)　主たる事務所の所在地	
	(3)　定款上の事業目的	
	(4)　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	

法	(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	

2 取得しようとする社債	銘柄（発行日、記号等）	額面総額	取得価額	利率	償還日及び元利の支払方法	同一銘柄の発行総額

3	取得の時期	☐ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） ☐ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
4	支払の時期	
5 取得目的等	(1) 取得目的	
	(2) 取得に伴う経営関与の方法	
	(3) 取得後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当する事業又は技術若しくは情報を保有する法人に係る事業の取扱い	

6	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名
		住所又は主たる事務所の所在地
		国籍
		職業又は営んでいる事業の内容
		ウェブページのリンク　☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		国有企業等との関係
		届出者との関係
7	取得時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名
		住所又は主たる事務所の所在地
		国籍
		職業又は営んでいる事業の内容
		ウェブページのリンク　☐ あり（リンク：　　） ☐ なし
		届出者との関係
8	国の安全等に係る措置	
9	その他の事項	☐ 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。

届出受理年月日 及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。また「⑷　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種又は技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「２　取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならつて記入すること。
（例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。）

11　「３　取得の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している取得の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

12　「４　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

13　「５　取得目的等」欄中「⑴　取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。「⑵　取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業又は技術若しくは情報を保有する法人に係る事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「７　取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債（対内直接投資等に関する政令第２条第25項第８号に規定する社債をいう。）を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該社債を所有しているとき、当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け（法第26条第２項第７号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行つているとき、又は当該社債の発行会社を債務者とする貸付債権（令第２条第25項第７号に規定する貸付債権をいう。）を所有しているときに記入すること。なお、取得時における社債の所有状況、金銭の貸付状況、又は貸付債権の所有状況の把握が困難な場合は、届出時において判明している状況に基づいて記入すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　「８　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の4第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の承継に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注1：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注2：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 対象会社	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 本店の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
	⑷ 資本金	円
2 承継の時期		□ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内） □ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）
3 支払の時期		
4 承継の対価		
5 承継目的等	⑴ 承継の方法	□ 事業の全部の譲受け □ 事業の一部の譲受け □ 吸収分割 □ 合併
	⑵ 承継対象の事業内容	
	⑶ 承継対象の事業に含まれる事前届出の対象業種又は技術若しくは情報を保有する法人に係る事業	
	⑷ 承継の目的	
	⑸ 届出者と対象会社の関係	
	⑹ 事前届出業種に該当する事業の取扱い	

6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
7 承継時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
	届出者との関係	

8　　国の安全等に係る措置	
9　　そ　の　他　の　事　項	

届出受理年月日 及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、承継対象の事業に含まれる事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術及び情報を保有する法人（対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）第２条に規定する法人をいう。以下この記入要領において同じ。）が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「９　その他の事項」欄に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　対象会社」欄中「⑴　名称」欄には、「発行会社」の法人番号も記入すること。

9　「２　承継の時期」欄について、、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している承継の予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

10　「３　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

11　「５　承継目的等」欄中「⑶　承継対象の事業に含まれる事前届出の対象業種又は技術若しくは情報を保有する法人に係る事業」欄には、事前届出の対象となる業種又は技術及び情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合又は対内直接投資等に関する命令第３条第２項、第３項、第７項及び第８項、第３条の２第４項及び第５項、第４条第３項及び第４項並びに第４条の３第３項及び第４項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報及び法人を定める件（告示）に掲げる技術又は情報及びこれらを保有する法人等が行う事業に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、承継対象の事業の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

13　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

15　「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄には、届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）のうち、「１　対象会社」欄に記入した会社の株式、持分若しくは議決権を有するものを記入すること。なお、承継時における特別の関係にあるものの有する株式、持分若しくは議決権の把握が困難な場合は、届出時において判明している保有等の状況に基づいて記入すること。

16　本届出書で届け出る承継対象の事業について、法第27条第３項第１号イ又はロに掲げる事態が生じないよう適切な措置を講じている場合におけるその内容等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「９　その他の事項」欄に記載することができる。

17　「８　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

18　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十四

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得等（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）又は外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="10">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの
注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）
注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 取得しようとする外国議決権等に係る外国法人	(1) 名称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 事業の内容		
2 取得しようとする外国議決権等	(1) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ 上場 ロ 非上場 ハ その他	
	(2) 取得の態様（該当分に○）	イ 設立新株等の取得 ロ 増資新株等の取得 ハ 旧株等の譲受による取得 ニ その他 （ ）	
	(3) 数量、取得価額等	数量 株式 株（口） 議決権 個 取得価額 円 （一株・口 当たり 円） 取得後の出資比率 % （取得前の比率 %） 取得後の議決権比率 % （取得前の比率 %）	
	(4) 取得の時期	□ ：予定時期（ ）予定（但し、届出受理日から6カ月以内） □ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）	
	(5) 支払の時期		
	(6) 取得の相手方	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		譲渡数量	
	(1) 名称	法人番号：	
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 届出者が所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	数量	株式 株 議決権 個
		議決権比率等	%

3 直接保有法人等	(6) 取得時又は一任運用時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		議決権比率	%
4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 定款上の事業目的		
	(4) 資本金 総議決権		円（　　株（口）） 個
	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率 （取得前又は一任運用前	% %）
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）		イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他
	(7) 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
	(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
	(9) 直接保有法人等との関係	株式等を保有する国内の会社等	
		直接保有法人等が保有する数量等	株式　　株 議決権　　個
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等：氏名又は名称及び代表者の氏名	
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等：住所又は主たる事務所の所在地	
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等：国籍又は設立国	
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等：職業又は営んでいる事業の内容	
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等：ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等：直接保有法人等との関係	
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等：数量	株式　　株 議決権　　個
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等：出資比率 議決権比率	% %
		届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法	（不明な場合は「不明」と記載）
	(10) 届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量	株式　　株 議決権　　個
		出資比率 議決権比率	% %

	(11) 取得時又は一任運用時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		出資比率 議決権比率	% %
5 取得の目的等	(1) 取得目的（該当分に○）	イ 資産運用 ロ 直接保有法人等への経営関与 ハ 国内の会社又は上場会社等への経営関与 ニ 関係会社の設立又は資金調達の支援 ホ 国内の会社等との合弁会社の設立 ヘ その他　（　　） 取得しようとする外国議決権等に係る外国法人への投資目的の詳細：	
	(2) 直接保有法人等の取得に伴う経営関与の方法	直接保有法人等	
		経営関与の方法	
	(3) 国内の会社等の経営への関与の方法	国内の会社等	
		経営関与の方法	
		事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性	イ あり ロ なし
			① 「あり」の場合、国内の会社等に対する下記事項の提案の予定の有無（ある場合には該当分に〇を付し、それぞれ詳細を記載すること。） イ 国内の会社等の事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小 ロ 取締役若しくは監査役の選任又は解任の提案 ハ 非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。） ニ 非公開情報の第三者に対する開示の提案 ホ 非公開情報の管理に関する国内の会社等等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるもの変更の提案 ヘ 期限を付して、国内の会社等の回答又は行動を求める提案
			② 国内の会社等の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する予定の有無（ある場合には詳細を記載すること。） （詳細：　　）
6	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	

7	令第２条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同項の取得に該当する場合のみ記入）	□ 取締役の選解任　□ 事業目的の変更　□ 解散　□その他（　　）
8	国の安全等に係る措置	
9	その他の事項	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種及び命令第３条第３項第２号の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める件（告示）に掲げられている要件に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。なお、宛先の「事前届出業種を所管する大臣」には、事前届出の対象となる業種又は技術若しくは情報を保有する法人が営む事業を所管する大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。「３　直接保有法人等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄及び「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄についても、同様とする。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「３　直接保有法人等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「国籍又は設立国」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍又は設立国」及び「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍又は設立国」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」及び「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　取得しようとする外国議決権等に係る外国法人」欄中「⑴　名称」欄について、「外国法人」（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体）が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。

9　「２　取得しようとする外国議決権等」欄中「⑶　数量、取得価額等」欄中「数量」、「取得価額」、「取得後の出資比率」及び「取得後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。

「⑶　数量、取得価額等」欄中「取得価額」について、外国法人が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「⑶　数量、取得価額等」欄中「取得後の出資比率」については、届出者が本届出書により外国法人の株式を取得しようとする場合であつて、外国法人が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる外国法人の株式の数の外国法人の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により外国法人の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、外国法人が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる外国法人の株式又は持分の数の外国法人の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」については、届出者が本届出書により外国法人の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとする場合であつて、外国法人が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる外国法人の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の外国法人の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により外国法人の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、外国法人が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる外国法人の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑷　取得の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している取得の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑸　支払の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している支払の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑹　取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得をしようとする場合において記入すること。

10 「３　直接保有法人等」欄中「⑴　名称」欄には、「直接保有法人等」の法人番号も記入すること

11　「３　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出者との関係」欄、「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

12　「３　直接保有法人等」欄中「⑹　取得時又は一任運用時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、取得時又は一任運用時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

13　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得をしようとする外国議決権等」欄中「取得後の議決権比率」欄、「３　直接保有法人等」欄中「議決権比率等」欄、　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「議決権比率」欄の算定に当たつて、会社若しくは上場会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

14　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

15　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

16　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

17　「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑾　取得時又は一任運用時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄において、取得時又は一任運用時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

18　「５　取得の目的等」欄中「⑴　取得の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内の会社等との合弁会社の設立」等の取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、取得の目的として「経営関与」と記入すること。また、「取得をしようとする外国議決権等に係る外国法人への投資目的の詳細」欄には、該当する内容の詳細を記載すること。「⑵直接保有法人等の取得に伴う経営関与の方法」欄には、予定される経営関与の方法を詳細に記載し、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　国内の会社等の経営への関与の方法」欄内「事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性」欄において、該当する者に〇を付す（該当が複数ある場合はその全て）とともに、「イ　あり」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。なお、⑵から⑶までの欄は、取得の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

19　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

20　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

21　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑾　届出時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。

22　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

23　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「９　その他の事項」欄に記入すること。

24　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十五

根拠法規：　対内直接投資等
に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体における直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得に関する届出書（令第2条第25項第13号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="14">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="14">1
直接保有法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 代表者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 届出者が所有等をする直接保有法人等の外国議決権等の数量等</td><td>数量</td><td>株式　株
議決権　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率等</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="9">(6) 取得時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍又は設立国</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>株式　株
議決権　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">2
同意取得しようとする議決権</td><td>(1) 数量等</td><td colspan="2">株式　株
議決権　個</td></tr>
<tr><td>(2) 同意取得の目的及び内容（該当分に○）</td><td colspan="2">イ 資産運用
ロ 直接保有法人等への経営関与
ハ 国内の会社又は上場会社等への経営関与
二 関係会社の設立又は資金調達の支援
ホ 国内の会社等との合弁会社の設立
ヘ その他　（　　）
同意取得しようとする外国議決権等に係る外国法人への投資目的の詳細：</td></tr>
<tr><td>(3) 同意取得の時期</td><td colspan="2">□ ：予定時期（　　）予定（但し、届出受理日から6カ月以内）
□ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(4) 株主総会の時期及び種別</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5) 同意取得の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>譲渡数量</td><td></td></tr>
<tr><td>(6) 同意取得後の事業計画</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td>(1) 名称</td><td colspan="2">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 資本金
総議決権</td><td colspan="2">円（　　株（口））
個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td colspan="2">取得後又は一任運用後の外資比率　%
（取得前又は一任運用前　%）</td></tr>
<tr><td>(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）</td><td colspan="2">イ 上場銘柄
ロ 店頭売買銘柄
ハ その他</td></tr>
</table>

3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(7) 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由			
	(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
	(9) 直接保有法人等との関係	株式等を保有する国内の会社等		
		直接保有法人等が保有する数量等		株式　　株 議決権　　個
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍又は設立国	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	(10) 届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%
	(11) 取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍又は設立国		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係		
		数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%

4	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
5	国の安全等に係る措置		
6	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。なお、宛先の「事前届出業種を所管する大臣」には、事前届出の対象となる業種又は技術若しくは情報を保有する法人を所管する大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。「１　直接保有法人等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄についても、同様とする。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「１　直接保有法人等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。また、届出者が法人である場合は、「代表者の国籍」欄にも代表者の国籍を記入すること。国籍及び設立国は、外国為替の取引等の報告に関する省令別表第二に掲げる国または地域名を使用すること。「１　直接保有法人等」欄中「国籍又は設立国」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍又は設立国」及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍又は設立国」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「１　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　直接保有法人等」欄中「⑴　名称」欄について、「外国法人」（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体）が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。

「２　直接保有法人等」欄中「⑹　取得時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、取得時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

11　「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑵　同意取得の目的及び内容」欄には、「資産運用」、「直接保有法人等への経営関与」、「国内の会社又は上場会社等への経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内の会社等との合弁会社の設立」等の同意取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、同意取得の目的として「経営関与」と記入すること。また、「同意取得をしようとする外国議決権等に係る外国法人への投資目的の詳細」欄には、該当する内容の詳細を記載すること。

12　「１　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄の「届出者との関係」欄及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

13　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号も記入すること。

14　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「１　直接保有法人等」欄中「議決権比率等」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」欄の算定に当たつて、会社若しくは上場会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

15　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

16　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

17　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑾　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。また「⑾　取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄において、取得時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

18　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

19　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

20　「５　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

21　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「６　その他の事項」欄に記入すること。

22　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に関する届出書（法26条第2項第10号又は令第2条第25項第10号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="13">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 役員の選任に係る法人その他の団体	⑴ 名称		
	⑵ 本店の所在地		
	⑶ 事業の内容		
2 行使する外国の法人等の議決権の数量等		数量　個 （届出時　個） 議決権の総数に占める割合　% （届出時　%） （届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　）	
3 同意の時期		□ ：予定時期（　）予定（但し、届出受理日から6カ月以内） □ ：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）	
4 同意の目的等	⑴ 取締役又は監査役の別	イ 取締役 ロ 監査役	
	⑵ 自己提案又は他者提案の別	イ 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意 ロ イ以外の議案に係る同意	
	⑶ 候補者の氏名、住所及び国籍		
	⑷ 候補者の任期		
	⑸ 候補者の経歴及び現職		
	⑹ 届出者と候補者の関係		
	⑺ 候補者の選任に係る議案に同意する目的		
	⑻ 事前届出業種に属する事業への関与方針 ※複数該当する場合はすべてにチェック	事業方針その他事業の運営への関与 非公開の技術情報の取得 事業の一部又は全部の譲渡又は廃止への関与 合併、廃業又は会社の解散への関与 取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会への出席 期限を付して、発行会社の回答若しくは行動を要求すること 関与なし その他（　） 上記についての具体的内容 （　）	
5	⑴ 名称		
	⑵ 代表者		
	⑶ 本店の所在地		
	⑷ 事業の内容		
	⑸ 届出者が所有等する直接保有法人等の外国議決権の数量等	数量	株式　株 議決権　個
		議決権比率等	%

直接保有法人等	(6) 同意時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		議決権比率	%
	(1) 名称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 定款上の事業目的		
	(4) 資本金 総議決権		円（　　株（口）） 個
	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率 （取得前又は一任運用前	% %）
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場 ロ　非上場 ハ　その他	
	(7) 事前届出業務に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		

6 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	⑻ 事前届出業務に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
	⑼ 直接保有法人等との関係	株式等を保有する直接保有法人等		
		直接保有法人等が保有する株式等の数		株
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍又は設立国	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	⑽ 届出者が保有する株式及び議決権の数量等	数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率 議決権比率		% %
	⑾ 同意時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍又は設立国		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係		
		数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率 議決権比率		% %

7 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
8 国の安全等に係る措置		
9 その他の事項	□ 届出者が外国の法人等の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。なお、宛先の「事前届出業種を所管する大臣」には、事前届出の対象となる業種又は技術若しくは情報を保有する法人を所管する大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。「５　直接保有法人等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄についても、同様とする。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「５　直接保有法人等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。また、届出者が法人である場合は、「代表者の国籍」欄にも代表者の国籍を記入すること。国籍及び設立国は、外国為替の取引等の報告に関する省令別表第二に掲げる国または地域名を使用すること。「５　直接保有法人等」欄中「国籍又は設立国」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍又は設立国」及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍又は設立国」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「５　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　役員の選任に係る法人その他の団体」欄中、「外国の法人等」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。

9　「２　行使する外国の法人等の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する外国の法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する外国の法人等の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

10　「３　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６か月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

11　「４　同意の目的等」欄中「⑶　候補者の氏名、住所及び国籍」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。

「⑸　候補者の経歴及び現職」欄において、候補者が令第３条の２第１項第３号から第５号までに規定するものの役員若しくは使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合、政府関係者であった期間及び当時の役職を明記すること。

「⑺　候補者の選任に係る議案に同意する目的」欄において、「４　同意の目的等」欄中「⑵　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合は、候補者として自ら又は自らの関係者（対内直接投資等に関する命令第２条第１項第２号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。

「⑻　事前届出業種に属する事業への関与方針」欄は、「４　同意の目的等」欄中「⑴　取締役又は監査役の別」欄において「イ　取締役」を選択した場合に記載すること。届出者が候補者を通じて発行会社の営む事前届出業種に属する事業について、該当する事項を選択するとともに、どのような関与を行う予定か記載すること。

12　「５　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「５　直接保有法人等」欄中「⑹　同意時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

13「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、外国の法人等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

15「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「取得時又は一任運用時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄において、取得時又は一任運用時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

16　「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

19　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

20　候補者が発行会社の取締役又は監査役に就任した後、発行会社が営む事前届出業種に属する事業に対して影響を行使しないよう適切な措置を講じている場合におけるその内容等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「９　その他の事項」欄に記載することができる。

21　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

22　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十七

根拠法規：　対内直接投資等
に関する命令

特定組合類似団体である直接法人等の業務執行役員への就任に関する届出書（令第2条第25項第15号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">経歴、職業及び営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1	就任の時期		
2 就任の目的	(1) 就任の任期		
	(2) 就任する目的		
	(3) 事前届出業種に関する事業の関与方針		
3 直接保有法人等	(1) 名称		
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 届出者が所有等をする直接保有法人等の外国議決権等の数量等	数量	株式　株 議決権　個
		議決権比率等	%
	(6) 就任時に同一直接保有法人等に役員として就任している届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		経歴、職業及び営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　株 議決権　個
		議決権比率	%
4 直	(1) 名称	法人番号：	
	(2) 本店の所在地		
	(3) 定款上の事業目的		
	(4) 資本金 総議決権	取得前又は一任運用前 取得後又は一任運用後 取得前又は一任運用前 取得後又は一任運用後	円（　　株（口）） 円（　　株（口）） 個 個
	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率 （取得前又は一任運用前	% %）
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他	
	(7) 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由		
	(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		

接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(9) 直接保有法人等との関係	株式等を保有する国内の会社等		
		直接保有法人等が保有する数量等		株式　　株 議決権　　個
		届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍又は設立国	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	(10) 届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%
	(11) 就任時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍又は設立国		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係		
		数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%
5	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍又は設立国		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係		
		届出者との関係		

6　国の安全等に係る措置	
7　その他の事項	

届出受理年月日 及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。なお、宛先の「事前届出業種を所管する大臣」には、事前届出の対象となる業種又は技術若しくは情報を保有する法人を所管する大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。「３　直接保有法人等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄についても、同様とする。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「３　直接保有法人等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。また、届出者が法人である場合は、「代表者の国籍」欄にも代表者の国籍を記入すること。国籍及び設立国は、外国為替の取引等の報告に関する省令別表第二に掲げる国または地域名を使用すること。「３　直接保有法人等」欄中「国籍又は設立国」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍又は設立国」及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍又は設立国」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「３　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄の「届出者との関係」欄及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「３　直接保有法人等」欄中「⑹　就任時に同一直接保有法人等に役員として就任している届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、就任時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

9　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号も記入すること。

10　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「３　直接保有法人等」欄中「議決権比率等」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」欄の算定に当たつて、会社若しくは上場会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

11　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑾　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。また、就任時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

14　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

17　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「７　その他の事項」欄に記入すること。

18　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十八

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

勧告の応諾に関する通知書

年　　月　　日

殿
（日本銀行経由）

氏名又は名称及び
代表者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職業又は業種 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 担当者
電話 ＿＿＿＿＿＿

代理人の氏名
又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人の住所又は
事務所の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人の連絡先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外国為替及び外国貿易法第27条第７項の規定（同法第27条の４第２項において準用する場合を含む）により、

年　　月　　日付　第　　号 をもつて送付された対内直接投資等の

☐ 内容の変更
☐ 中　　止
☐ 国の安全等に係る措置の修正
☐ 国の安全等に係る措置の変更の中止

の勧告について、下記の通り通知します。

記

1 諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2 対内直接投資等の内容			
3 届出受理年月日		4　届出受理番号	

（記入要領）

1　本通知書は、内容の変更、中止、国の安全等に係る措置の修正又は国の安全等に係る措置の変更の修正の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十九

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

国の安全等に係る措置・国の安全に係る措置の修正・変更に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項又は第28条第９項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1	修正届出と変更届出の別	□　修正届出	□　変更届出
2	本届出書の前提となる修正前又は変更前の届出書の受理年月日及び受理番号		
3 発行会社	⑴　名称	法人番号：	
	⑵　本店の所在地		
4	国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の内容	修正前・変更前	修正後・変更後
5	変更の時期（変更の場合のみ記載）	□：予定時期（　　）予定（但し、届出受理日から６カ月以内） □：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）	
6	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の修正又は変更を行う場合に、修正前又は変更前と修正後又は変更後の当該措置の内容を記載すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容を記入すること。

2　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種及び命令第3条第3項第2号の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める件（告示）に掲げられている要件に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

9　「３　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。また「発行会社」の法人番号を記入すること。

10　「４　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第1項第4号に規定する「国の安全等に係る措置」又は法第28条第1項第4号に規定する「国の安全に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

勧告の応諾に関する通知書

年　　月　　日

殿
（日本銀行経由）

氏名又は名称及び
代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種　　担当者
電話

代理人の氏名
又は名称

代理人の住所又は
事務所の所在地

代理人の連絡先

外国為替及び外国貿易法第28条第７項において準用する同法第27条第７項の規定（同法第28条の４第２項において準用する場合を含む）により、

年　　月　　日付　第　　号　をもつて送付された特定取得の

☐ 内容の変更
☐ 中　　止
☐ 国の安全に係る措置の修正
☐ 国の安全に係る措置の変更の中止

の勧告について、下記の通り通知します。

記

1 諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2 特定取得の内容			
3 届出受理年月日		4　届出受理番号	

（記入要領）

1　本通知書は、内容の変更、中止、国の安全に係る措置の修正又は国の安全に係る措置の変更の修正の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

勧告の応諾に関する通知書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び
代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種　　担当者
電話

代理人の氏名
又は名称

代理人の住所又は
事務所の所在地

代理人の連絡先

外国為替及び外国貿易法第29条の２第３項の規定により、　　年　　月　　日付第　　号をもつて送付された

□　対内直接投資等
□　特　定　取　得　　の　　□　株式又は持分の全部の処分
□　株式又は持分の一部の処分
□　その他必要な措置　　の勧告について、下記の通り通知します。

記

1 諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2 対内直接投資等の内容			
3 届出受理年月日		4　届出受理番号	

（記入要領）

1　本通知書は、対内直接投資等又は特定取得の別に、また勧告の内容の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

技術導入契約の締結／変更に関する届出書

年　　月　　日

（日本銀行経由）

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		担当者 電　話	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
	契約の相手方との資本関係 （該当分に○）	イ　届出者は契約の相手方が直接に議決権の５０％以上を保有している会社 ロ　届出者は上記イに該当しない		

下記のとおり届出します。

1 契約の相手方	氏名又は名称			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
2	技術の種類			
3	契約期間（始期及び終期）			
4	技術導入の対価			
5 契約条項の概要			（該当分に○）	
	イ 現在届出者が既に所有する技術を契約の相手方に提供		有	無
	ロ 特許権、実用新案権、意匠権の譲渡		有	無
	ハ 特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定		有	無
	ニ 商標権の譲渡又は使用権の設定		有	無
	ホ 技術情報の提供又は使用権の設定		有	無
	ヘ 日本国内における独占的製造権又は販売権		有	無
	ト 届出者の再実施権		有	無
6	技術の内容			
7	変更の種類（該当分に○）	イ 契約期間の変更 ロ 技術の追加 ハ 対価の変更 ニ その他		
8 変更内容	項目番号・項目名	変更前	変更後	
9	技術導入契約の締結等の時期			
10	技術導入契約の締結等をしようとする理由			
11	その他の事項			

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあつては様式中「変更」の字句を、変更にあつては様式中「締結」の字句を消すこと。

2　届出に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあつては、原届出受理証（写）を添付し、「1　契約の相手方」、「7　変更の種類」、「8　変更内容」、「9　技術導入契約の締結等の時期」、「10　技術導入契約の締結等をしようとする理由」及び「11　その他の事項」欄のみ記入し、「8　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

3　報告に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあつては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「8　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

4　「2　技術の種類」欄には、導入しようとする技術の種類を簡潔に記入すること（例：飛行機の速度計の製造技術）。

5　「4　技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ（ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。）及びその他の費用（図面代等）を、それぞれ別書すること。

6　「5　契約条項の概要」の別紙として「対価に関する条項」、「再実施権に関する許諾条項」及び「秘密保持に関する条項」を添付すること。

7　「6　技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの範囲等を記入すること。また、登録済商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。

8　地位の承継の場合には、「9　技術導入契約の締結等の時期」欄に承継日を記入するとともに、「10　技術導入契約の締結等をしようとする理由」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○○号にて届出済の○○社との契約について、○年○月○日に吸収合併（又は契約の譲渡）があり、交渉の結果、新たに指定技術の追加を含む契約を締結することで合意しましたので届出します。」等と記入すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

勧告の応諾に関する通知書

年　　月　　日

殿
（日本銀行経由）

氏名又は名称及び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職業又は業種＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者
電話＿＿＿＿＿＿

外国為替及び外国貿易法第３０条第７項において準用する同法第２７条第７項の規定により、　　年　　月　　日付第　　号をもつて送付された技術導入契約の締結等の　内容変更／中止　の勧告について、下記のとおり通知します。

記

1 諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2 特定取得の内容			
3 届出受理年月日		4　届出受理番号	

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十四

根拠法規： 対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="13">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐ あり（リンク：　　）
☐ なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項又は第28条第９項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 発行会社	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 本店の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
	⑷ 資本金 総議決権	取得前又は一任運用前　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口）） 取得前又は一任運用前　個 取得後又は一任運用後　個
	⑸ 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率　% （取得前又は一任運用前）　%
2 取得又は一任運用をした株式等	⑴ 上場、非上場等の区分（該当分に〇）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他
	⑵ 取得又は一任運用の態様（該当分に〇）	イ　設立新株等の取得 ロ　増資新株等の取得 ハ　旧株等の譲受による取得 ニ　設立新株等への一任運用 ホ　増資新株等への一任運用 ヘ　旧株等の譲受による一任運用 ト　その他（　）
	⑶ 数量、取得・一任運用価額等	数量　株（口） 取得価額又は一任運用価額　円 （一株（口）当たり　円） 取得後又は一任運用後の出資比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%） 取得後又は一任運用後の議決権比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%
3	取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	数量　株式　株 議決権　個 出資比率　% 議決権比率　%
4 取得又は一任運用の相手方	⑴ 氏名又は名称	
	⑵ 住所又は主たる事務所の所在地	
	⑶ 譲渡数量	
5	取得年月日	
6	支払年月日	
7	その他の事項	□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。

（記入要領）

1　報告者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等については、本報告書で報告することはできない。

2　本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

3　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

7　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

8　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号も記入すること。また「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

12　「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする一任運用（同条第25項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式の数及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

13　「４　取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

14　対内直接投資等に関する命令第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（１）「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑵　取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（２）「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」には対内直接投資等に関する命令第３条第２項第23号又は第４条第１項第３号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数及び実質保有等議決権の数を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行つた日の翌日における議決権比率（当該実質保有等議決権の数の総議決権に占める割合）を記入すること。

（３）当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「７　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種及び命令第3条第3項第2号の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める件（告示）に掲げられている要件に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等（発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）及び対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社をいう。）がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種）を記入すること。

15　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十五

根拠法規： 対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年　　月　　日

□　本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条の２第７項又は第28条の２第７項に該当するもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称、証券コード及び法人番号	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	取得前又は一任運用前　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口））
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	□　前回報告時点（　年　月　日）と同一のため記載を省略します。
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	□　前回報告時点（　年　月　日）と同一のため記載を省略します。
	(7) 基準遵守状況の確認に係る事項	□　財務大臣又は事業所管大臣が、外国為替及び外国貿易法第27条の２第１項又は第28条の２第１項に規定する基準（以下この様式において「基準」という。）の遵守状況を適切に把握するために必要と認めた場合に、発行会社に対して、届出に係る対内直接投資等又は特定取得に関する調査、情報提供の依頼その他必要な確認をすることに同意します。
2 取得又は一任運用をした株式（持分）	(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等	取得後又は一任運用後の出資比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%） 取得後又は一任運用後の議決権比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%）
	(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等	出資比率　% 議決権比率　%
	(3) 取得年月日	

3 基準の遵守等に関する誓約	報告者は、基準告示に定める以下の基準のうち印を付けたものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第１号　□　同第２条第２号　□　同第２条第３号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第４号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定する外国投資家である場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第５号　□　同第２条第６号
4 報告者の属性に関する事項	□　報告者の属性及び許認可等金融機関等の属性については、別紙のとおりです。 □　「６　報告者の属性」及び「７　許認可等金融機関等の属性」に記載の事項については、前回報告時点 （　　年　　月　　日　　付）から変更がないため、別紙を省略します。
5 その他の事項	

別紙

<table>
<tr><td rowspan="15">6
報告者の属性</td><td rowspan="6">(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>国籍又は設立国</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td colspan="4">☐ あり（リンク：　　）
☐ なし</td></tr>
<tr><td>国有企業等との関係</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>報告者との関係</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">(2) 特定株主等
（複数ある場合は別紙を添付して差し支えない）</td><td>議決権比率</td><td colspan="4">%</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代表者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>国籍又は設立国</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>国有企業等との関係</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">(3) 役員構成</td><td>氏名</td><td>職業</td><td>住所</td><td>国籍</td><td>代表権限</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4) 要件該当性</td><td colspan="5">□ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号又第４条の３第１項各号に規定するものに該当しません。

□ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号、第４号若しくは第５号イから二までに掲げるものが報告者の議決権の行使について指図を行う権限を有していません。

□ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定するものに該当しません。</td></tr>
</table>

7 許認可等金融機関等の属性	⑴ 許認可等金融機関等の種類等	□ 対内直接投資等に関する政令第３条の２第３項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第６項第１号（第一種金融商品取引業者） □ 同項第２号（運用会社） □ 同項第３号（投資法人） □ 同項第４号（銀行） □ 同項第５号（保険会社） □ 同項第６号（運用型信託会社） □ 同項第７号（高速取引行為者） □ 投資銀行業務等を行っています。
	⑵ 監督を受けている監督官庁の所在国及び監督官庁の名称（英語表記）	所在国： 監督官庁：
	⑶ 許認可等の根拠となる法令の名称（英語表記）	

（記入要領）

1　本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容を記入すること。

2　本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

3　発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10％未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。
発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10％以上となるとき又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項第１号の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種及び命令第３条第３項第２号の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める件（告示）に掲げられている要件に該当するものを、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種及び命令第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める件（告示）に掲げられている要件に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

6　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

7　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

8　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

9　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

10　「１　発行会社」欄中「⑴　名称、証券コード及び法人番号」欄について、「発行会社」の法人番号も記入すること。なお、発行会社が上場会社等である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10％未満となるときは、証券コードを記載することで、「１　発行会社」欄中「⑵　本店の所在地」から「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。

11　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称及び証券コード」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち保有者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものが所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

15　「３　基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には外国為替及び外国貿易法第27条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には外国為替及び外国貿易法第28条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第２条第１号から第３号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第３条の２第２項第３号イ及び対内直接投資等に関する命令第３条の２第６項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第２条第４号についても印を付けて誓約すること。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が命令第３条の２第４項各号に規定する外国投資家である場合は、基準告示第２条第５号及び第６号についても印を付けて誓約すること。

16　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、報告者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、報告者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

19　「６　報告者の属性」欄中「⑵　特定株主等」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10％以上となるもの又は会社法第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有しているものに限る。）又は報告者による議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄に記載するものを除く。）（以下この記入要領において「特定株主等」という。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍又は設立国、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は当該場所、会社法第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有している場合はその旨、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有している場合はその旨も併記すること。

20　「６　報告者の属性」欄中「⑶　役員構成」欄では、報告者の役員（法第26条第１項第５号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。

21　「７　許認可等金融機関等の属性」欄中「⑴　許認可等金融機関等の種類等」欄では、報告者が令第３条の２第３項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第６項各号に掲げるものに該当する場合に該当する箇所に印を付けるほか、同項第１号又は第４号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第１項第３号若しくは第35条第１項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。

22　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式／持分の譲渡に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名			
	住所		国籍	
	職業			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：		
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資本金	円（　　株（口））		
2	譲渡した株式（持分）の数量、譲渡価額等	数量　株（口） 譲渡価額　円（一株（口）当たり　円） 譲渡後の出資比率　％		
3 相手方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		(3) 国籍又は設立国	
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容			
	(5) 譲受数量		(6) 譲受後の出資比率	
4	譲渡年月日			
5	支払の受領年月日			
6	その他の事項	□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。		

（記入要領）

1　本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

5　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には、「発行会社」の法人番号も記入すること。

6　「3　相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

7　「３　相手方」欄中「⑶　国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十七

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使委任に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名			
	住所		国籍	
	職業			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：		
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 総議決権	個		
2 委任した議決権の数量等		数量　　個 委任後の議決権比率　　％		
3 委任の相手方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		(3) 国籍又は設立国	
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容			
4 委任年月日				
5 その他の事項		□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。		

（記入要領）

1　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

4　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には「発行会社」の法人番号を記入すること。「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

5　「２　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

6　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

7　「３　委任の相手方」欄中「⑶　国籍又は設立国」欄には、委任の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、委任の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十八

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使受任に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 外資比率	%
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他
2 受任した議決権	(1) 数量等	数量 個 受任後の議決権比率 % （受任前の比率 %）
	(2) 受任の内容	
3 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等		数量 個 議決権比率 %
4 受任の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 委任数量	個
5 受任年月日		
6 その他の事項		□ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑴名称」欄には法人番号を記入すること。また「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

8　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

9　「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　受任の内容」欄には、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行つた議案について、可能な限り記入すること。

10　「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十九

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

共同議決権行使同意取得に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 外資比率	%
2 同意取得した議決権	(1) 数量等	数量 個 同意取得後の議決権比率 % （同意取得前の比率 %）
	(2) 同意取得の内容	
3	同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数量 個 議決権比率 %
4	同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数量 個 議決権比率 %
5 同意取得の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 同意数量	
6	同意取得年月日	
7	その他の事項	□ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑴名称」欄には法人番号を記載すること。また「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「４　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

8　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

9　「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。「⑵　同意取得の内容」欄には、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案について、可能な限り記入すること。

10　「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　「４　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第８号まで、第11号及び第12号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び報告者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

12　「５　同意取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により同意取得した場合において記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

金銭の貸付け又は貸付債権の取得に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 債務者	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 主たる事務所の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
2 金額		債権金額： （貸付債権の取得の場合は取得価額：　　）
3 契約年月日		
4 貸付又は取得年月日		
5 条件	⑴ 金利	
	⑵ 期間	
	⑶ 元本の回収方法（該当分に〇）	イ　期日一括 ロ　分割（具体的に記入すること。）
6 その他の事項		□ 相手方は事前届出業種に属する事業を行っていない。

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7 「１　債務者」欄中「⑴　名称」欄には「債務者」の法人番号を記入すること（法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

8　「５　条件」欄中「⑶　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならつて記入すること。
（例：○年○月を第１回とし、以降１年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

社債の取得に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし		
	報告者となる法的根拠（該当分に○）	イ　非居住者個人 ロ　外国法人等 ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ　特定組合等 ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項又は同法第28条第９項に該当するもの		
		注１:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）		
		注２:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（　　）		
	代理人　氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人　住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	⑴　名称	法人番号：				
	⑵　主たる事務所の所在地					
	⑶　定款上の事業目的					
2 取得した社債	銘柄（発行日、記号等）	額面総額	取得価額	利率	償還日及び元利の支払方法	同一銘柄の発行総額
3	取得年月日					
4	支払年月日					
5	その他の事項	□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。				

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」の法人番号も記入すること。

8　取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「２　取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならつて記入すること。
（例：償還日は〇年〇月〇日、元利金は本邦において円価で支払う。）

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十二

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の承継に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="10">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">☐　あり（リンク：　　）
☐　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 対象会社	⑴ 名称	法人番号：
	⑵ 本店の所在地	
	⑶ 定款上の事業目的	
	⑷ 資本金	
2 承継年月日		
3 承継の対価		
4 承継方法等	⑴ 承継の方法	□ 事業の一部の譲受け □ 事業の全部の譲受け □ 吸収分割 □ 合併
	⑵ 承継対象の事業内容	
	⑶ 報告者と対象会社の関係	
5 その他の事項		□ 承継対象の事業に事前届出業種に属する事業は含まれていない。

（記入要領）

1 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

4 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7 「1 対象会社」欄中「⑴ 名称」欄には「対象会社」の法人番号も記入すること。

8 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得等（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）又は外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□ あり（リンク　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="3">1
取得した外国議決権等に係る外国法人</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">2
取得した外国議決権等</td><td>(1) 上場、非上場等の区分
（該当分に○）</td><td colspan="2">イ 上場
ロ 非上場
ハ その他</td></tr>
<tr><td>(2) 取得の態様
（該当分に○）</td><td colspan="2">イ 設立新株等の取得
ロ 増資新株等の取得
ハ 旧株等の譲受による取得
ニ その他 （ ）</td></tr>
<tr><td>(3) 数量、取得価額等</td><td colspan="2">数量
株式 株（口）
議決権 個
取得価額 円
（一株・口 当たり 円）
取得後の出資比率 %
（取得前の比率 %）
取得後の議決権比率 %
（取得前の比率 %）</td></tr>
<tr><td>(4) 取得年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr>
<tr><td>(5) 支払年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(6) 取得の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>譲渡数量</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="11">3
直接保有法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 代表者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 報告者が所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>数量</td><td>株式　株
議決権　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率等</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="7">(6) 報告時に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍又は設立国</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td>報告者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>株式　株
議決権　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td>(1) 名称</td><td>法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td></td></tr>
<tr><td>(4) 資本金
総議決権</td><td>取得前又は一任運用前　円（　株（口））
取得後又は一任運用後　円（　株（口））
取得前又は一任運用前　個
取得後又は一任運用後　個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td>取得後又は一任運用後の外資比率　%
（取得前又は一任運用前　%）</td></tr>
</table>

4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他		
	(7) 直接保有法人等との関係	株式等を保有する国内の会社等		
		直接保有法人等が保有する数量等		株式 株 議決権 個
		報告時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍又は設立国	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□ あり（リンク： ） □ なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株式 株 議決権 個
			出資比率 議決権比率	% %
		報告時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量		株式 株 議決権 個
		出資比率		%
		議決権比率		%
	(9) 報告時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍又は設立国		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□ あり（リンク： ） □ なし
		届出者との関係		
		数量		株式 株 議決権 個
		出資比率		%
		議決権比率		%
5	令第２条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同項の取得に該当する場合のみ記入 ）	□ 取締役の選解任　□ 事業目的の変更　□解散　□その他（ ）		
6	その他の事項			

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。「３　直接保有法人等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄についても、同様とする。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「３　直接保有法人等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

3　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「国籍又は設立国」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍又は設立国」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「２　取得した外国議決権等」欄の「⑶　数量、取得価額等」欄中「取得後の出資比率」については、報告者が本報告書により外国法人の株式を取得した場合であつて、外国法人が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有することとなった外国法人の株式の数の外国法人の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により外国法人の株式又は持分を取得した場合であつて、外国法人が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有することとなった外国法人の株式又は持分の数の外国法人の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

8　「２　取得した外国議決権等」欄の「⑶　数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」については、報告者が本報告書により外国法人の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとする場合であつて、外国法人が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる外国法人の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の外国法人の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により外国法人の株式又は持分を取得した場合であつて、外国法人が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなった外国法人の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

9　「⑹　取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得をしようとする場合において記入すること。

10　「３　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

11　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号も記入すること。

12　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得した外国議決権等」欄中「取得後の議決権比率」欄、「３　直接保有法人等」欄中「議決権比率等」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」欄の算定に当たつて、会社若しくは上場会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

13　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

14　また、報告者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　報告時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。

16　本報告書により報告した対内直接投資等が令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「6　その他の事項」欄に記入すること。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十四

根拠法規：　対内直接投資等
に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体における直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得に関する報告書（令第2条第25項第13号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

<table>
<tr><td rowspan="14">1
直接保有法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 代表者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 報告者が所有等をする直接保有法人等の外国議決権等の数量等</td><td>数量</td><td>株式　株
議決権　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率等</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="9">(6) 報告時に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍又は設立国</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td>報告者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>株式　株
議決権　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">2
同意取得した議決権</td><td>(1) 数量等</td><td>株式　株
議決権　個</td></tr>
<tr><td>(2) 同意取得の目的及び内容（該当分に○）</td><td>イ 資産運用
ロ 直接保有法人等への経営関与
ハ 国内の会社又は上場会社等への経営関与
ニ 関係会社の設立又は資金調達の支援
ホ 国内の会社等との合弁会社の設立
ヘ その他（　　）
同意取得しようとする外国議決権等に係る外国法人への投資目的の詳細：</td></tr>
<tr><td>(3) 同意取得年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>(4) 株主総会の時期及び種別</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5) 同意取得の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>譲渡数量</td><td></td></tr>
<tr><td>(6) 同意取得後の事業計画</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名称	法人番号：		
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資本金 総議決権	取得前又は一任運用前 取得後又は一任運用後 取得前又は一任運用前 取得後又は一任運用後	円（　　株（口）） 円（　　株（口）） 個 個	
	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率 （取得前又は一任運用前	% %）	
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他		
	(7) 直接保有法人等との関係	株式等を保有する国内の会社等		
		直接保有法人等が保有する数量等		株式　　株 議決権　　個
		報告時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍又は設立国	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		報告時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%
	(9) 報告時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍又は設立国		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係		
		数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%
4 その他の事項				

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。「１　直接保有法人等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄についても、同様とする。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「１　直接保有法人等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

3　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。また、届出者が法人である場合は、「代表者の国籍」欄にも代表者の国籍を記入すること。国籍及び設立国は、外国為替の取引等の報告に関する省令別表第二に掲げる国または地域名を使用すること。「１　直接保有法人等」欄中「国籍又は設立国」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍又は設立国」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「１　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄の「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

8　「２　同意取得した議決権」欄中「⑵　同意取得の目的及び内容」欄には、「資産運用」、「直接保有法人等への経営関与」、「国内の会社又は上場会社等への経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内の会社等との合弁会社の設立」等の同意取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、同意取得の目的として「経営関与」と記入すること。また、「同意取得をしようとする外国議決権等に係る外国法人への投資目的の詳細」欄には、該当するものがある場合には詳細を記載すること。

9　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号も記入すること。また「⑼　報告時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。

10　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「１　直接保有法人等」欄中「議決権比率等」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」欄の算定に当たつて、会社若しくは上場会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

11　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

12　「２　同意取得した議決権」欄中「⑵　同意取得の目的及び内容」欄には、「資産運用」、「直接保有法人等への経営関与」、「国内の会社又は上場会社等への経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内の会社等との合弁会社の設立」等の同意取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、同意取得の目的として「経営関与」と記入すること。また、「同意取得をしようとする外国議決権等に係る外国法人への投資目的の詳細」欄には、該当するものがある場合には詳細を記載すること。

13　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「４　その他の事項」欄に記入すること。

14　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に関する報告書（法26条第2項第10号又は令第2条第25項第10号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

<table>
<tr><td rowspan="3">1
役員の選任に係る法人その他の団体</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">2 行使する外国の法人等の議決権の数量等</td><td colspan="2">数量　個
（報告時　個）
議決権の総数に占める割合　%
（報告時　%）

（報告時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 同意年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="13">4
直接保有法人等</td><td>(1) 名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 代表者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 報告者が所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>数量</td><td>株式　株
議決権　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率等</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="8">(6) 報告時に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍又は設立国</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□ あり（リンク：　）
□ なし</td></tr>
<tr><td>報告者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>数量</td><td>株式　株
議決権　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td>(1) 名称</td><td colspan="2">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2) 本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 定款上の事業目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4) 資本金
総議決権</td><td colspan="2">円（　株（口））
個</td></tr>
<tr><td>(5) 外資比率</td><td colspan="2">取得後又は一任運用後の外資比率　%
（取得前又は一任運用前　%）</td></tr>
<tr><td>(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）</td><td colspan="2">イ 上場
ロ 非上場
ハ その他</td></tr>
</table>

5 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(7) 直接保有法人等との関係	株式等を保有する直接保有法人等		
		直接保有法人等が保有する株式等の数		株
		報告時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍又は設立国	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□ あり （リンク： ） □ なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株式 株 議決権 個
			出資比率 議決権比率	% %
		報告時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	(8) 報告者が保有する株式及び議決権の数量等	数量		株式 株 議決権 個
		出資比率 議決権比率		% %
	(9) 報告時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍又は設立国		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□ あり（リンク： ） □ なし
		報告者との関係		
		数量		株式 株 議決権 個
		出資比率		%
		議決権比率		%
6 その他の事項		□ 報告者が外国の法人等の株式又は持分のすべてを所有している。		

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。「４　直接保有法人等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄についても、同様とする。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「４　直接保有法人等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄、「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

3　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。また、報告者が法人である場合は、「代表者の国籍」欄にも代表者の国籍を記入すること。国籍及び設立国は、外国為替の取引等の報告に関する省令別表第二に掲げる国または地域名を使用すること。「４　直接保有法人等」欄中「国籍又は設立国」欄及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍又は設立国」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「４　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「２　行使する外国の法人等の議決権の数量等」欄において、本報告の対象となる同意時点において行使する外国の法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本報告書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本報告書受理日において報告者が保有する外国の法人等の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本報告書受理日において報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本報告の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「９　その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。

8　「４　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

9「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号も記入すること。

10　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　報告者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「６　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十六

根拠法規：　対内直接投資等
に関する命令

特定組合類似団体である直接法人等の業務執行役員への就任に関する報告書（令第2条第25項第15号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">経歴、職業及び営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に〇）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1	就任年月日		
2 就任の目的	(1) 就任の任期		
	(2) 就任する目的		
	(3) 事前届出業種に関する事業の関与方針		
3 直接保有法人等	(1) 名称		
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 報告者が所有等をする直接保有法人等の外国議決権等の数量等	数量	株式　株 議決権　個
		議決権比率等	%
	(6) 報告時に同一直接保有法人等に役員として就任している報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		経歴、職業及び営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		報告者との関係	
		数量	株式　株 議決権　個
		議決権比率	%
	(1) 名称	法人番号：	
	(2) 本店の所在地		
	(3) 定款上の事業目的		
	(4) 資本金 総議決権	取得前又は一任運用前　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口）） 取得前又は一任運用前　個 取得後又は一任運用後　個	
	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率　% （取得前又は一任運用前　%）	
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他	

4 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(7) 直接保有法人等との関係	株式等を保有する国内の会社等		
		直接保有法人等が保有する数量等		株式　　株 議決権　　個
		報告時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍又は設立国	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		報告時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%
	(9) 報告時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍又は設立国		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□ あり（リンク：　　） □ なし
		報告者との関係		
		数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%
5 その他の事項				

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。「３　直接保有法人等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄についても、同様とする。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「３　直接保有法人等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

3　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。また、届出者が法人である場合は、「代表者の国籍」欄にも代表者の国籍を記入すること。国籍及び設立国は、外国為替の取引等の報告に関する省令別表第二に掲げる国または地域名を使用すること。「３　直接保有法人等」欄中「国籍又は設立国」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍又は設立国」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「３　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄の「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

8　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号も記入すること。

9　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「３　直接保有法人等」欄中「議決権比率等」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」欄の算定に当たつて、会社若しくは上場会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

10　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

11　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　報告時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。

12　本報告書により報告された対内直接投資等が令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「５　その他の事項」欄に記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

技術導入契約の締結／変更に関する報告書

年　　月　　日

（日本銀行経由）

報出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		担当者 電　話	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
	契約の相手方との資本関係（該当分に○）	イ　報告者は契約の相手方が直接に議決権の５０％以上を保有している会社 ロ　報告者は上記イに該当しない		

下記のとおり報告します。

1 契約の相手方	氏名又は名称			
	住所又は主たる事務所の所在地		国　籍	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
2	契約締結年月日又は変更契約締結年月日			
3	技術の種類			
4	契約期間（始期及び終期）			
5	技術導入の対価			

		（該当分に○）	
6 契約条項の概要	イ　現在報告者が既に所有する技術を契約の相手方に提供	有	無
	ロ　特許権、実用新案権、意匠権の譲渡	有	無
	ハ　特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定	有	無
	ニ　商標権の譲渡又は使用権の設定	有	無
	ホ　技術情報の提供又は使用権の設定	有	無
	ヘ　日本国内における独占的製造権又は販売権	有	無
	ト　届出者の再実施権	有	無

<table>
<tr><td colspan="2">7　技　術　の　内　容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">8　変　更　の　種　類
（該当分に○）</td><td colspan="2">イ　契約期間の変更
ロ　技術の追加
ハ　対価の変更
ニ　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9
変更内容</td><td>項目番号・項目名</td><td>変　更　前</td><td>変　更　後</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">10　そ　の　他　の　事　項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（記入要領）

1　本報告書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあつては様式中「変更」の字句を、変更にあつては様式中「締結」の字句を消すこと。

2　届出に係る技術導入契約の変更に関する報告書にあっては、原届出受理証（写）を添付し、「1　契約の相手方」、「2　変更契約締結年月日」、「8　変更の種類」、「9　変更内容」及び「10　その他の事項」欄のみ記入し、「9　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

3　報告に係る技術導入契約の変更に関する報告書にあつては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「9　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

4　「2　契約締結年月日又は変更契約締結年月日」欄は、地位の承継の場合には、承継日を記入すること。

5　「3　技術の種類」欄には、導入する技術の種類を簡潔に記入すること（例：自動梱包機の搬送装置の製造技術及び商標権の使用許諾）。

6　「5　技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ（ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。）及びその他の費用（図面代等）を、それぞれ別書すること。

7　「7　技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの範囲等を記入すること。また、登録済商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。

8　地位の承継の場合には、「10　その他の事項」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○○号にて届出済の○○社が○○社に吸収合併（又は契約譲渡）されたことによる。」等と記入すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十八

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号						
2	発行会社の名称	法人番号：					
3	上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他					
4	取得、一任運用又は処分の内容	実行年月日	取得対象の別	数量	単価	取得、一任運用又は処分の別	取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
5	出資比率	取得前、一任運用前又は処分前			%		
		取得後、一任運用後又は処分後			%		
6	議決権比率	取得前、一任運用前又は処分前			%		
		取得後、一任運用後又は処分後			%		
7	その他の事項						

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得及び取得した株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。）の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株（旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。）の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併登記の日、吸収合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「７　その他の事項」欄に記入すること。

7　「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

8　「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

9　「５　出資比率」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。
「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

10　「６　議決権比率」欄については、発行会社が上場会社等である場合においては、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有する発行会社の議決権数の総議決権に占める割合を記入すること。
「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。
「６　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

11　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「出資証券」と記入すること。議決権又は議決権行使等権限の取得又は処分の場合は、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「議決権」又は「議決権行使等権限」と記入すること。

12　対内直接投資等に関する命令第７条第３項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。
（１）「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄、「５　出資比率」欄及び「６　議決権比率」欄に、報告の対象となつた事実の内容（その事実の直接の要因となつた株式の処分の内容）について記入すること。
（２）報告の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「７　その他の事項」欄にその内容について記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十九

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

金銭の貸付け、貸付債権の取得又は社債の取得等に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号			
2	金銭の貸付けの相手方、貸付債権の債務者又は発行会社の名称			
3	金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債権の取得、貸付債権の返済、社債の取得又は償還の内容	実行年月日	金額	金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債権の取得、貸付債権の返済、社債の取得又は償還の別
4	その他の事項			

（記入要領）

1　本報告書は、金銭の貸付けの相手方、貸付債権の債務者又は社債の発行会社の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　金銭の貸付けの返済及び貸付債権の返済には期限前返済、社債の償還には期限前償還がそれぞれ含まれる。

7　「３　金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債権の取得、貸付債権の返済、社債の取得又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金銭の貸付けの場合は貸付金額、貸付けの返済の受入れの場合は返済金額、貸付債権の取得の場合は債権金額、貸付債権の返済の受入れの場合は返済金額、社債の取得の場合は額面総額及び取得価額、社債の償還の受入れの場合は償還価額をそれぞれ記入すること。

8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の 設置の中止 廃止 実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号	
2 支店等	(1) 名称	
	(2) 所在地	
	(3) 種類	
	(4) 設置年月日	
	(5) 設置の中止又は廃止年月日	
3	その他の事項	

（記入要領）

1　本報告書は、支店等の設置の中止又は廃止の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「２　支店等」欄中「⑶ 種類」欄には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。

7　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

共同議決権行使同意取得等に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号				
2	発行会社の名称	法人番号：			
3	同意取得又はその解除の内容	実行年月日	議決権の数量	同意取得又はその解除の別	同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
4	議決権比率	同意取得前又はその解除前	%	同意取得後又はその解除後	%
5	その他の事項				

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権行使同意取得又は共同議決権行使同意取得の解除の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。

7　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。

8　「４　議決権比率」欄については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「３　同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を加減した議決権比率を記入すること。

「４　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

事業の承継に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="7">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

<table>
<tr><td>1</td><td colspan="2">本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">承継又は処分の別</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">承継又は処分年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">承継又は処分の対価</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">5
承継又は処分方法等</td><td>(1)</td><td>承継又は処分の方法</td><td>事業の全部の譲受け
事業の一部の譲受け
吸収分割
合併
その他（　　）</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>承継又は処分対象の事業内容</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">その他の事項</td><td></td></tr>
</table>

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

4　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

5　「５　承継又は処分方法等」欄中「⑵　承継又は処分対象の事業内容」欄は、「１　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した事前届出において承継対象の事業内容とされたものと同一である場合は、その旨記載することで詳細の記載を省略することができる。

6　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得等（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）、外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）又は直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得（令第２条第25項13号）に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレ			

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号						
2	直接保有法人等の名称						
3	取得又は処分の内容	実行年月日	取得対象の別	数量	単価	取得又は処分の別	取得又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
4	出資比率	取得前又は処分前			%		
		取得後又は処分後			%		
5	議決権比率	取得前又は処分前			%		
		取得後又は処分後			%		
6	発行会社の名称						
7	その他の事項						

（記入要領）

1　本報告書は、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得等（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12項又は同項第14項）、外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）又は直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得（令第２条第25項13号）の取得及び処分の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「３　取得又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

7　「３　取得又は処分の内容」欄中「取得又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得又は処分をした場合において記入すること。

8　「４　出資比率」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「取得前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後又は処分後」欄には、「３　取得又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

9　「５　議決権比率」欄については、発行会社が上場会社等である場合においては、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有する発行会社の議決権数の総議決権に占める割合を記入すること。

「取得前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後又は処分後」欄には、「取得前又は処分前」欄の比率に「３　取得又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

「５　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

10　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「３　取得又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「出資証券」と記入すること。議決権又は議決権行使等権限の取得又は処分の場合は、「３　取得又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「議決権」又は「議決権行使等権限」と記入すること。

11　対内直接投資等に関する命令第７条第３項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。

（１）「３　取得又は処分の内容」欄、「４　出資比率」欄及び「５　議決権比率」欄に、報告の対象となつた事実の内容（その事実の直接の要因となつた株式の処分の内容）について記入すること。

（２）報告の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「７　その他の事項」欄にその内容について記入すること。

12　「６　発行会社の名称」欄には、取得した外国議決権等に係る外国法人等を記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1	変更報告の対象となる報告書の提出年月日		
2 変更の内容等	(1) 変更の内容（該当分に○）	イ　特定株主の変更（対内直接投資等に関する命令第７条第４項第１号） ロ　国有企業等の特定株主への追加（同項第２号） ハ　第３条の２第４項各号に該当するものの特定株主への追加（第７条第４項第３号） ニ　役員又は代表取締役の３分の１の国籍変更（同項第４号） ホ　外国政府等関係者等の役員への追加（同項第５号） ヘ　最終親会社等の変更（同項第６号） ト　国有企業等の変更（同項第７号） チ　第３条の２第４項各号への該当（第７条第４項第８号） リ　許認可等金融機関等への該当性の変更（同項第９号） ヌ　投資銀行業務等の開始・停止（同項第10号） ル　許認可等金融機関等の監督機関の変更（同項第11号） ヲ　許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更（同項第12号）	
	(2) 変更内容の詳細	変更前	変更後
3	変更が生じた理由		
4	変更が生じた年月日		
5	その他の事項		

（記入要領）

1　本報告書は、「１　変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載とすること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「２　変更の内容等」欄中「⑵　変更内容の詳細」欄では、「１　変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の記載が「２　変更の内容等」欄中「⑴　変更の内容」欄記載の事由が発生したことにより変更が生ずる場合において、かかる変更について記載すること。

7　「３　変更が生じた理由」欄は、「２　変更の内容等」欄中「⑴　変更の内容」欄記載の事由が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

8　「４　変更が生じた年月日」欄は、「２　変更の内容等」欄中「⑴　変更の内容」欄記載の事由が発生した日を記載すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

直接保有法人等の最終親会社の変更に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種を所管する大臣

- □　内閣総理大臣（警察庁）
- □　内閣総理大臣（金融庁）
- □　総　務　大臣
- □　厚生労働大臣
- □　農林水産大臣
- □　経済産業大臣
- □　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし		
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

<table>
<tr><td colspan="2">1　発行会社に対する対内直接投資等又は特定取得に係る届出書の受理番号及び提出年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="20">2
変更の内容等</td><td rowspan="10">(1)　変更前の最終親会社</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍又は設立国</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td>国有企業等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>保有していた報告者の議決権等</td><td>株式　　個
議決権　　個
出資比率　　%
議決権比率　　%</td></tr>
<tr><td rowspan="10">(2)　変更後の最終親会社</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍又は設立国</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td>国有企業等との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>取得した報告者の議決権等</td><td>株式　　個
議決権　　個
出資比率　　%
議決権比率　　%</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　変更が生じた理由・背景</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　変更が生じた年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">5　その他の事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（記入要領）

1　本報告書は、「1　発行会社に対する対内直接投資等又は特定取得に係る届出書の受理番号及び提出年月日」欄において特定した届出書の宛先と同じ宛先を記載とすること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

「報告者」欄中、「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「2　変更の内容当」欄中の「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「3　変更が生じた理由・背景」欄は、最終親会社の変更の事由が発生した理由と背景を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

7　「4　変更が生じた年月日」欄は、「2　変更の内容等」欄中「(1)　変更の内容」欄記載の事由が発生した日を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十六

表　面

第　　号

身分証明書

官　　職
氏　　名
生 年 月 日

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日

主務大臣　　印

裏　面

写　　真

印
又は
刻印

1　本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携行すること。

2　本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

3　本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があつた場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。

4　官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。

5　検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考）用紙は、日本産業規格Ｂ８、64×91㎜とする。